

第2期上川町福祉総合計画



令和6年3月

上川町

目 次

第1章 総論

1. 計画の策定にあたって	
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間	3
1-4 計画の策定体制	3
2. 計画策定の背景	
2-1 福祉を取り巻く社会の変化	4
2-2 上川町の福祉を取り巻く状況	4
(1) 人口と世帯の推移	4
(2) 福祉を取り巻く状況	9
(3) 地域の福祉資源の状況	11
3. 計画の基本的な考え方	
3-1 基本理念	30
(1) 計画の基本理念	30
(2) 各部門計画の基本方針	30

第2章 各論

1. 第2期地域福祉計画・第5期地域福祉実践計画	
1-1 地域福祉とは	31
1-2 地域福祉計画とは	31
1-3 地域福祉実践計画とは	31
1-4 計画策定の背景	32
1-5 第1期地域福祉計画の評価	33
1-6 第4期地域福祉実践計画の評価	39
1-7 計画の体系	49
1-8 施策の展開	50
(1) 地域を支える人づくり	50
(1)-1 福祉意識の醸成	50
(1)-2 人材の育成と活用	51
(1)-3 ボランティア活動の活性化	53
(2) 誰もがつながり合う仕組みづくり	55
(2)-1 地域コミュニティの形成	55
(2)-2 交流の場や機会の充実	56
(2)-3 健康づくり・生きがいつくりの推進	58
(2)-4 介護予防活動の推進	60
(3) 誰もが安心して暮らせる環境づくり	61
(3)-1 生活環境の整備	61
(3)-2 防災・防犯体制の充実	63
(3)-3 子育て支援の推進	65
(3)-4 生活困窮者の支援（生活困窮者自立支援計画）	67

(3)-5 要支援者等への対応の推進	6 9
(3)-6 自殺対策の推進（自殺対策計画）	7 1
(4) 多様性や違いを認め合う人権擁護のまちづくり	7 2
(4)-1 権利擁護の推進	7 2
(4)-2 成年後見制度の普及・推進（成年後見制度利用促進計画）	7 4
(5) 地域福祉を推進する体制づくり	7 6
(5)-1 相談体制の充実	7 6
(5)-2 情報提供の充実	7 8
(5)-3 福祉サービスの充実	7 9
(5)-4 地域福祉ネットワークの構築	8 1
1-9 社会福祉協議会の取り組み	8 3
1-10 計画の進め方	8 3
(1) 町民や地域の役割	8 3
(2) 社会福祉協議会の役割	8 3
(3) 町の役割	8 3
2. 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
2-1 計画策定の背景	8 4
(1) 計画策定の趣旨	8 4
(2) 計画策定機関	8 5
(3) 住民参加及び意見反映	8 5
2-2 基本理念・目標	8 5
(1) 計画の基本理念	8 5
(2) 計画の基本的目標	8 5
(3) 計画の重点施策	8 6
(4) 上川町地域包括ケアシステムの深化について	8 6
(5) 第8期計画の達成状況の評価	8 8
(6) 要介護者等地域の実態把握	8 9
(6)-1 人口の推移	8 9
(6)-2 高齢者世帯の推移	9 0
(6)-3 要介護等認定者の推移	9 1
(6)-4 人口及び第1号被保険者数の推計	9 3
(6)-5 要介護等認定者数の推計	9 3
(7) 他の計画との関係	9 5
(8) 日常生活圏域の設定	9 5
(9) 計画の体系	9 6
2-3 施策の展開	9 7
(1) 地域包括ケアシステムを支える体制の整備	9 7
(1)-1 自立支援、介護予防・重度化を防止するための環境整備	9 7
(1)-2 介護給付等対象サービスの充実・強化	8 2
(1)-3 在宅医療・介護が連携した切れ目のないサービス体制の整備	1 0 7
(1)-4 高齢者の安定的な住まいの確保	1 0 9
(1)-5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	1 1 3
(1)-6 介護に取り組む家族等への支援の充実	1 1 3
(1)-7 高齢者の権利擁護	1 1 4
(1)-8 効果的・効率的な介護給付の推進（介護給付適正化計画）	1 1 4

(1)-9 介護保険制度の立案及び運用に関するPDC Aサイクルの推進 …	1 1 6
(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進 …	1 1 7
(2)-1 地域共生社会の実現に向けた包括的支援の整備 ……………	1 1 7
(2)-2 高齢者の多様な支援ニーズに応え得る体制の整備 ……………	1 1 8
(2)-3 住民参加の促進 ……………	1 1 8
(2)-4 社会参加の促進 ……………	1 1 9
(3) 介護予防と健康づくりを通じた健やかに暮らせる環境の整備 ……………	1 1 9
(3)-1 健康づくりの推進 ……………	1 1 9
(3)-2 介護予防の推進 ……………	1 1 9
(3)-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ……………	1 2 0
(4) 「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進 ……………	1 2 0
(4)-1 普及啓発・本人発信支援 ……………	1 2 1
(4)-2 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ……………	1 2 1
(4)-3 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加 支援 ……………	1 2 2
(5) 災害や感染症対策に係る体制の整備 ……………	1 2 3
(5)-1 災害に対する備えの検討 ……………	1 2 3
(5)-2 感染症に対する備えの検討 ……………	1 2 3
2-4 第7期計画の計画・実績対比 ……………	1 2 4
(1) サービスの計画・実績対比 ……………	1 2 4
(1)-1 居宅サービスの計画・実績対比 ……………	1 2 4
(1)-2 地域密着型サービスの計画・実績対比 ……………	1 2 5
(1)-3 施設サービスの計画・実績対比 ……………	1 2 5
(1)-4 その他の計画・実績対比 ……………	1 2 5
(1)-5 地域支援事業の計画・実績対比 ……………	1 2 6
(1)-6 総給付費の計画・実績対比 ……………	1 2 6
(1)-7 第7期計画期間中の介護サービス等利用における評価 ……………	1 2 6
(2) サービス利用見込み ……………	1 2 7
(2)-1 居宅サービスの見込み ……………	1 2 7
(2)-2 地域密着型サービスの見込み ……………	1 2 9
(2)-3 施設サービスの見込み ……………	1 3 1
(3) 介護保険給付費等の費用の見込み ……………	1 3 2
(3)-1 居宅サービス ……………	1 3 2
(3)-2 地域密着型サービス ……………	1 3 3
(3)-3 施設サービス ……………	1 3 3
(3)-4 その他 ……………	1 3 3
(3)-5 地域支援事業 ……………	1 3 4
(3)-6 総給付費 ……………	1 3 5
2-5 介護保険料 ……………	1 3 6
(1) 第9期の介護保険料 ……………	1 3 6
(1)-1 介護保険料設定の考え方及び基準月額保険料の試算 ……………	1 3 6
(1)-2 介護保険料の段階 ……………	1 3 7
(1)-3 介護保険料の推移 ……………	1 3 9

3. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

3-1 計画の策定にあたって ……………	1 4 0
----------------------	-------

(1) 計画策定の背景と趣旨	1 4 0
(2) 計画根拠法と位置づけ	1 4 0
(3) 計画の期間・策定体制	1 4 1
(3)-1 計画期間	1 4 1
(3)-2 計画策定体制	1 4 1
(4) 制度改正の概要	1 4 2
(4)-1 近年の国の動向	1 4 2
(4)-2 障がい福祉計画に係る国の基本方針の見直しについて	1 4 3
(5) 障がい者・障がい児に対する障がい福祉サービスの体系	1 4 4
3-2 現状の分析	1 4 5
(1) 本町における障がい者等の現状	1 4 5
(1)-1 本町における障がい者の現状	1 4 5
(1)-2 身体障がい者の状況	1 4 6
(1)-3 知的障がい者の状況	1 4 7
(1)-4 精神障がい者の状況	1 4 8
(1)-5 その他のサービス	1 4 9
3-3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価	1 5 0
(1) 重点課題の評価	1 5 0
(1)-1 相談支援体制の充実	1 5 0
(1)-2 障がい者の地域生活への移行の促進と 地域生活支援拠点等の整備	1 5 0
(1)-3 就労支援の充実	1 5 0
(1)-4 権利擁護の推進	1 5 1
(1)-5 分野を超えた支援体制の整備	1 5 1
(1)-6 発達の遅れや障がいのある子どもへの支援の充実	1 5 1
(1)-7 災害に備えた地域づくりの推進	1 5 1
(2) 数値目標の評価	1 5 2
(2)-1 施設入所者の地域生活への移行	1 5 2
(2)-2 福祉施設から一般就労への移行	1 5 2
(3) 障がい福祉サービスの実績からみた評価	1 5 2
(3)-1 訪問系サービスの実績	1 5 2
(3)-2 日中活動系サービスの実績	1 5 3
(3)-3 居住系サービスの実績	1 5 4
(3)-4 相談支援の実績	1 5 4
(4) 児童福祉法等によるサービスの実績からみた評価	1 5 4
(4)-1 発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援の実績	1 5 4
(4)-2 発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援の実績	1 5 5
(5) 地域生活支援事業の実績からみた評価	1 5 5
(5)-1 地域生活支援事業の実績	1 5 5
3-4 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	1 5 7
(1) 基本理念	1 5 7
(2) 基本目標	1 5 8
(3) 令和8年度の目標	1 6 0
3-5 サービス見込み量及び確保のための方策	1 6 2
(1) 障がい福祉サービスの見込み量	1 6 2
(1)-1 訪問系サービスの見込量	1 6 2

(1)-2	日中活動系サービスの見込量	163
(1)-3	居住系サービスの見込量	164
(1)-4	相談支援の見込量	164
(2)	児童福祉法等によるサービスの見込量	165
(2)-1	発達の遅れや障がいのある子どもの支援の見込量	165
(2)-2	発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援の見込量	165
(2)-3	その他の支援	166
(3)	地域生活支援事業の見込量	166
3-6	計画の推進体制	171
(1)	計画の周知	171
(2)	推進体制の確立	171

第1章 総論

1. 計画の策定にあたって

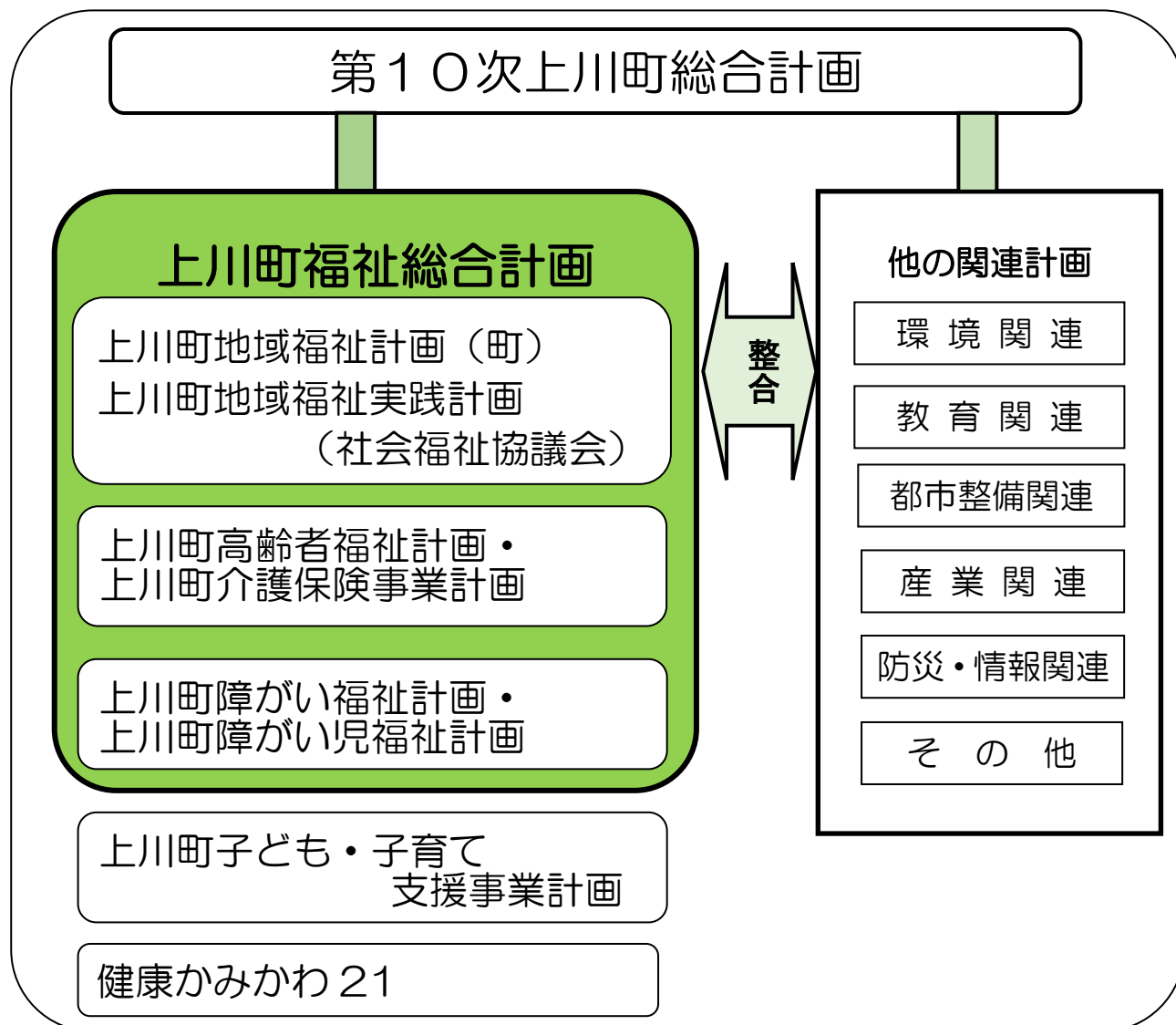
1-1 計画策定の趣旨

- 上川町では、人口減少、少子高齢化、長引く地域経済の低迷、自然災害の多発、情報通信の発展など、社会・経済・地方自治をとりまく環境がこれまでにないスピードで大きく変化する中、時代の変化に柔軟に対応し、本町の将来像と進むべき方向を示すと同時に、計画的な行政を進めていくための重要な指針として「第10次上川町総合計画」を策定しています。
- 「第10次上川町総合計画」では、まちの将来像の実現に向けて、6つのまちづくり大綱を掲げ、まちづくりを推進することとしています。この6つのまちづくり大綱のうち、住民の福祉と健康づくりのための大綱を「一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり」と決めました。子どもから高齢者、障がい者など、誰もが安心して、やすらぎのある生活を送り、本町でいつまでも健やかに暮らし続けることができるよう、生涯を通じた福祉支援体制の充実を目指し、日々の生活を通じた健康づくり、生きがいづくりを支援しながら、保健・医療・福祉サービスの充実、良質で均一なサービス提供体制の向上、一人ひとりが思いやりを持って、互いに支え合うまちづくりを進めていくことが必要となっています。
- 上川町の令和2年国勢調査における町の総人口は3,500人で、高齢化率は44.3%と人口減少と少子高齢化が進展しています。社会保障・人口問題研究所の令和7年度の人口推計は3,030人となっており、その後も毎年100人程度の人口減少が続くと予想されています。高齢化率の推移をみると、平成7年の19.8%から令和2年の44.3%へと高齢化が確実に進展しており、今後も45%程度で推移することが予想され、今後は後期高齢者の割合が進むことも見込まれます。人口構造の変化は、住民の生活を取り巻く社会経済、諸制度をはじめ、就労、社会基盤、教育文化など広範囲にわたり影響を及ぼすこととなります。
- このように社会情勢が大きく変化する中で、まちづくりの課題や住民ニーズは複雑かつ多様化し、必ずしも高齢者、障がい者、子どもなどといった対象に応じて提供される福祉サービスによっては充足されず、多様な地域住民のニーズに対して、保健・医療・福祉やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められてきています。また、少子高齢社会を誰もがいきいきとして生活することができるようにしていくためには、保健・医療・福祉などの連携による総合的なサービスの提供に加え、地域の中で住民相互の支え合い、助け合い活動が活発に展開されていくことが欠かせなくなってきました。
- 上川町では平成30年に「第1期上川町福祉総合計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。地域社会における課題の多様化や福祉関連制度の変革による新たな課題に取り組むため、本計画においても第1期上川町福祉総合計画の基本理念である「一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり」の考え方を踏襲し、上川町の最上位計画である「第10次上川町総合計画」が目指す「～自然と調和した未来～恵み豊かな大地と人がおりなすおもてなしのまち 上川」の実現に向けて、これまで以上に、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域で支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向け「第2期上川町福祉総合計画」を策定します。

1-2 計画の位置づけ

- 本計画は、第10次上川町総合計画に掲げられている6つのまちづくり大綱の一つである「一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を推進するための実施計画として位置付け、地域福祉・障がい福祉・高齢者福祉・介護保険事業などの個々の計画を分野別に整理し、さらに、地域福祉計画の実践計画である社会福祉協議会の「上川町地域福祉実践計画」を含め、一つの計画として取りまとめるものです。なお、本計画に掲載する分野別の計画は、「地域福祉計画」・「地域福祉実践計画」・「高齢者福祉計画」・「障がい福祉計画」・「介護保険事業計画」となっています。
- 本計画は「第10次上川町総合計画」を上位計画とし、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉など、その他の福祉分野における行政計画、並びに他の関連行政計画との整合性や連携を図りながら、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目的として策定をします。
なお、再犯防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」は本計画に包含します。

◇ 上川町福祉総合計画の位置づけイメージ



1-3 計画の期間

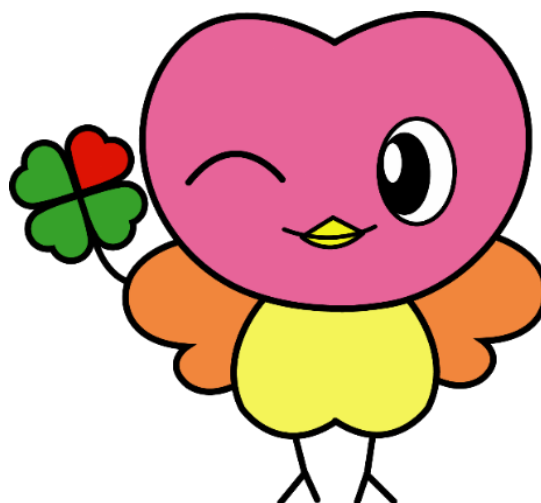
- 本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。なお、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」については、令和6年度から令和9年度までの3か年とし、「地域福祉計画・地域福祉実践計画」についても、令和8年度には中間的な評価を行うこととします。また、社会状況の変化や関連計画と整合性を図るため、必要に応じて見直しも行うこととします。

◇ 計画の期間

年 度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
総合計画	第10次 (H30～)							第11次				
地域福祉計画	第1期 (H30～)		第2期					第3期				
地域福祉実践計画	第4期 (H30～)		第5期					第6期				
高齢者保健福祉・ 介護事業計画	第8期		第9期			第10期		第11期				
障がい福祉計画	第6期		第7期			第8期		第9期				
障がい児福祉計画	第2期		第3期			第4期		第5期				
子ども・子育て支援 事業計画	第2期				第3期				第4期			
健康かみかわ21	第2次 (H25～)			第3次								

1-4 計画の策定体制

- この計画の計画案の策定にあたっては、担当課である保健福祉課と社会福祉協議会の事務局が中心になって行います。また、策定をした計画案については、「保健福祉サービス運営協議会」において各計画の施策を総合的に検討し、「社会福祉審議会」に諮問・答申後に決定をしていきます。



2. 計画策定の背景

2-1 福祉を取り巻く社会の変化

○ 本町は、明治 28 年に開拓が始まり、大正 13 年 1 月には愛別村から分村し、上川村が誕生しました。当時の人口は 4,112 人、世帯は 750 世帯でした。この当時は、農業を中心とした地域の相互扶助により人々の暮らしを支える町でしたが、層雲峡温泉を中心とした観光の発展、昭和 29 年 9 月に発生した台風 15 号（洞爺丸台風）により、層雲峡奥地の原生林をはじめ、町内に多くの風倒木を発生させ、この風倒木処理に 5 年余を要し、このことが、林業・木材産業をはじめとする本町の空前の活況をもたらし、人口は 15,289 人（昭和 35 年）まで増加しました。また、本町は、旭川と網走を結ぶ国道 39 号、紋別と帯広を結ぶ国道 273 号や上川と遠軽・北見を結ぶ国道 333 号が走る交通の要衝でもあり、以前は多くの官公庁等の事業所が存在しました。その後、風倒木処理も終わり、林業・木材産業が衰退し、官公庁の事業所の統廃合に伴い、人口の減少、まちの景気退潮が顕著に進みました。このような中、農業を基幹産業とする町村とは、大きく異なる地域社会を形成することとなり、世帯構成においても単身世帯の割合が多く、特に、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の割合が多い町となっています。

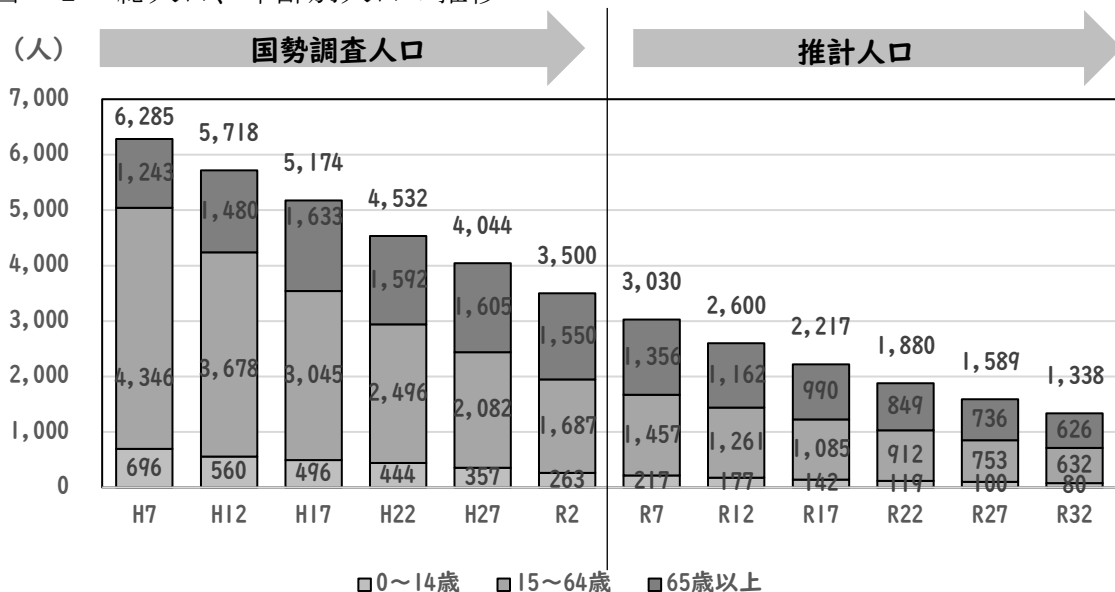
2-2 上川町の福祉を取り巻く状況

(1) 人口と世帯の推移

① 人口の推移

- 本町の国勢調査による人口は、昭和 35 年の 15,289 人をピークに一貫して減少しています。令和 2 年の人口は、3,500 人とピーク時の約 2 割、25 年前（平成 7 年）の約 5 割になっています。また、14 歳以下、15～64 歳の割合が減少し、高齢者の割合が増加しており、少子高齢化が進展しています。
- 今後も人口減少・少子高齢化が続き、令和 32 年の人口は 1,338 人（国立社会保障・人口問題研究所）と人口が半数以下となり、高齢者の割合が 40%超と推計されています。

図-1 総人口、年齢別人口の推移

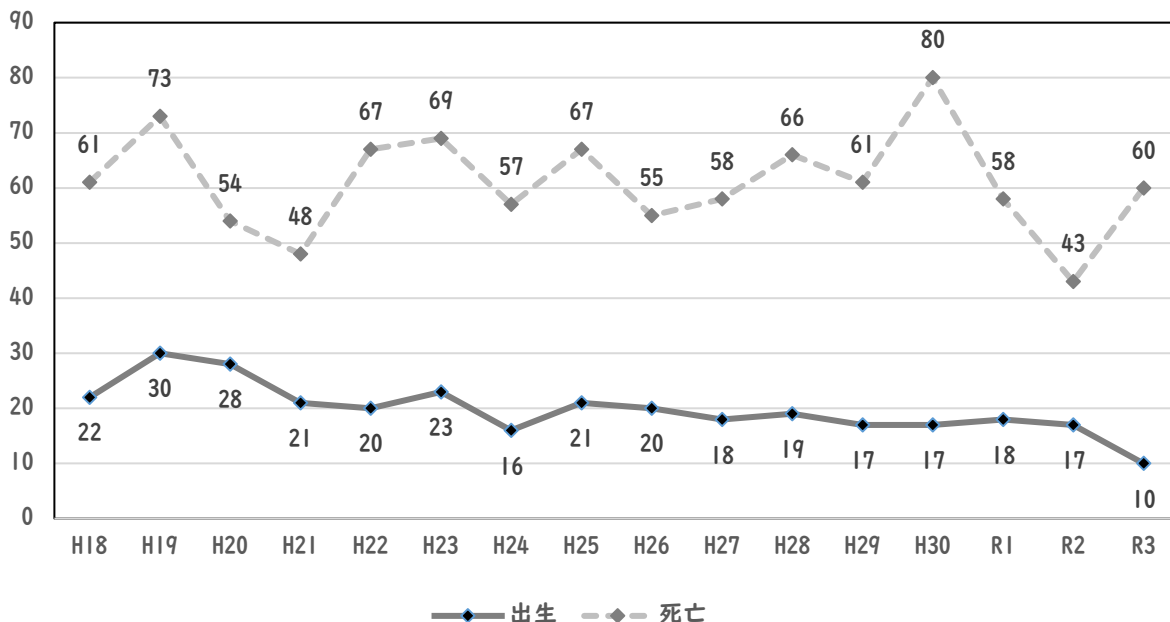


資料：国勢調査、社会保障・人口問題研究所（令和 5 年 12 月推計）

- 直近の人口動態をみると、出生数は10人半ばと減少傾向で推移し、死亡数を大きく下回っています。また、転出入についても平成25年を除き転出超過となっています。出生数の増加と転出数の減少が人口減少・少子高齢化対策において重要であるといえます。

図－2 自然増減の推移

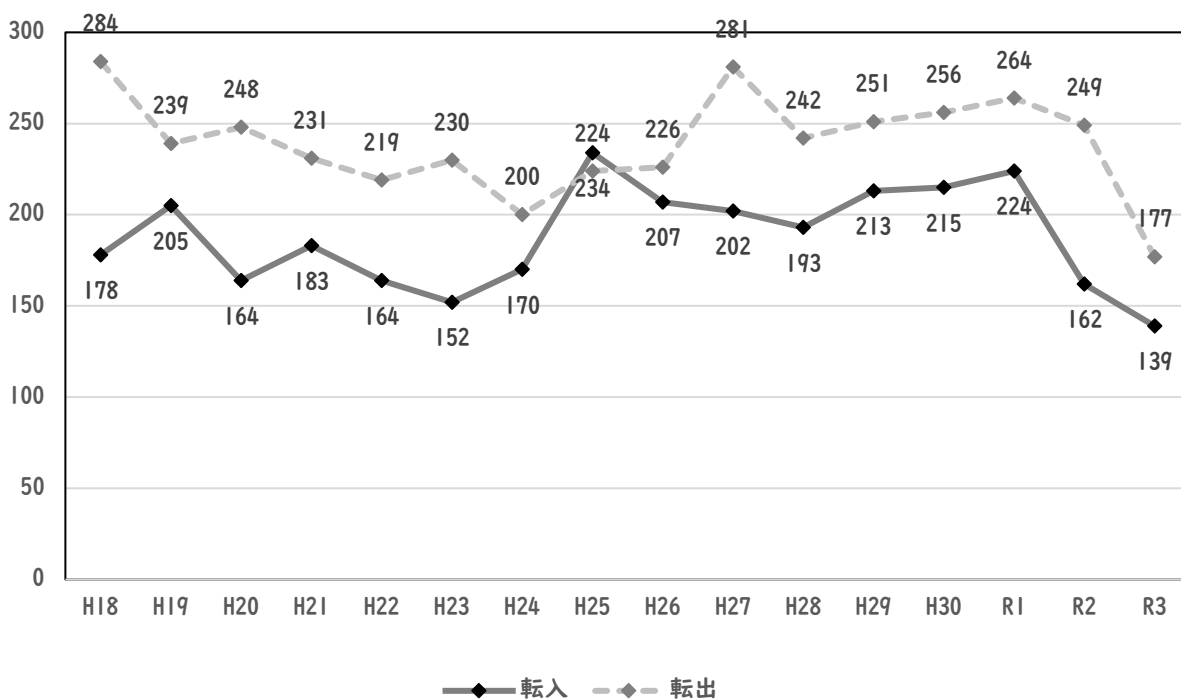
(人)



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

図－3 社会増減の推移

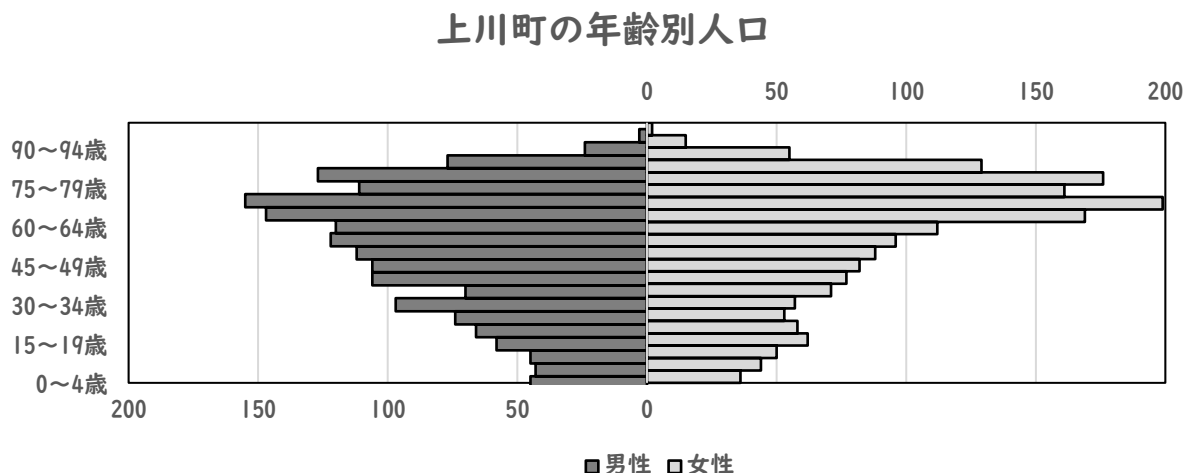
(人)



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

- 令和2年の国勢調査結果の年齢別人口をみると、逆三角形の形で、男性・女性ともに、一番多いのは70歳～74歳となっており、今後、後期高齢者の増加がさらに進むことが予想されます。子育て世代や働く世代の定住対策が重要であるといえます。

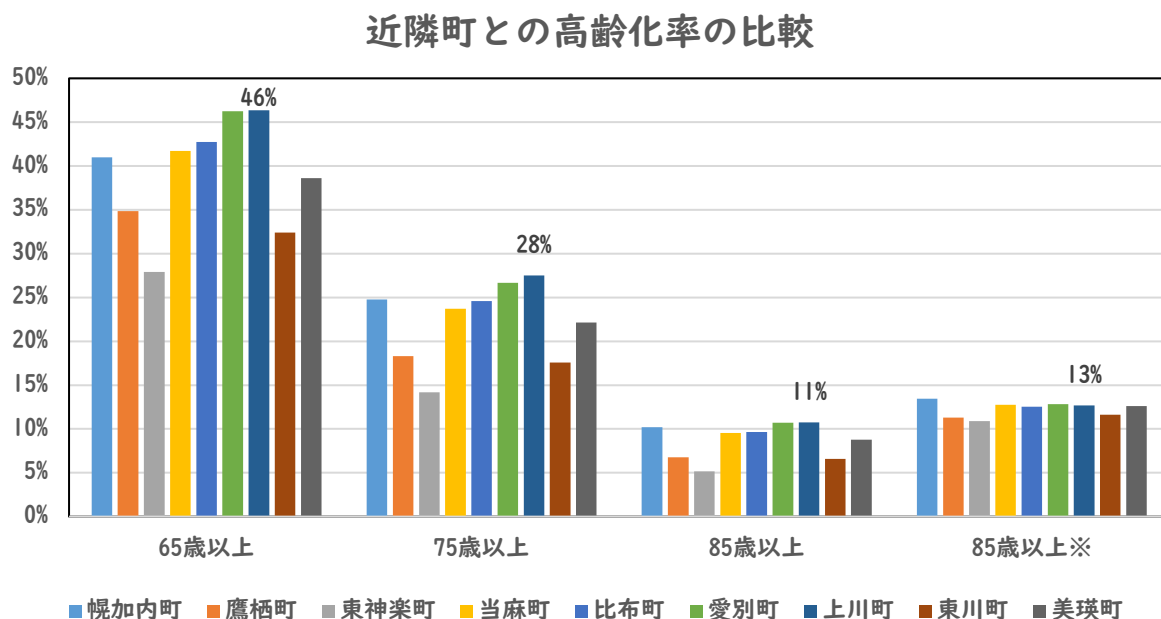
図－4 年齢別人口



資料：国勢調査（2015（H27））

- 高齢化率を近隣町と比較すると、65歳以上の高齢化率は上川中央部の9町のうち1番目の46%、75歳以上でも1番目の28%、85歳以上でも1番目の11%で、65歳以上に対して85歳以上の割合は、13%で9町の中で3番目の数値となっています。このことは、上川町は、少子化の進行による若年人口の減少、労働力人口の減少により、近隣町と比較しても高齢化率が高まっており、高齢になっても住み続けられる環境整備が重要であるといえます。

図－5 年齢別人口

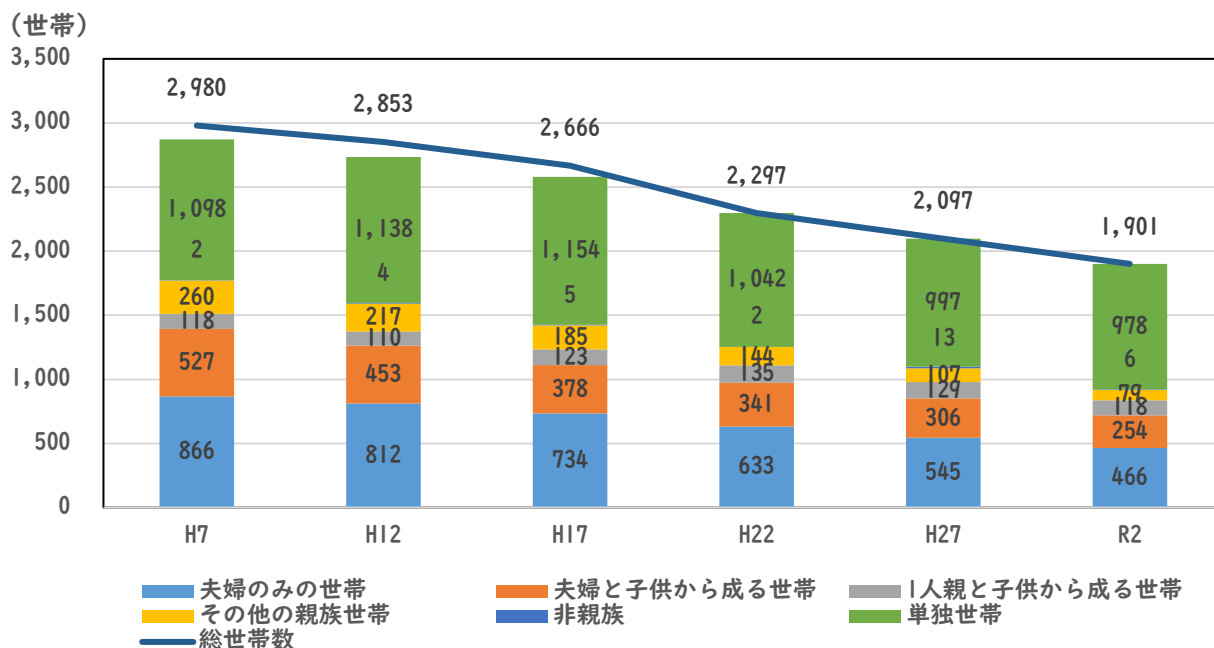


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（平成29年1月1日現在）
 ※ 「85歳以上2」は65歳以上の人口に対する85歳以上の割合を算出しています。このほかに
 ついては、総人口に対するそれぞれの割合を算出しています。

② 世帯の推移

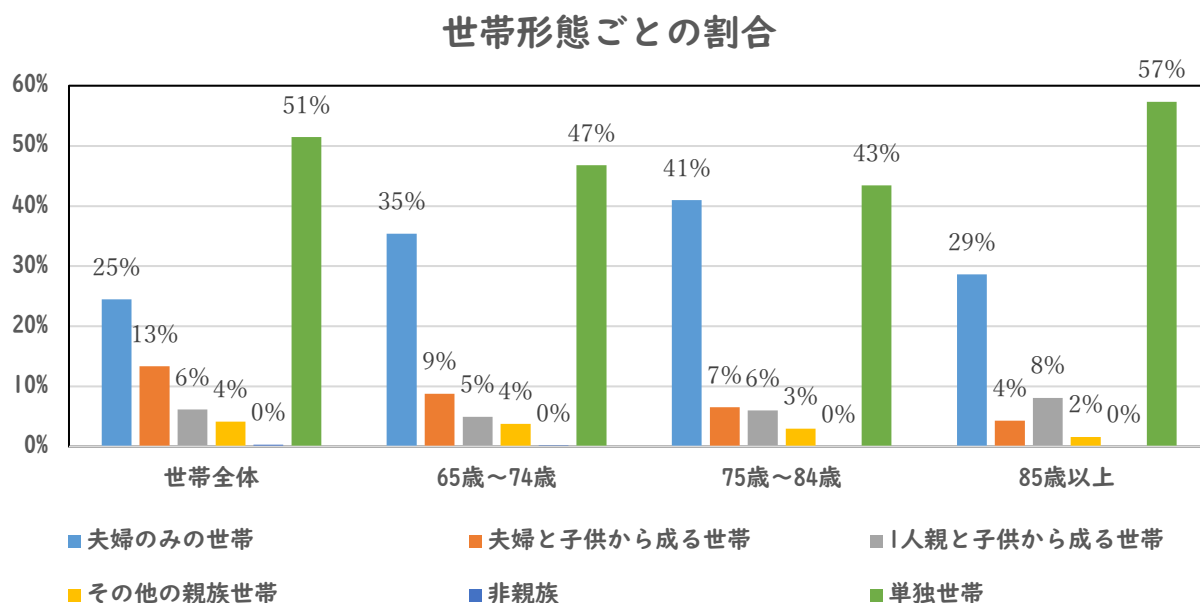
- 本町の国勢調査による総世帯数は、令和2年で1,901世帯であり、25年前（平成7年）の約6割になっています。
- 家族類型別世帯数をみると、単独世帯が最も多く、ついで夫婦のみの世帯であり、世帯の小規模化が進んでいます。単独世帯は全体の約5割を占めています。
- 年齢構成別の状況では、65歳以上の世帯では、単独世帯が多くなるが、75歳以上の世帯になると夫婦のみの世帯が増えてきて、85歳以上では単独世帯が57%を占めるまでになっています。

図－5 総世帯数、家族類型別世帯数の推移



資料：国勢調査

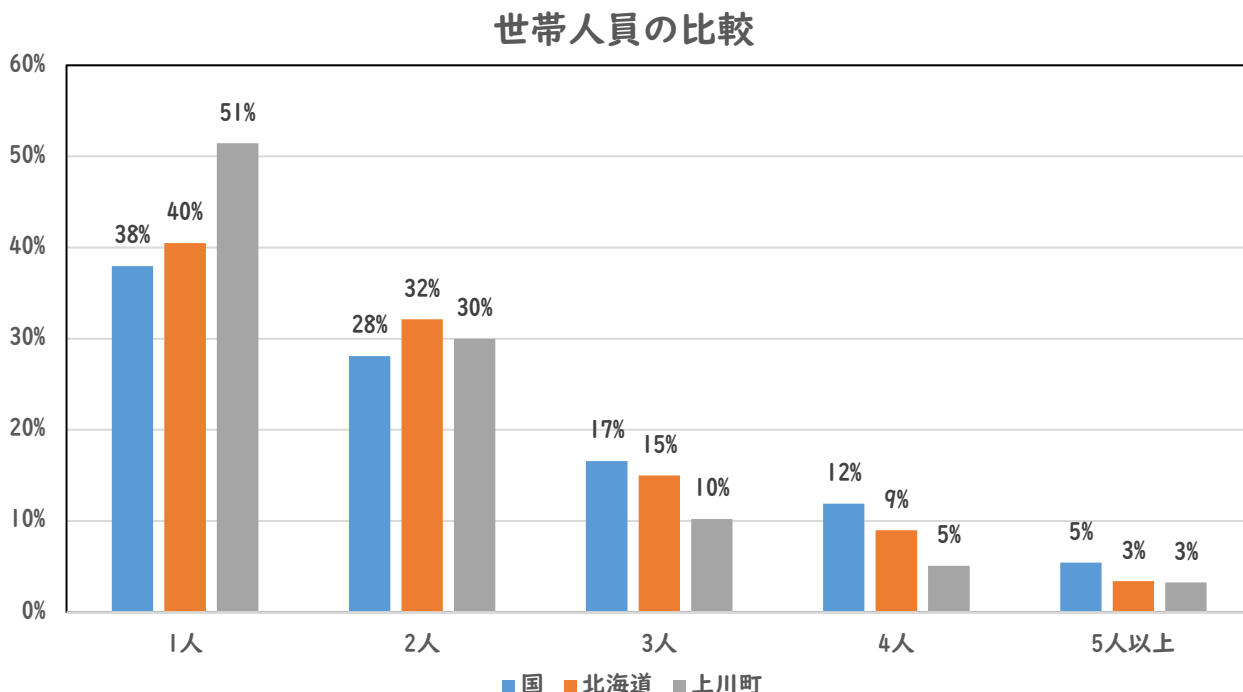
図－6 年齢構成別の家族類型別世帯の割合



資料：国勢調査

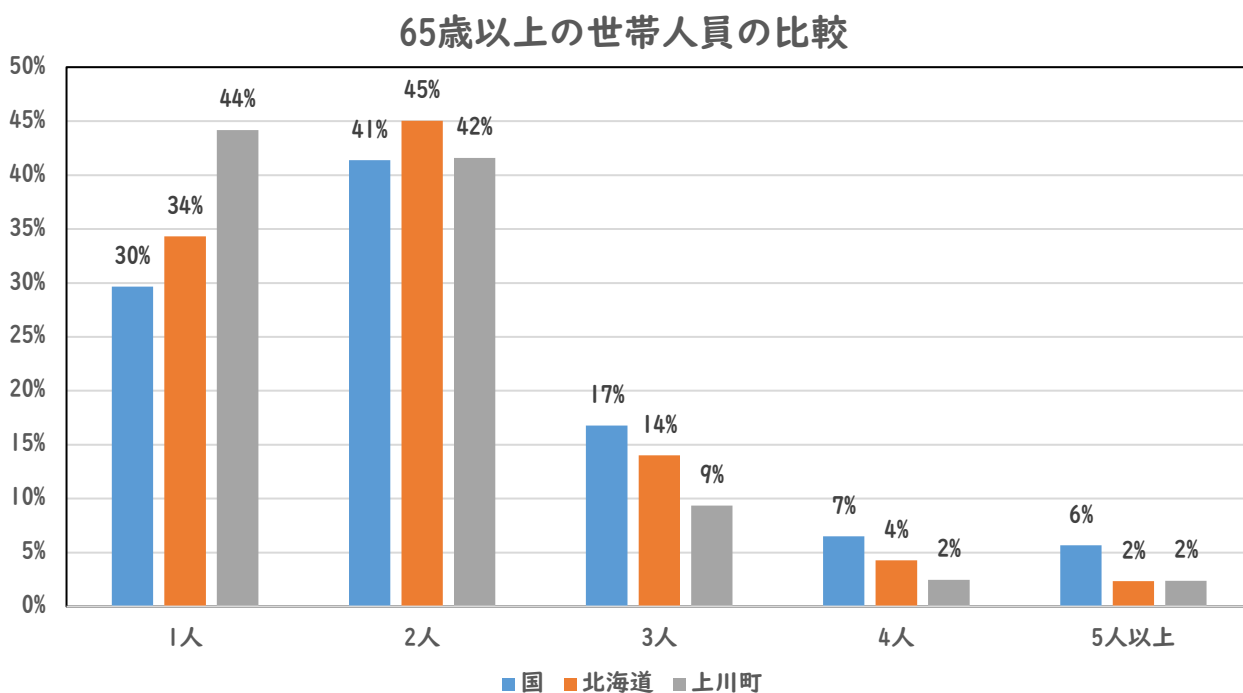
- 令和2年の国勢調査結果の世帯人員の状況をみると、全世帯では1人世帯の割合が50%強と全国や全道と比較しても多く、3人以上の世帯が少なくなっています。65歳以上の世帯では、1人世帯が40%強と多くなっており、単身高齢者に対する見守り支援が重要であるといえます。

図－7 世帯の人員の比較（全世帯）



資料：国勢調査（2015（H27））

図－8 世帯の人員の比較（65歳以上の世帯）



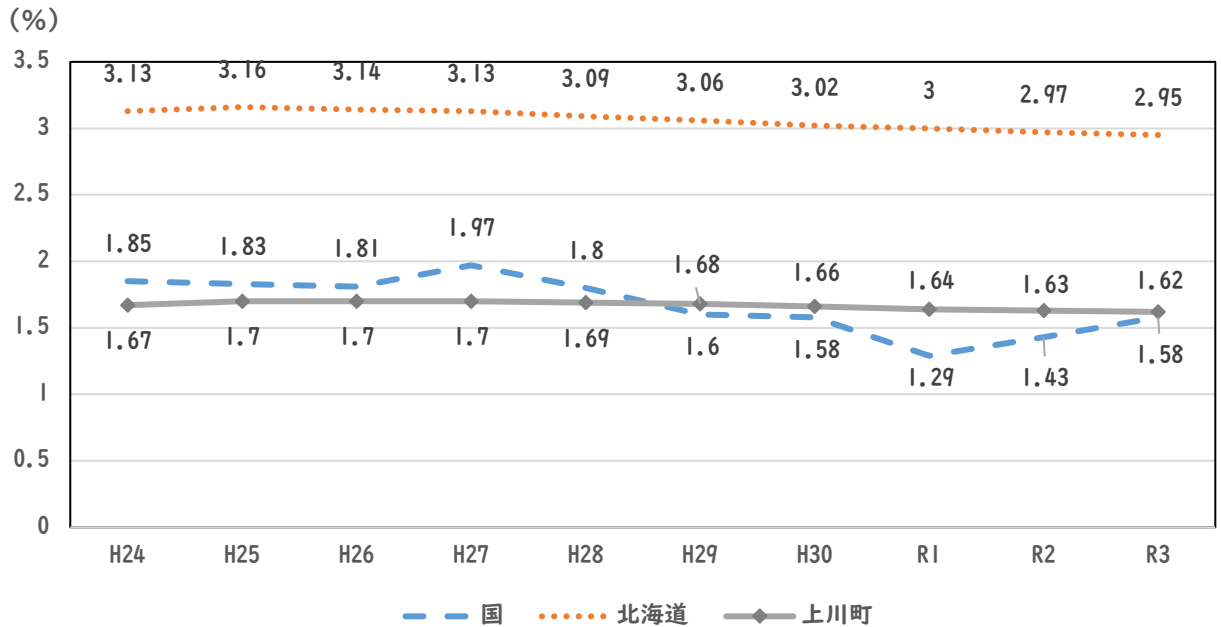
資料：国勢調査（2015（H27））

(2) 福祉を取り巻く状況

① 生活保護

- 上川町の生活保護率の状況としては、総体的には横ばい状況にありますが、国との比較では同程度の水準、北海道との比較では1%以上低くなっています。

図-9 生活保護率の推移

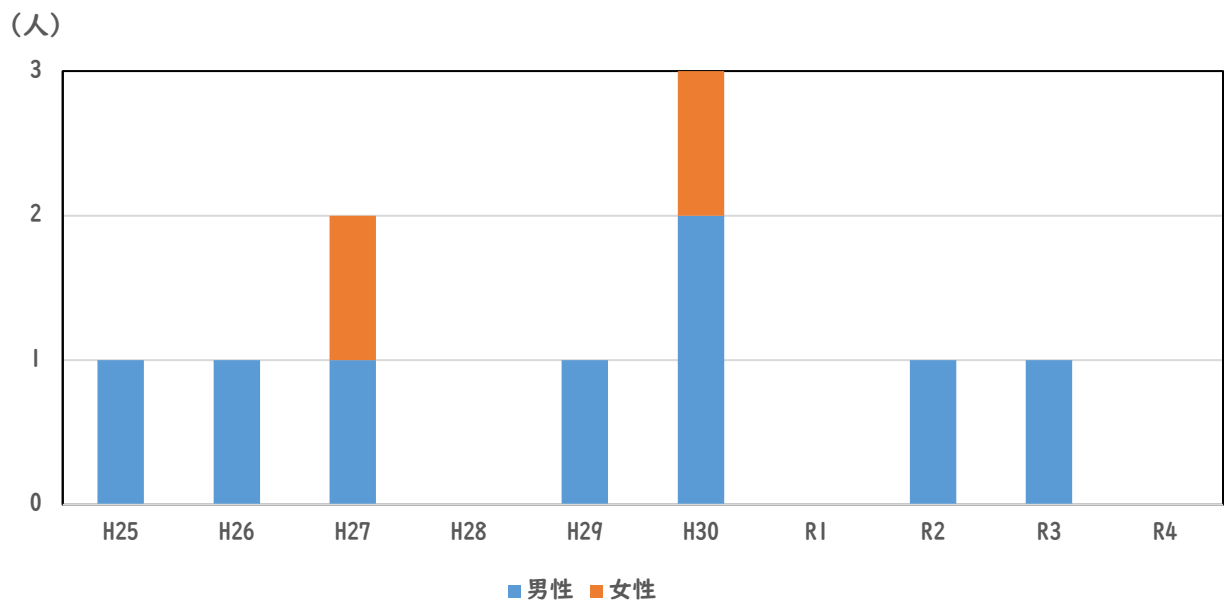


資料：上川町、北海道による調査

② 自殺者数

- 上川町の自殺者数の状況としては、過去10年間で10人となっており、平成30年をピークに減少傾向にあります。

図-10 自殺者数の推移（年別、居住地）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

③ 避難行動要支援者の状況

- 災害対策基本法及び上川町地域防災計画に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し毎年名簿の更新を行ってきています。しかし、避難行動要支援者本人の同意が得られないと、個人情報保護の観点から平常時において消防団・警察・町内会や福祉関係者などの避難支援関係者へ名簿の情報を提供することができないため、日頃の見守りや災害時の避難支援をスムーズに実施するためにも同意者の拡大に努めなければなりません。
また、令和3年に災害対策基本法が改正され「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことから、町防災担当課と連携し個別避難計画の整備に努めなければなりません。
- 令和6年1月1日現在の避難行動要支援者名簿の登録者の状況は次のとおりとなっています。

避難行動要支援者範囲要件別の登録者数

類別	避難行動要支援者範囲要件	登録人数	うち同意者
ア	介護保険の要介護の認定を受けている者	52名	37名
イ	身体障がい者（1級・2級の者に限る。）及び知的障がい者並びに精神障がい者	31名	20名
ウ	人工透析、酸素療法等の医療依存度が高い者	21名	12名
エ	80歳以上の高齢者のみの世帯の者	380名	258名
オ	妊婦、年度内3歳以下の乳幼児	46名	
カ	上記以外で町長が支援の必要を認めた者	0名	0名
計		443名	268名

- ※1 各類別に重複して該当する方がいますので、合計数と計の数値は一致しません。計は実数で記載となっています。
- ※2 80歳未満の方と同居、施設入所、長期入院は登録者から除いています。
- ※3 妊婦、乳幼児については同意書の提出を求めています。



(3) 地域の福祉資源の状況

① 地域福祉推進主体の状況

本町の福祉を支える各種委員、ボランティア及び福祉施設等は、次のとおりです。

表3. 福祉関係委員等の状況（令和6年1月1日現在）

区 分		人 数	備 考
民生委員・児童委員		23名	うち主任児童委員 2名
人権擁護委員		2名	
保護司		5名	
身体障がい者相談員		1名	
知的障がい者相談員		1名	
青少年育成運動推進指導員		1名	社会教育委員
認知症キャラバン・メイト		8名	
認知症サポーター		88名	
身体障害者福祉協会		19名	
老人クラブ		162名	
中央老人クラブ		71名	
越路老人クラブ		15名	
東雲老人クラブ		32名	
菊水老人クラブ		26名	
共進老人クラブ		18名	
元気委員		70名	社会福祉協議会
①	南 町	4名	
②	本 町	22名	
③	旭 町	3名	
④	東 町	4名	
⑤	新 町	4名	
⑥	北 町	3名	
⑦	花園町	3名	
⑧	西 町	5名	
⑨	栄 町	3名	
⑩	新光町	1名	
⑪	菊水・旭ヶ丘・白川	3名	
⑫	共 進	6名	
⑬	みずほ地区	4名	
⑭	清 川	5名	

表4. ボランティアセンター登録者の状況（町社会福祉協議会）

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
団体	団体数	6団体	6団体	6団体	5団体	5団体
	人 数	126名	130名	107名	88名	84名
個人	人 数	85名	88名	101名	113名	102名
計		211名	218名	208名	201名	186名

② 福祉サービス施設等の状況

表5. 福祉施設等の状況（令和6年1月1日現在）

区 分	施 設 等 名 称	設置数	備 考
子ども	保育所	1カ所	
	幼稚園	2カ所	
	学童保育センター	1カ所	
	子育て支援センター	1カ所	
	小学校	1カ所	
	中学校	1カ所	
	高等学校	1カ所	
高齢者	社会福祉法人 かみかわ福寿園		
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1カ所	定員50名
	通所介護（デイサービス）	1カ所	1日定員18名
	短期入所生活介護（ショートステイ）	1カ所	定員7名
	社会福祉法人 上川町社会福祉協議会		
	地域包括支援センター	1カ所	
	訪問介護（ホームヘルプサービス）	1カ所	
	居宅介護支援（ケアプラン）	1カ所	
	上川町立介護医療院つつじ苑		
	介護医療院	1カ所	定員10名
	通所リハビリテーション（デイケア）	1カ所	1日定員6名
	短期入所療養介護（ショートステイ）	1カ所	定員2名
	北海道総合在宅ケア事業団		
	訪問看護サブステーション	1カ所	
	(有)ドリーム・和光		
認知症対応型居宅介護（グループホーム）	1カ所	2ユニット18人	
障がい者 (児)	社会福祉法人 上川町社会福祉協議会		
	障がい福祉訪問介護ステーション	1カ所	
	上川中部福祉事務組合	1カ所	4町（上川町、当麻町、比布町、愛別町）で構成
	上川中部基幹相談支援センター	1カ所	
	障がい者虐待防止センター	1カ所	
上川中部こども通園センター	1カ所		
その他	旭川成年後見支援センター	1カ所	

表6. 福祉関連機関の状況（令和6年1月1日現在）

機 関 名 称 等	機関数	備 考
日本赤十字社上川町分区		
日赤奉仕団	2団体	
社会福祉法人 上川町社会福祉協議会		
上川町共同募金委員会	1カ所	
上川町ボランティアセンター	1カ所	
無料職業紹介事業所（ワークwithはーと）	1カ所	

③ 福祉サービス事業等の状況

町及び社会福祉協議会の各種福祉サービス事業等の状況（令和6年1月1日現在）

表7. 町の各種福祉サービス等

区分	福祉サービス等の名称	内 容	事業担当
子ども	上川中央保育所事業	保育が必要な乳幼児を預かり保育しています。	中央保育所
	子育て支援センター事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供や子育てサークル等への支援などを行っています。	
	私立幼稚園施設型給付事業	教育・保育の質・量の充実を図るため私立幼稚園の運営費に対する支援を行っています。	保健福祉課
	施設等利用給付費事業	預かり保育及び認可外保育所等の利用料について一部を助成しております。	
	幼稚園一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることができない児童を教育時間終了後に一時預かり保育を行っています。	
	保育所等通所費用助成事業	遠距離通所（4km以上）となる未就学児童の保護者に対し、交通費を助成しています。	
	児童手当	中学校修了前までの子どもを養育している方に手当を支給しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満児 15,000円 ・ 3歳～小学校修了前 <ul style="list-style-type: none"> 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ・ 中学生 10,000円 ・ 所得が一定額上の場合 5,000円 	
	出産祝金支給事業	第3子以降の新生児を出産した際に、出産祝金（100,000円）を支給しています。	
	出産祝品贈呈事業	子どもの誕生を祝福し、祝品を贈呈しています。（1人当たり2万円程度）	
	出産子育て応援給付金事業	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように給付金を支給しています <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠後 50,000円／出産後 50,000円 	
	子ども医療費助成事業	高校修了前までの子どもの医療費の全額を助成しています。	
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の20歳までの子及び父母等の医療費の一部又は全額を助成しています。	
	未熟児養育医療費助成	出生児低体重（2,000g以下）等の未熟児を養育する世帯の経済的な負担軽減と未熟児の健全な成長のため医療費の助成を行っています。	
	奨学金等貸付事業	経済的理由により就学が困難な方に対し、入学支度金や奨学金の貸付けを行っています。	
チャイルドシート無料貸出	自動車に乗車する幼児を交通事故の被害から守るため、チャイルドシートの無料貸し出しを行っています。	総務課	

子ども	学童保育センター事業	放課後、帰宅しても父母等の保護者が就労等により留守となる小学校1年生から6年生までの児童を対象として、学童保育を開設しています。	教育委員会
	要保護及準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認める学齢児童及び生徒の保護者に対して学用品等の必要な援助を行っています。	
	上川ジャンプアップひろば	長期休業中の小学校の児童を対象として、家庭における学習習慣の定着、基礎学力・学習意欲の向上を目的に開催しています。	
	自然体験学校	小中学生を対象とした地域の自然環境を活かした体験活動を行っています。	
	放課後かみかわ教室	学童児童を対象とした放課後の体験活動を行っています。	
	上川地域未来塾の開催	中学生及び高校生を対象としたICTや地域の人材等を活用した学力向上の事業を行っています。	
	かみかわ通学合宿	小学生を対象として、一定の期間、家族の元から離れ、地域の宿泊可能な施設で寝食を共にしながら異年齢の集団による共同生活を送り、学校へ通う取り組みです。合宿期間中は、望ましい生活リズムの中で、食事準備や掃除といった生活体験をしながら学年の違う子どもたちとの交流はもちろん、地域の方々との交流も行い、宿題と家庭学習を行うことで、学習習慣の定着を図ります。	
高齢者	地域包括支援センターの運営事業	専門職を配置し、総合相談・支援、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成）、虐待の防止・早期発見、権利擁護、ケアマネジャーへの支援・ネットワークづくりを行っています。	保健福祉課
	介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者、基本チェックリストにより事業対象となった方に介護予防を目的とした訪問型・通所型のサービスを提供しています。	
	一般介護予防事業	65歳以上の高齢者が気軽に通える居場所づくりや介護が必要な状態にならないための運動教室や口腔ケアを実施しています。	
	包括的支援事業	地域包括支援センターに委託し、在宅医療と介護の連携推進、認知症初期集中支援チームを設置しています。	
	認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成事業	認知症対応型共同生活介護事業所を利用される低所得の方の食費・居住費等を軽減した事業所に対し助成をしています。	
	ケアプラン相談センター事業	要介護認定を受けた方のケアプランの作成を行うケアプラン相談センターの事業運営に対し補助しています。	
	緊急通報装置貸与事業	一人暮らし高齢者等が急病や災害などの緊急時に消防署に通報できる装置を貸与しています。	

高齢者	安否確認事業	<p>高齢者等の安否確認や日常生活援助のために家事援助サービス、電話サービス及び給食サービスの各事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話サービス～社会福祉協議会に業務を委託し、ひとり暮らしの高齢者宅に定期的に電話をかけて、安否確認を行うほか、高齢者の様々な悩みや相談にも対応しています。 ・給食サービス～ひとり暮らしの高齢者や老夫婦世帯の食生活を支援するサービスとして実施しています。配食はボランティアの協力を得ながら事業展開しています。 	保健福祉課
	生活支援事業	<p>生活上困難な状態を支援するために除雪サービス、外出支援サービス及び生活支援ショートステイの各事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪サービス～高齢者事業団に事業を委託し、加齢や病弱のために除雪作業が困難なひとり暮らしの高齢者や老夫婦世帯の玄関前・通路等の除雪サービスを行っています。 ・外出支援サービス～心身の障がいや寝たきり等の状態で一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者等が、福祉サービスや病院への通院などに利用する移送サービスです。 ・家事援助サービス～要介護等認定者とならない在宅の高齢者を対象に、家事や日常生活の援助、関係機関との連絡調整、相談・助言のため、ホームヘルパーを派遣しています。 ・生活支援ショートステイ～要介護認定者とならない在宅の高齢者が、家族の外泊等により介護が受けられない時や生活状態が不安定な時に、一時的に特別養護老人ホームの空きベッドを利用してサービスを実施しています。 	
	寝たきり老人等介護手当支給	<p>在宅の6カ月以上寝たきり高齢者等(認知症高齢者を含む。)の介護者に対して介護慰労金として介護手当(月額10,000円)を支給しています。</p>	
	介護用品費助成金支給	<p>在宅の寝たきりや認知症高齢者・障がい者で常時おむつ等の介護用品を使用する方に対し助成金(月額8,000円以内)を支給しています。</p>	
	高齢者等屋根雪下ろし事業	<p>町民税が非課税の65歳以上の高齢者、障がい者や母子家庭等で、自力で屋根の雪を下ろすことが困難な方に住宅等の雪下ろし費用として15,000円分の助成券を交付しています。</p>	

高齢者	高齢者福祉タクシー料金等助成事業	町民税が非課税又は均等割課税のみの75歳以上の高齢者にタクシー乗車券(100円×20枚)を交付しています。※周辺地区 2km以上の距離により、乗車券を上乗せして交付	保健福祉課
	福祉タクシー料金特別助成事業	町民税が非課税世帯で年間収入が80万円以下の要支援及び要介護状態にある者又はこれに準じる状態にあり、定期的な通院等が必要な者に対して、通院回数や自宅から医療機関等までの距離に応じて乗車券(500円×6枚で1冊)を交付しています。最大16冊まで。	
	養護老人ホーム	65歳以上で、身体、精神又は環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった方が入所し、食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供することにより養護を行う施設です。基本的に身の回りのことは自分でできる方が対象です。本人及び扶養義務者の収入に応じた費用負担があります。町では、この個人負担を除いた費用を負担しています。	
	老人クラブ	60歳以上の高齢者で単位クラブと連合会を中心に生きがいづくりの拠点として学習や社会奉仕活動を行う老人クラブの活動費を助成しています。	
	高齢者事業団	65歳以上の高齢者で経験や技能を生かした生きがい対策として軽作業や除雪などによる地域へ貢献する高齢者事業団への運営費の補助をしています。	
	健康と長寿を祝う会	75歳以上の高齢者を対象に節目の年(喜寿・米寿・白寿・長寿)に祝品を贈呈し、舞台芸能などを楽しみながら長寿を祝う会を開催しています。	
	長寿祝い金支給	数え年で77歳・88歳・99歳・100歳以上の高齢者に祝い金を支給しています。 ・年齢77歳 年額 10,000円 ・年齢88歳 年額 15,000円 ・年齢99歳 年額 20,000円 ・年齢100歳以上 年額 50,000円	
	生活支援体制整備事業	地域の支え合いの体制づくりを進める地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)を配置します。また、協議体を設置し地域の支え合いについて協議を行っています。	
	まちなかサロン“きてみんな”	まちなかに町民の「ふれ合いと支え合い」の場、高齢者の交流、健康づくり、社会交流、異世代交流、生きがい活動などを通じ、いきいきと暮らせる地域づくりの拠点として、ボランティアが中心となり開設しています。まちなかサロンサポート隊により運営が行われています。	

高齢者	老人クラブ陶芸教室	社会福祉センターの陶芸室で、高齢者の生きがいがづくり事業として陶芸教室を開催しています。	保健福祉課
	高齢者補聴器購入費用助成事業	65歳以上の高齢者で中等度難聴の方に補聴器購入費用の一部（上限 50,000 円）を助成しています。	
	高齢者等間口除雪事業	高齢者、障がい者や要介護支援認定者等の世帯に対して間口除雪を実施しています。	建設水道課
	白寿大学の開設	「自学・自立・自修」を目標に、毎月1回の授業を開催しています。健康づくり・生きがいがづくり・仲間づくりを目指して、スポーツ・趣味・施設見学・近隣町村高齢者大学との交流等を行うほか、自主学習として、町議会の傍聴や合唱クラブの活動、各種講演会への参加など積極的な活動を展開しています。	教育委員会
	児童との交流事業	高齢者と児童が昔のあそびや合唱交流などを行う事業を行っています。	
	世代間ふれあい促進事業	「日本の伝統文化に触れる」ことを目的として、高齢者が子ども達と一緒に日本の伝統競技である「百人一首」や彼岸の行事食である「ぼたもち作り」を通しての体験交流事業を行っています。	
障がい者	上川中部福祉事務組合事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、当麻町・比布町・愛別町と上川町の4町で構成する事業。障がい者(児)に対する相談支援事業、権利擁護、身体・知的・精神障がい者の相談等の業務を総合的に行っています。 ※R4 年度に上川中部基幹相談支援センター及び上川中部こども通園センターが移管	保健福祉課
	地域生活支援拠点事業	障がい者(児)の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備及び地域の事業所が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図っています。	
	相談支援事業	障がい者(児)及びその家族からの相談に応じ、様々な情報提供や助言などを行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援しています。	
	地域生活支援事業	地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業で、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援をしています。	
	自立支援給付事業	障がい福祉サービス等利用者の費用の全額又は一部を助成しています。	

障がい者	重度心身障がい者福祉タクシー料金助成事業	町民税が非課税又は均等割課税のみの世帯の重度心身障がい者に対し、町内で利用するタクシー料金の一部を助成しています。(500円×24枚以内)	保健福祉課
	じん臓機能障がい者交通費助成	町民税が非課税又は均等割課税のみの世帯のじん臓機能障がいを有する方が人工透析療法を受けるための交通費の一部を助成しています。	
	心身障がい者等施設通所交通費助成	心身等の療育訓練を受けて社会参加をめざす心身障がい者及び保護者に施設等の通所に係る交通費の一部を助成しています。	
	上川中部こども通園センター通園交通費助成	心身に障がいのある児童の生活習慣の確立や知的発達・運動発達等を促進するために通園する上川中部こども通園センターへの交通費の一部を助成しています。	
	障がい者等通所送迎事業	社会参加をめざし、通所型の障がい者等福祉施設事業所での訓練のため通所する方に対する送迎支援を行っています。(利用者負担あり)	
	難病者援護金事業	町民税の均等割課税以下の世帯の原因及び治療方法が不明な疾患に罹患している難病患者に対し、経済的な負担軽減のため援護金(月額5,000円)を支給しています。	
	重度心身障害者医療費助成事業	重度の身体障がい者及び知的障がい者の医療費の一部又は全額を助成しています。	
	身体障害者及び知的障害者相談員の配置	身体障がい者及び知的障がい者からの更生援護の相談に応じるなどの相談員を配置しています。	
その他	民生委員児童委員協議会活動事業	民生委員児童委員協議会の活動に対し助成をしています。	
	福祉灯油助成事業	町民税が非課税の75歳以上の単身・夫婦世帯等を対象に冬期間の経済的負担を軽減するため、灯油1000分助成券又は相当分の現金を支給しています。	
	社会福祉法人 上川町社会福祉協議会運営事業	上川町社会福祉協議会の運営に対し支援しています。	
	ボランティアセンターへの支援	上川町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの活動等に対する支援しています。	
	福祉バスの運行	周辺地域及び市街地区の高齢者を対象に、月4回・2コースで周辺地域からふれあいセンターまでのバスを運行しています。ふれあいセンターの利用や医療センターへの通院、買い物などに利用されています。	
	いきいき福祉健康施設たいせつの絆	入浴施設・交流施設を併せ持つ機能を有し、多くの町民に利用されています。町内の65歳以上は無料で入浴することができます。	

その他	デマンドバスの運行	公共交通機関のない地区（越路）に地区住民の生活支援を行うために、デマンドバスを運行しています。	総務課
	コミュニティバスの運行	主に市街地区住民の移動支援のため、巡回バスを運行しています。	

表 8. 社会福祉協議会の各種福祉サービス等

1) 住民と地域福祉

福祉サービス等の名称 (実施開始年度)	内 容	該当項目	地域福祉計画の施策
			実践計画の柱
全戸住民会員制度 (昭和 56 年度)	<p>現在、社協活動を支える財源としては行政からの補助金などが一番多い収入ですが、住民の皆さまからの会費収入も貴重な財源です。住民の皆さんに社協の会員になっていただくことで、住民ひとり一人が地域福祉活動の担い手として、直接的又は間接的に参画していただきたいとの思いから上川町では「全戸住民会員制度」をお願いしています。納めていただきました社協会費は、地域福祉の推進、ボランティア活動、社協会員同士の支え合いなど、公的制度にないサービスを提供する「上川町社協独自の事業」を進める上で大切な財源となります。</p> <p>※「会費の種類」</p> <p>①普通会員 年額 600 円をお願いしている世帯 ②特別会員 年額 1,500 円以上をお願いしている世帯 ③法人会員 町内で法人格を有して商売をされている企業、団体に対して、その事業規模により年会費をお願いしています。</p>	(2)-1 地域コミュニティの形成	⑤社協組織基盤を強化する
上川町社会福祉大会 (昭和 56 年度)	<p>社会福祉関係者はもとより、広く住民が一堂に会し、地域福祉活動について共に考え、共通意識の中で連携・協働して行くことができるよう開催しています。また、式典では町内の社会福祉活動などの功績に対し当社協会長表彰の授与式も執り行っています。</p> <p>※参加料：無料</p>	(1)-1 福祉意識の醸成	⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
元気ネットワーク活動の推進・元気委員連絡会議 (昭和 61 年度)	<p>元気委員とは、町内会単位で設置して、地域の「見守り」を主な活動とし、地域の中で誰もが安全で安心した生活ができるよう、町内における地域課題を社協に「つなぐ」渡し役です。地域福祉のネットワークとして機能強化と情報の共有、協働した活動を図るため、年に 1 回連絡会議を開催しています。</p> <p>※ 元気委員を設置した地域には、年 3 万円を活動費として交付しており、町内会事業などに活用していただいています。</p> <p>※「元気委員」設置地区・14 地区（70 名） 花園町（3 名） 本町（22 名） 北町（3 名） 南町（4 名） 新町（4 名） 東町（4 名） 旭町（3 名） 栄町（3 名） 新光町（1 名） 西町（5 名） 菊水（1 名）・旭ヶ丘（1 名）・白川（1 名） 共進地区（6 名） みずほ地区（4 名） 清川（5 名）</p>	(2)-1 地域コミュニティの形成	①重層的に連携・協働を深める

<p>地域福祉「座談会 「うえるび〜いんぐ↑ (平成 24 年度)</p>	<p>地域の声を聴く取り組みとして、幅広く地域ニーズの把握を行い住民と協働した中で地域福祉が推進できるよう実施します。</p>	<p>(5) - 4 地域福祉ネットワークの構築 ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する</p>
<p>元気(地域福祉)情報の整備 (平成 18 年度)</p>	<p>生活環境の変化が激しい昨今の福祉ニーズに対応すべく、社会資源の把握や町内会毎に情報を整備することで、上川町で求められる地域福祉活動に役立てています。</p>	<p>(5) - 2 情報提供の充実 ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する</p>
<p>生命のバトン事業【町からの受託事業】 (平成 22 年度)</p>	<p>病気や災害などの緊急時に、自分の情報を医療機関や救急隊員に伝えることができるよう、必要な情報を専用の容器に入れ冷蔵庫に備えるサービスとして希望される世帯に設置しています。</p>	<p>(3) - 2 防災・防犯体制の充実 ⑧災害に備える</p>
<p>会員死亡弔慰 (昭和 56 年度)</p>	<p>全戸住民会員制として、町民の方がご逝去された場合に弔詞と供菓で、故人に対し哀悼の意を表しています。 ※ ただし、町外で葬儀を行われた場合は対応が変わります。</p>	<p>(2) - 1 地域コミュニティの形成 ⑤社協組織基盤を強化する</p>
<p>家族介護交流事業【町からの交付金事業】 (平成 13 年度)</p>	<p>在宅でご家族を介護されている世帯を対象に、介護者同士の交流や専門職による相談援助を交えながらの日帰り旅行や在宅介護に役立つ研修を兼ねた茶話会などを介護者の心身がリフレッシュできるように実施しています。</p>	<p>(2) - 2 交流の場や機会の充実 ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する</p>
<p>地域のイベント応援事業「はーとレント」 (平成 26 年度)</p>	<p>地域コミュニティの活性化とふれあいのある地域づくりのため、社協が所有するコミュニティ備品の貸出を無償で行っています。 ※利用料金：無料 ※コミュニティ備品の種類 A：機器用品(12種) C：イベント用品(25種) B：学習用品(16種) D：ゲーム用品(28種) ※個人には貸出していません。</p>	<p>(2) - 2 交流の場や機会の充実 ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する</p>
<p>上川町共同募金委員会事務局 (昭和 26 年度)</p>	<p>10月1日から始まる「赤い羽根共同募金運動」と12月1日から始まる「歳末たすけあい募金運動」は町内の福祉活動を支える貴重な財源として毎年厚生労働大臣の認可を受けて全国一斉に行う募金活動です。上川町共同募金委員会は北海道共同募金会の地元の募金取扱窓口として機能しており、大規模災害時における募金取扱も行っています。</p>	<p>(3) - 2 防災・防犯体制の充実 ②多様な実践を増進する</p>
<p>アダプテッド・スポーツ (平成 30 年度)</p>	<p>子どもから大人、障がいのある方も一緒に楽しめるスポーツを通じて地域コミュニティの形成を図り地域福祉の推進力に繋がります。</p>	<p>(2) - 3 健康づくり・生きがいづくりの推進 ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する</p>

2) 生活・環境と地域福祉

福祉サービス等の 名称 (実施開始年度)	内 容	該 当 項 目	地域福祉計画 の施策
			実践計画の柱
生活総合相談窓口 (昭和 56 年度)	<p>上川町で「ふだんのくらしのしあわせ」の充実のため、社協では日常生活から生じる問題を総合的に受付することで町内の相談窓口の一本化を目指しており、社協で対応できない相談につきましても各種相談機関との連携により「つなぐ」役割も担っています。</p> <p>また、新型コロナ禍やお仕事等の関係、遠方のご家族等て来所される方が難しい方に向けて、オンラインを活用した予約制の窓口を開設しています。</p> <p>※ 相談受付時間 平日 8:30~17:00</p>	(5)-1 相談体制の充実	①重層的に連携・協働を深める
生活福祉資金貸付事業 (昭和 56 年度)	<p>北海道社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金」と当社協で独自に実施している「福祉資金」の両貸付制度の実施により生活の自立に向けたサポートを行っています。</p> <p>○北海道社会福祉協議会の生活福祉資金（貸付内容）</p> <p>①総合支援資金 失業や収入の減少により、世帯の生活の維持が困難となったなど、生活の立て直しのための貸付資金</p> <p>②-1 福祉資金 福祉費 住宅の改修や障がい者世帯の自動車の購入、療養・葬儀・引越の経費など、日常生活を送る上で一時的に必要な経費のための貸付資金</p> <p>②-2 福祉資金 緊急小口資金 緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の貸付資金</p> <p>③教育支援資金 高校、大学、短大、専門学校への就学に際し、入学金・制服などの入学に必要な経費と、授業料や通学定期代等の就学経費のための貸付資金</p> <p>④-1 不動産担保型生活資金 高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費として貸付。</p> <p>④-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費として貸付。</p> <p>※ 金融機関など他の貸付制度が利用できる場合はそちらを優先していただきます。（他制度優先）</p> <p>※ ④の貸付制度については、上川町の地価などで評価額が著しく低い場合が想定され現状ではなかなか借入困難な状況です。</p> <p>※ 基本無利子（条件により利息が生じる場合があります。）</p>	(3)-4 生活困窮者の支援（生活困窮者自立支援計画）	①重層的に連携・協働を深める
福祉資金貸付事業 (昭和 55 年度)	<p>○上川町社会福祉協議会の福祉資金（貸付内容）</p> <p>一時的に生活の維持が困難な場合に、生活費として必要な金額を貸付（限度額 5 万円）します。</p> <p>※ 要：連帯保証人（貸付金 3 万円未満で 1 人、3 万円以上は 2 人必要。） ※ 無利子</p>	(3)-4 生活困窮者の支援（生活困窮者自立支援計画）	①重層的に連携・協働を深める

<p>日常生活自立支援事業 (平成 17 年度)</p>	<p>北海道社会福祉協議会が実施する事業で、町内の認知症や精神障がい者の方が、安心して在宅生活ができるよう福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用に必要な手続きや費用の支払いなどを行うため、町内に「生活支援員」を設置して実施しています。 ※「生活支援員登録者数」2名 ※サービスを利用する場合は1回1時間で1,200円の利用料が必要(交通費等実費分は別途請求。)</p>	<p>(4)－2 成年後見制度の普及・推進 (成年後見制度利用促進計画)</p> <p>①重層的に連携・協働を深める</p>
<p>日常生活自立支援事業利用助成事業 (令和 4 年度)</p>	<p>低所得者に対する利用助成制度を創設し、必要に応じてサービスが受けられるよう助成します。</p>	<p>(4)－2 成年後見制度の普及・推進 (成年後見制度利用促進計画)</p> <p>⑥行政とのパートナーシップを強める</p>
<p>自立相談支援機関との連携 (平成 27 年度)</p>	<p>生活困窮者自立支援法に基づき機能している同センターと連携することで、生活総合相談に寄せられた相談の中で経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れがある世帯が「生活保護制度」の選択しかできないことのないよう、相談援助や就労支援などを通じ世帯の「自立」を目指す取り組みを進めています。</p>	<p>(3)－4 生活困窮者の支援(生活困窮者自立支援計画)</p> <p>①重層的に連携・協働を深める</p>
<p>旅行者等の交通費貸付事業 (昭和 51 年度以前)</p>	<p>旅行者などで上川町まで来たが、財布の紛失や現金不足など何らかの原因で、上川町から移動出来なくなった町外の方に対して隣町までの交通費を貸し付けています。 ※ 旭川方面⇒愛別町まで ※ 釧路方面⇒遠軽町まで ※ 保証人が立てられない状況での貸付になるので、上川交番にて所定の確認手続きが必須です。</p>	<p>(3)－5 要支援者等への対応の推進</p> <p>①重層的に連携・協働を深める</p>
<p>緊急対策 (平成 10 年度)</p>	<p>生活総合相談で町内にある既存のサービスで対応することが困難な場合、かつ緊急を要する際に金銭的又は物資などでライフラインを確保するなど、生活課題の解決に向けての対策を実施します。</p>	<p>(3)－4 生活困窮者の支援(生活困窮者自立支援計画)</p> <p>⑥行政とのパートナーシップを強める</p>
<p>元気見守り活動 (平成 22 年度)</p>	<p>在宅で認知症の方を支えるご家族の負担を少しでも軽減できるよう、関係機関と認知症の方の情報を共有することで在宅での生活をサポートしています。 認知症の症状で、徘徊などでお悩みの場合は、関係機関はもとより、町内会などの地域で見守る体制づくりも必要に応じて次の「3つのサポートで支える安心・安全」を提供します。 【在宅生活のサポート】 専門職員がご相談をお受けします。</p>	<p>(4)－1 権利擁護の推進</p>

	<p>※ 現在、社協には認知症ケア専門士が1名います。</p> <p>【関係機関のサポート】 上川交番、上川消防、役場（保健福祉課）、民生委員児童委員協議会などご本人様の情報を共有し、緊急時にスムーズに行動できるようにしています。</p> <p>【地域のサポート】 町内会、元気委員、認知症サポーターなどに協力をお願いし、見守りのネットワークを構築しています。</p> <p>※ 旭川周辺地区で構成する「SOSやまびこネットワーク」との連携により、広域で認知症の方をサポートしています。</p>	①重層的に連携・協働を深める
ふれあいサロン元気茶屋の普及推進（平成21年度）	<p>地域における高齢者や子育て中の世帯などが生きがいを持って元気に上川町で暮らしていけるよう、住民が中心となって身近な地域を拠点に交流を深める場としてサロンを開催できるよう助成を行っています。</p> <p>※ふれあいサロン…3ヶ所・西町エスポワールサロン ・北町ふれあいサロン ・新光町ふれあいサロン</p> <p>※いきいきサロン…1ヶ所・紡ぐサロン手話くらぶ上川</p>	(2)-2 交流の場や機会の充実 ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
給食サービス事業【町からの受託事業】（平成7年度）	<p>ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦・障がいなどの世帯で、調理が困難な場合に「夕食」を宅配し、お弁当の配達・容器の回収を町内のボランティアが行い安否の確認を行っています。高齢者に配慮したお弁当を（月の前半 町内業者 月の後半 町外業者）に作ってもらっていますが、特別食（塩分やカロリー計算が必要な食事）や個人の希望に合わせた味付けなどは対応できません。</p> <p>※ お弁当配達曜日 月・水・金 ※ お弁当回収曜日 火・木・土 ※ 利用料金：1食あたり780円のところ500円を自己負担。（差額の180円は町から補助が支給されます。）</p>	(3)-1 生活環境の整備 ⑥行政とのパートナーシップを強める
歳末たすけあい見舞金事業（昭和26年度）	<p>12月1日から実施している歳末たすけあい募金の中から、要保護世帯に対して新しい年を温かく迎えていただきたく、見舞金として現金を給付しています。</p> <p>※ 見舞金給付額は、その年の募金実績により異なります。 令和5年度実績=25,000円（1世帯あたり）</p>	(3)-4 生活困窮者の支援（生活困窮者自立支援計画） ②多様な実践を増進する
生活支援サービスの普及啓発（平成29年度）	<p>地域共生社会の実現のため、住民同士で支え合う「近助」の取り組みによる支え合い活動を住民主体で実施できるよう普及啓発を行います。</p>	(2)-1 地域コミュニティの形成 ②多様な実践を増進する
生活困窮者等無料職業紹介事業（令和2年度）	<p>生活困窮者等を対象に職業安定法に基づき就労支援を行い伴走型の支援ができるように行います。</p>	(3)-4 生活困窮者の支援（生活困窮者自立支援計画） ②多様な実践を増進する
保護司会活動助成（平成19年度）	<p>厚生保護活動の推進を図るべく、保護司会上川支部に助成を行います。</p>	(4)-1 権利擁護の推進

		②多様な実践を増進する
フードロス対策事業 (令和5年度)	生活困窮者等の生活課題と町内におけるフードロス問題がつながる仕組みを構築します。	(3)-4 生活困窮者の支援（生活困窮者自立支援計画） ⑧災害に備える

3) 高齢者と地域福祉

福祉サービス等の名称 (実施開始年度)	内 容	該当項目	地域福祉計画の施策
			実践計画の柱
上川町地域包括支援センター【町からの受託事業】 (平成18年度)	<p>上川町より受託している「地域包括支援センター」は、地域の高齢者の身近な相談窓口として住み慣れた地域で生活を続けられるよう健康・医療・福祉・介護など様々な面から包括的に支えていくことを目的として事業展開をしています。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①総合相談支援（40歳以上の町民）～24時間体制で相談を受けています。</p> <p>②権利擁護～虐待をなくし、成年後見制度などで高齢者の権利を守っています。</p> <p>③包括的・継続的ケアマネジメント～地域支援事業を通じて介護予防に取り組んでいます。</p> <p>④介護予防マネジメント～介護認定で要支援1・2と判定された方々の介護サービスケアプランを作成しています。</p> <p>⑤基本的支援基盤構築～地域包括ケアシステム構築に向け事業所間の会議や交流を通じて連携を深めています。</p> <p>⑥在宅医療と介護の連携強化（認知症対策）～上川医療センターや認知症疾患センターなどと連携を強化しています。</p> <p>※ その他、「フレッシュらいふプログラム」や「歯っぴらいらいふ」など、通所事業をはじめ「歯っぴい健診」などの介護予防事業を実施しています。</p>	(3)-5 要支援者等への対応の推進	
			①重層的に連携・協働を深める
上川町ケアプラン相談センターの運営 (平成12年度)	<p>介護保険法により「要介護」の認定を受けた方が、在宅で介護サービスや地域の資源を利用して自立した生活ができるよう、ご本人の意思を尊重したケアプランを立ててご家族を含めた支援をしています。</p> <p>【サービス内容】</p> <p>①居宅介護支援サービス（ケアプランの作成、他）</p> <p>②申請代行 ③認定調査 ④住宅改修理由書作成</p> <p>⑤各サービス事業所との連絡調整</p> <p>【サービス提供時間】 月曜日から金曜日（土・日・祝祭日及び年末年始はお休み） 8：15～17：00</p>	(3)-5 要支援者等への対応の推進	
			①重層的に連携・協働を深める

	③菊水老人クラブ	
老人クラブ活動助成 (昭和 53 年度)	町内の老人クラブの活動が円滑に行えるよう活動費の助成で財政面の一助をしています。	(2)－3 健康づくり・生きがいがづくりの推進 ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
スマホ相談窓口 (令和 4 年度)	高齢者のためのスマートフォン相談窓口を毎月 1 回開催して、スマートフォンの普及と新たなコミュニケーションツールとして利用できるよう環境整備を行います。	(5)－2 情報提供の充実 ④福祉サービスの質と効率性の向上を図る

4) 障がい者と地域福祉

福祉サービス等の名称 (実施開始年度)	内 容	該当項目	地域福祉計画の施策
			実践計画の柱
上川町障がい福祉訪問介護ステーションの運営 (平成 18 年度)	<p>障害者総合支援法に基づき、ホームヘルパーが自宅へ伺い生活全般にわたる援助を行い、障がい者の方の地域での生活を支える支援を行っています。</p> <p>【サービス内容】</p> <p>①身体介護サービス～食事介助、入浴介助、排せつ介助、衣服着脱介助、清拭介助など</p> <p>②家事援助サービス～買い物（同行）、清掃、洗濯など</p> <p>③その他～移動が困難な方の外出の支援を行います。</p> <p>【サービス提供時間】月曜日から金曜日（土・日・祝祭日及び年末年始はお休み） 8：15～17：00</p>	(3)－1 生活環境の整備	①重層的に連携・協働を深める

5) 子育て支援と地域福祉

福祉サービス等の名称 (実施開始年度)	内 容	該当項目	地域福祉計画の施策
			実践計画の柱
要・準要保護家庭修学旅行助成 (昭和 60 年度)	子育て支援の一環として、要・準要保護世帯で小学校及び中学校の修学旅行に該当する児童、生徒がいる場合に、小遣いの半額を助成しています。	(3)－3 子育て支援の推進	⑥行政とのパートナーシップを強める
青少年団体活動助成 (昭和 51 年度以前)	町内の子ども会に対して活動の活性化を図るため、活動費の助成をしています。 ※ 町内の子ども会数…15 地区	(3)－3 子育て支援の推進	②多様な実践を増進する
子育て応援メモリアル事業 (令和 5 年度)	子育てと地域とのつながりづくりのきっかけとして、出生児を対象に上川アイヌ手作りのオリジナル箸の贈呈を行います。	(3)－3 子育て支援の推進	②多様な実践を増進する

6) ボランティアと地域福祉

福祉サービス等の 名称 (実施開始年度)	内 容	該 当 項 目	地域福祉計画 の施策
			実践計画の柱
ボランティアセン ターの運営 (昭和 55 年度)	ボランティアセンターとしての機能を最大限に活かし、ボランティアをやりたい方、ボランティアを受けたい方をつなぐことはもちろん、町内外でのボランティア活動についても他のボランティアセンターとの連携でサポートしています。 ※ 町内でも様々なボランティア活動が展開されていますが、社会福祉協議会にボランティア登録を行うことで「ボランティア保険」に無料で加入出来ます。(保険料は社協で負担)	(1)－3 ボランテ ィア活動の活性化	⑦地域共生社会へ の理解を広げ参加 を促進する
ボランティア団体 の育成 (昭和 55 年度)	現在、町内でボランティア活動のみを目的として結成されている団体は1団体で、主な活動がボランティア活動以外の所は7団体あります。各団体のボランティア活動がスムーズに行えるよう連絡調整のほか、必要に応じて活動の支援も行っています。	(1)－3 ボランテ ィア活動の活性化	⑦地域共生社会へ の理解を広げ参加 を促進する
続ウエス w e C A N (平成 22 年度)	法人化 30 周年を迎えた年に、町民が一つのボランティア活動に興じる企画として実施したウエス製作の活動を継続して実施しています。この活動は、介護施設などで排せつ後の処理などに使われる布を、古着を裁断して作成し寄贈するものです。ウエスは毎日使用する消耗品なので、施設の需要はかなり高いのですがボランティア活動だけで安定したウエスを供給できる体制ではありません。 ○ウエスの規格について ①大きさ B5 サイズ又は縦 20 c m × 横 30 c m ぐらい ②素 材 吸収力が良く人の肌に触れて良い物。タオル地か綿素材 ③作り方 ハサミ等で上記サイズにお切りください。 ○寄付先 ①特別養護老人ホーム「大雪荘」 ☎ 2-3333 ②グループホーム「まどか」 ☎ 2-4320	(1)－3 ボランテ ィア活動の活性化	②多様な実践を増 進する
上川町ボランティ ア連絡協議会の開 催 (平成 21 年度)	町内のボランティア実践者(学校関係含む)による連絡協議会の開催で、横のつながりづくりや協働した活動の開発など、ボランティア活動を活性化します。	(1)－3 ボランテ ィア活動の活性化	⑦地域共生社会へ の理解を広げ参加 を促進する
災害時における社 協の活動 (平成 28 年度)	常設の北海道災害ボランティアセンターに学び、災害時に即応性のある活動ができるよう取り組みます。また年に1回災害機能訓練を開催します。	(3)－2 防災・防 犯体制の充実	⑧災害に備える
生活支援サポータ ーの養成 (平成 29 年度)	生活支援サービスの担い手となり得る住民の育成と幅広い年代の参画に向け学ぶ機会と活動の場をコーディネートします。	(1)－2 人材の育 成と活用	⑦地域共生社会へ の理解を広げ参加

		を促進する
支え合い構築交流事業 (令和3年度)	異世代間による支え合い構築に向けたお互い様の間柄を築くための交流の場として、児童・生徒が主体となって交流事業を企画、実施します。	(1)-1 福祉意識の醸成 ②多様な実践を増進する

7) 福祉教育

福祉サービス等の名称 (実施開始年度)	内 容	該 当 項 目	地域福祉計画の施策
			実践計画の柱
教えて、は〜とくん (福祉学習) (平成26年度)	主に町内の小学生及び中学生を対象とした福祉学習の場を提供しています。(高校生は、地域包括支援センターで学習の受け入れをしています。)	(1)-1 福祉意識の醸成	⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
認知症サポーター養成講座 (平成26年度)	認知症に関する正しい知識と認知症の方への接し方を学んだ人を認知症サポーターと言います。現在、その養成講座を開催できる講師役(キャラバン・メイト)を平成26年度より社協として整備しており4名が取得しています。 ※ 町内のキャラバン・メイト…6名(うち社協職員4名) ※ 認知症サポーター…51名(社協把握数)	(3)-5 要支援者等への対応の推進	③福祉を支える人材(福祉人材)の確保・育成・定着を図る
インターンシップ (職場体験)の受け入れ (平成24年度)	高校生の職場体験の一環として、体験を通じて社協の仕事を理解してもらい、若い世代に地域で果たす社協の役割を知ってもらう場として受け入れを行っています。	(1)-1 福祉意識の醸成	⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する

8) 広報活動

福祉サービス等の名称	内 容	該 当 項 目	地域福祉計画の施策
			実践計画の柱
上川町社協イメージキャラクターの活用 (平成22年度)	法人化30周年を記念して、町民の皆さんより募集して決まりましたキャラクター「は〜とくん」をイメージキャラクターとして活用しています。	(5)-2 情報提供の充実	④福祉サービスの質と効率性の向上を図る
社協だより「ふれあい」の発行 (昭和51年度)	紙面を活用して社協活動を周知するため、年に2~3回広報紙の発行を行い、社会福祉法人として周知する必要がある内容のほか、社協と住民の意思の伝達手段(コミュニケーションツール)として情報を周知しています。	(5)-2 情報提供の充実	④福祉サービスの質と効率性の向上を図る
社協ホームページの開設	社会福祉法人として周知しなければならない情報をいつでも閲覧できる環境として、ホームページを活用して	(5)-2 情報提供の充実	

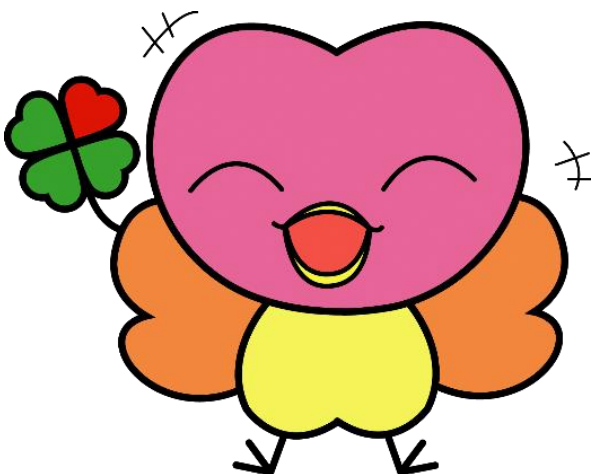
(平成 18 年度)	いきます。	④福祉サービスの質と効率性の向上を図る
------------	-------	---------------------

9) オンライン配信

福祉サービス等の名称 (実施開始年度)	内 容	該当項目	地域福祉計画の施策
			実践計画の柱
らいぶ・は〜とくん (令和 4 年度)	オンラインによる、住民参加型の集いの場を提供して、地域福祉活動の理解を含めます。 また、施設等に入居されている皆様に、対話を中心としたL I V E配信で地域とのつながりを構築します。	(2) - 2 交流の場や機会の充実	④福祉サービスの質と効率性の向上を図る

10) 地域コミュニティの形成

福祉サービス等の名称 (実施開始年度)	内 容	該当項目	地域福祉計画の施策
			実践計画の柱
いきいき福祉健康施設運営事業 【町からの受託事業】 (平成 31 年度)	町民誰もが、いきいきと安心して暮らすことのできる地域を実現するため、社会福祉協議会が指定管理者となり、住民と身近な施設として、より多くの町民ニーズを把握し、地域福祉活動につながるよう運営を行います。運営にあたっては温浴施設を備えた町民の活動拠点施設として位置づけ、町民相互のふれあいと福祉の向上、健康増進を図り、地域コミュニティ形成の場として利用促進に努めます。 ① 温浴施設を活用した事業の企画及び実施 ② 交流施設を活用した事業の企画及び実施 ③ 広報活動の実施	(2) - 2 交流の場や機会の充実	①重層的に連携・協働を深める



3 計画の基本的な考え方

3-1 基本理念

(1) 計画の基本理念

- ◇ 上位計画である第10次上川町総合計画では、「一人ひとりが主役のまちづくり」「心の豊かさを追求するまちづくり」「広域的な視野に立ったまちづくり」の3つを基本理念とし、めざすべきまちの将来像として「～自然と調和した未来～ 恵み豊かな大地と人がおりなすおもてなしのまち 上川」を掲げ、この目標を達成するための基本方針として、6つのまちづくり大綱を定めています。
- ◇ 本計画の推進にあたっては、上位計画である第10次上川町総合計画と整合を図ることから、第10次上川町総合計画のまちづくり大綱の中の福祉分野である「一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、この理念に基づき、各部門の計画ごとに基本方針の設定を行い、この方針に基づき各種施策を展開していきます。

**一人ひとりが安心して
健やかに暮らせるまちづくり**

(2) 各部門計画の基本方針

- ◇ 各部門の計画ごとに基本方針を設定し、その基本方針に基づいた目標に向けた各施策の展開をしています。各部門計画における基本方針は次のとおりです。

1. 第2期地域福祉計画・第5期地域福祉実践計画基本方針

**誰もがいきいきと安心して暮らすことができるまちづくり
《見える福祉のカタチの醸成》**

2. 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画基本方針

**ひとりひとりが生きがいと役割を
もって暮らすことのできるまちづくり**

3. 第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画基本方針

**希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる
社会づくりと本人が希望する暮らしの実現**

第2章 各論

1. 第2期地域福祉計画・第5期地域福祉実践計画

1-1 地域福祉とは

- 地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などと対象者ごとに捉える社会福祉に対し、地域社会を基盤に、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。
- これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、様々な生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（近助・共助）、公的なサービス（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。
- 地域福祉の目的は、高齢、障がい、その他の様々な事情から福祉サービスを必要とするようになってからも、これまでつくりあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りをもって、まちの一員として普通の生活を送ることができるようになることです。
- 地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む住民の方々、保健・医療、住宅、建設、商工業にたずさわる様々な専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です

～「近助（きんじょ）」とは～

第3期上川町地域福祉実践計画において、住民相互の助け合い（互助）を「近くを助ける」取り組みとして造語したもので、ここでは、地域福祉を推進する互助的な活動を「近助」として記載しております。

1-2 地域福祉計画とは

- 地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、上川町における地域福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域における多様化・複雑化した様々な福祉課題に取り組むため、行政・住民・地域などが一体となって地域福祉の理念を共有しながら、協力して取組み、共に支え合う社会をつくるための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。
- 地域福祉計画については、福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置づけられ、「地域共生社会」の視点、地域福祉を構成する地域住民、社会福祉協議会、関係団体との連携体制の確保や全町的な協働の仕組みづくりなどのほか、地域福祉の推進について一体的に定めるのが、地域福祉計画です。

1-3 地域福祉実践計画とは

- 地域福祉実践計画とは、「上川町の社会福祉協議会がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」を地域住民に明らかにするもので、社会福祉協議会が行う福祉活動と地域住民やボランティア団体などの自主的・自発的な福祉活動の行動計画としての性格を持ち、住民と社会福祉協議会が協働で取り組む事業についての方向性を定める計画です。

- 地域福祉実践計画の策定を推進している「社会福祉法人 北海道社会福祉協議会」では、計画の前提として、地域住民の合意形成と協力体制の構築を図るため、次の基本理念を常に念頭に置くこととしています。

【地域福祉実践計画の基本理念】

- I 地域住民に向けて発信されるものでなければならない。
 - II 地域住民が見て、理解できるものでなければならない。
 - III 策定や計画推進の過程で、地域住民の意向が反映されるものでなければならない。
 - IV 地域住民がその内容に共感し、自ら参加・協働できるものでなければならない。
- 地域福祉計画と地域福祉実践計画は、それぞれ密接に連携しながら推進する、いわゆる車の両輪の関係にあり、地域福祉の理念を共有しながら取り組みを進めるものです。
 - 本計画の策定にあたっては、町と社会福祉協議会で、それぞれが策定する地域福祉計画と地域福祉実践計画を上川町の地域福祉の推進を図るため、町と社会福祉協議会が協働で推進するまちの地域福祉に関する計画として一体的に策定することとします。

【第5期上川町地域福祉実践計画の柱】

1. 重層的に連携・協働を深める
2. 多様な実践を増進する
3. 福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る
4. 福祉サービスの質と効率性の向上を図る
5. 社協組織基盤を強化する
6. 行政とのパートナーシップを強める
7. 地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
8. 災害に備える

※全社協福祉ビジョン2020より

- 全社協福祉ビジョン2020…2040年に向けて、これからの社会環境の変化を見据え、課題認識を共有しつつ、これまで築きあげてきた社会保障・社会福祉を将来世代につなげていくための重要な役割を果たしていくための羅針盤として、全国社会福祉協議会により策定されたものです。2030年までの10年間を期間としており、中間年の2025年には、社会保障・社会福祉をめぐる情勢変化をふまえた改定を予定しております。

1-4 計画策定の背景

- 国及び地域の少子高齢・人口減少が進行する中で、高齢化や単身世帯の増加、社会的等の影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は複雑化複合化してきており、さらに核家族化や生活習慣の多様化により、家庭や地域とのつながりが希薄化しています。
- このような状況の中で、高齢者の孤独死、高齢者世帯による老々介護や、子ども、高齢者障がい者への虐待等が社会問題となっており、地域のつながりや地域コミュニティにおける役割の重要性が見直されています。
- 国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）」を制定し「地域共生社会」の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の推進など、市町村の包括的な支援体制を構築するための基本的な指針を示しています。

- 本町では、平成30年に第1期上川町地域福祉計画を、第4期上川町地域福祉実践計画と一本化した計画として策定し、「一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、子どもから高齢者までのすべての人が生きがいを持つことのできるまちづくりを目指し、住民のみなさん、地域、関係機関、行政・社協等が協働して地域福祉の推進に努めてきました。
- この度の両計画の改定は、第1期上川町地域福祉計画の計画期間が満了となる中で、国の制度改正や社会情勢の変化等も踏まえ、これまで以上に、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域で支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を推進していきます。

1-5 第1期地域福祉計画の評価

(1) 評価の流れ

- 地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、地域生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検等により、地域生活課題を踏まえた支援（サービス）の必要性、緊急性を明らかにした上で、計画の達成状況を住民等に明確に示す必要があります。
- このため、地域の生活課題を把握するため福祉関係者を対象とするアンケート調査や、内部評価により提供されているサービスの点検を行うとともに、具体的に計画の達成度の判断が容易に行えるよう評価基準を設定した上で、計画の達成状況を保健福祉サービス運営協議会に諮り、地域生活課題を踏まえた支援（サービス）の必要性等を確認し第2期計画に反映していきます。

(2) アンケート調査の概要

(2)-1. 調査の内容

- 高齢者、子育て、障がい者などの各分野で地域福祉等の活動や業務に携わる関係団体・機関の関係者などに対するアンケートを行い、第1期計画の達成状況や地域福祉施策についてのアンケート調査を行いました。
- 調査対象：

団体・機関名等	人数
民生委員・児童委員、各福祉関係行政委員等	32名
上川町社会福祉協議会理事及び職員等	14名
各福祉関係団体等（身体障害者福祉協会、各老人クラブ、各ボランティア団体、保護司、人権擁護委員、福祉関係相談員等）	47名
各福祉施設等の役員、職員等	4名
保育所、幼稚園、小学校・中学校・高等学校、学童保育等の関係者等	10名
医療機関関係者	10名
役場保健福祉課職員（5年以内の異動者を含む。）	17名
合 計	110名

※ 合計人数については、重複人数を除いた実人数となっていますので、集計人数とは相違があります。

- 調査期間：令和5年11月10日（金）～11月24日（金）

(2)-2. 配布・回収状況

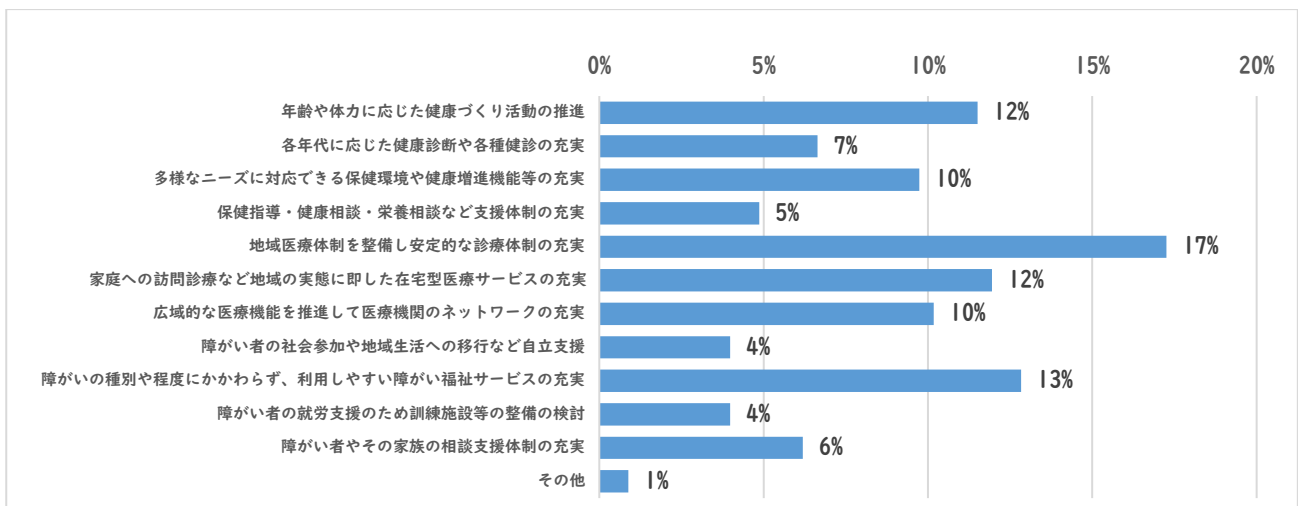
配布数	回収数	回収率
110枚	81枚	74%

(2)-3. アンケート結果の概要

問1. 町民が健康で安心した生活を送るためには、今後のまちづくりの中でどのような対策が重要だと思いますか。(3つまで選択)

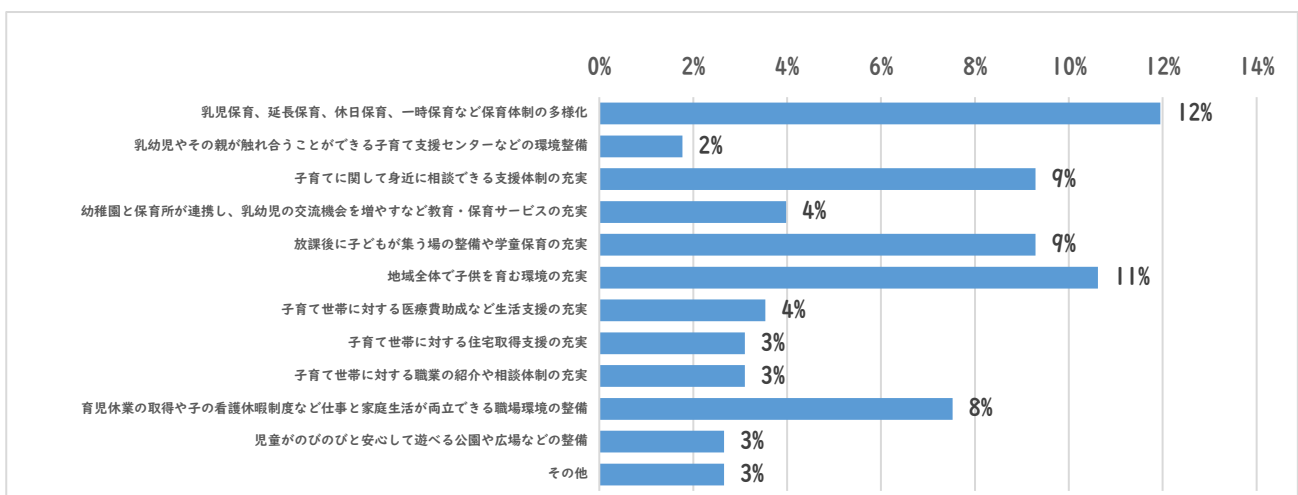
地域の医療体制の充実(17%)が最も高く、次いで障害福祉サービスの充実(13%)、健康づくり活動の推進(12%)、在宅医療サービスの充実(12%)となっており、地域の医療体制や、健康づくり活動、在宅医療サービスに不安を抱えている方が多いという評価となっています。

また、障害福祉サービスの充実が重要だという意見も多く、町内の障がい者向け事業所の不在が大きな要因とかがえまます。



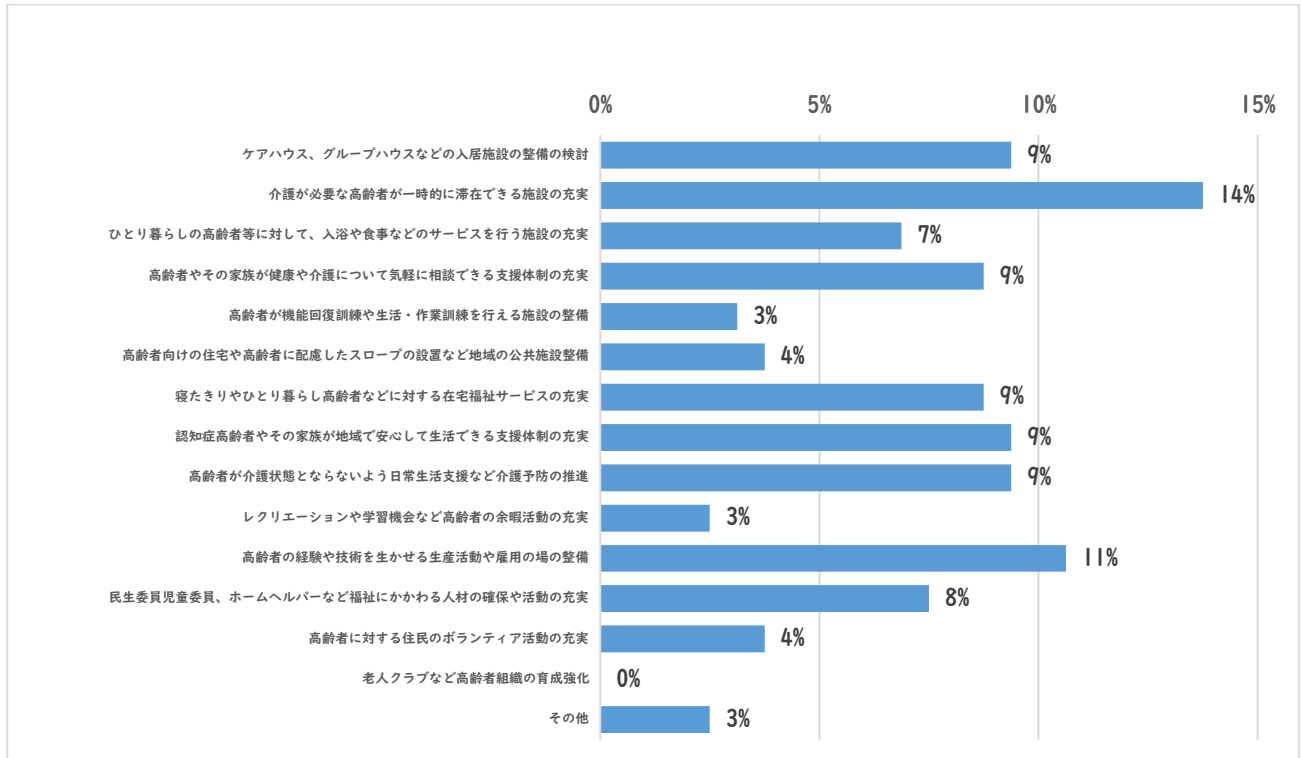
問2. 少子化が進む中、子育て環境の整備や子育て支援を進めるにあたって、どのような対策が重要だと思いますか。(2つまで選択)

保育体制の多様化(12%)が最も高く、次いで地域全体で子供を育てる環境の充実(11%)、身近に相談できる支援体制(9%)、放課後に子どもが集う場(9%)となっており、町民ニーズに沿った保育体制や、相談体制の充実、地域全体で子どもを育てる環境整備が求められているとかがえまます。



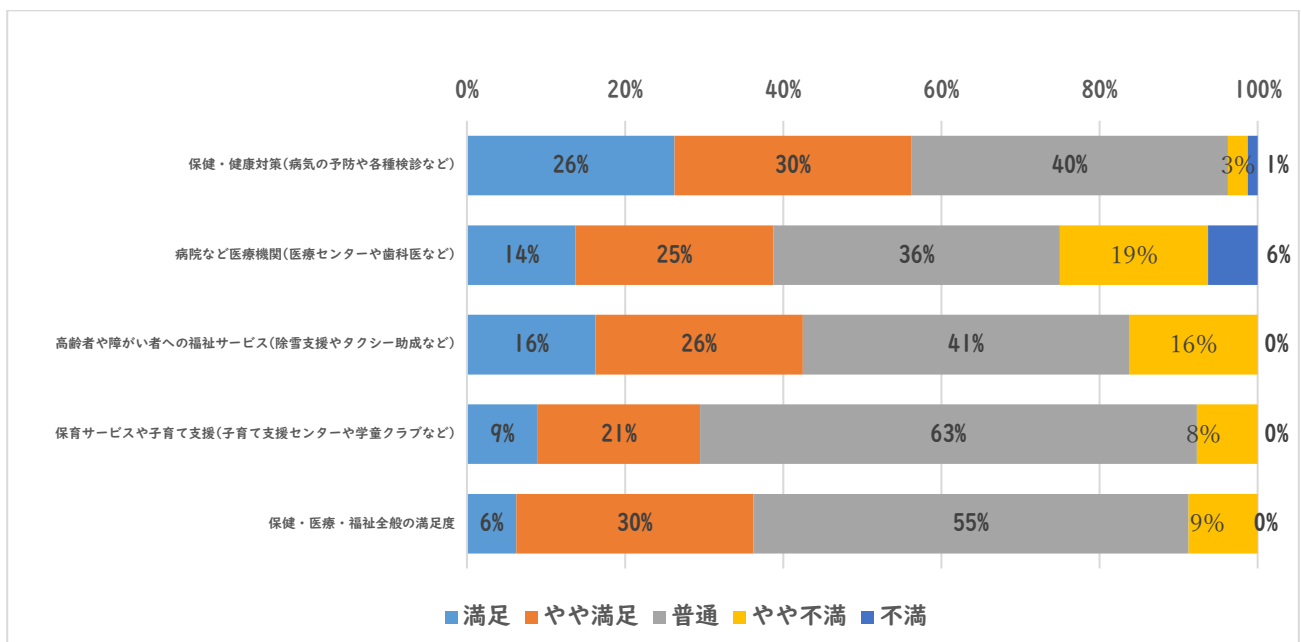
問3. 町民が老後も生きがいを持ち、充実した生活を送るためには、今後のまちづくりの中でどのような対策が重要だと思いますか。(2つまで選択)

介護が必要な高齢者が一時的に滞在できる施設の充実(14%)が最も高く、次いで高齢者の経験や技術を生かせる生産活動や雇用の場の整備(11%)となっており、元気な高齢者の活躍できる環境と、介護が必要になった際に受け入れられる環境の整備が求められています。



問4. あなたは、上川町で生活するうえで現在の生活にどの程度満足していますか。次の各項目について、下記の中からあなたの考えに最も近いものをお答えください。(1つ選択)

いずれの項目も満足・やや満足の評価が高い傾向にあり、上川町で生活するうえで満足している傾向にあります。一方で、病院など医療機関や、高齢者や障がい者への福祉サービスにやや不満がある評価もあり、総合的な満足度の向上が求められています。



問6. その他、どのようなことでも結構なので、記載をお願いします。(自由記述)

○ 上川町に足りないと思う福祉施策など

18名からご意見ご要望をいただき、以下、項目ごとに抜粋・要約して掲載しました。

【高齢者福祉について】

買い物支援、サ高住の設置、除雪等の各種サービスで世帯状況にあった対応。

【障がい者福祉について】

障がい児の放課後デイ、障がい者の就労支援事業所、障害福祉サービス事業所の設置、障がいがありながらも地域で安心して暮らし続けられる支援

【独居対策について】

ケアハウス、共同住宅などの施設。独居継続が難しい人が暮らしていける施設。障害者や高齢者を問わず、一人暮らしや夫婦で在宅生活が難しくなった場合、上川町での在宅生活を支える福祉サービスが充足していない。

【子育て支援について】

病児病後児保育、特に乳児期の小さい子を持つ家庭のサポート。

【環境整備について】

層雲峡温泉地区を活用した福祉施設、土日のサービス

【権利擁護について】

成年後見制度の利用、終活、老前整理のすすめ、多死社会への対応

【人材育成について】

民生委員の活動が重要。年に一度家庭訪問が必要だと思う。

【行政に対する意見】

文書でのお知らせも大事かもしれないが、地域の人とコミュニケーション不足。会話が少ない。事業が行われても伝わっていないことが多いので、無線放送的なものが必要では。

○ 上川町が今後重点的に進めるべき福祉施策など

26名からご意見ご要望をいただき、以下、項目ごとに抜粋・要約して掲載しました。

【高齢者福祉について】

老老介護の方に対する支援の充実、高齢者のスムーズな入所、上川町で安心して最期を迎えられる場所、生活環境、看取ってもらえる場所、生活環境。多くの事業所、介護等の専門職が不足しており、専門職がより必要となっていく中で、町内の人材育成として、資格取得に関する助成や、上川高校との連携で、介護職をはじめとした資格取得の助成

【障がい者福祉について】

障がい児の放課後デイ、障がい者の就労支援事業所、障害者の就労の場の創出

【子育て支援について】

病児病後児保育、子育ての環境整備、不妊治療の充実

【環境整備について】

ケアハウスやサ高住、地域密着型特養の建設。栄養管理された食事の提供、ヤングケアラー対策

【医療について】

医療サービスの充実化、適切な医療を受けて生活を安定させていく健康づくり

【独居対策について】

1人暮らし高齢者に対する支援の充実、見守り、支えあい。認知症増加への対応。独居老人が非常時に緊急連絡及び避難できるような方法。

【権利擁護について】

多死社会への対応。孤独死コミュニティの希薄、遺品部屋、遺品家（空き家）。

【環境整備について】

どんなことでも相談できる体制づくり。在宅支援体制（公助、共助、自助、近助！それぞれによる支える仕組み）。「声をかけ合おう」とか「わからない時はきこう」など、もっとわかりやすいスローガン。地域の人同士の会話機会の増。町民が自ら実践できる福祉サービス

【情報収集・提供・発信について】

高齢者、子育て世代、移住者の枠を超えた交流を促して興味のあるものに参加しに行けること、さらに障がい者も含めた視野で。各地域の実態調査。各地域のコミュニティ活動の活性化が必要

【除雪について】

高齢化により日々の除雪も困難な人に有料でも心配なく冬を過ごせる様な仕組みづくり

○ その他、ご意見、ご要望がありましたら自由にご記載してください。

12名の方からご意見ご要望をいただき、以下、項目ごとに抜粋・要約して掲載しました。

【環境整備について】

各施設のエアコン完備

【人材確保について】

福祉サービスだけではないが人材の確保は近々の課題。各サービスの継続なくしては住民の暮らしの安定はない。

【教育について】

義務教育学校はこれからの少子化をクリアできる取り組み。

【コミュニティについて】

人との関わりが年々少なくなっているように感じ寂しく思う

【独居対策について】

一人住まいの高齢者に対する生活指導と支援が必要

【医療について】

初期治療を遅らせない事が介護や支援を遅らせず重篤へとならない事へつながる。

【障がい者福祉について】

障がいの方や認定を受けていない方など、一般就労まではいかない、日常の活動の場が求められてくるとおられます。

【災害対策について】

災害時の避難の対応等。学校等の避難所使用した訓練をすべき。

(3)第1期地域福祉計画の内部評価

(3)-1 評価の方法

- 第1期上川町地域福祉計画は、基本方針の下に5つの「基本目標」を設け、19の「施策」と、それを推進するための220の「取組内容」を計上しています。
- 評価の対象は、220の「取組内容」のうち、事業者・団体等、社会福祉協議会、町が取り組む169の「取組内容」を対象とします。
- 計画の評価にあたっては、「施策」ごとに行いますが、成果指標（数値目標）を設けていない取組みもあることから、評価基準を設けて評価をしています。
- 事業担当係が各施策の「取組内容」ごとに、アンケート結果や、具体的な取組み、現状と課題、今後の方向性を整理し、評価基準に基づき進捗状況の評価しました。「具体的な取組み」の進捗状況から「施策」ごとに、「順調」「概ね順調」「やや遅延」「遅延」の4段階に区分しています。

(3)-2 評価基準

「取組内容」の評価

評価	基準	点数
順調	現状のまま事業を実施していけば目標達成可能	4点
概ね順調	目標達成可能だが、修正すべき事項等あり	3点
やや遅延	目標達成のためには、修正すべき事項等あり	2点
遅延	現状のままでは目標達成困難	1点

「施策」の評価

評価	「施策」ごとの「具体的な取組み」の平均点数
順調	3.5以上
概ね順調	2.5以上～3.5未満
やや遅延	1.5以上～2.5未満
遅延	1.5未満

(3)-3 評価基準 令和4年度末の実施状況

(3)-4 第1次上川町地域福祉計画「施策」ごとの評価集計結果

- 「順調」 1項目（5.3%）
- 「概ね順調」 15項目（78.9%）
- 「やや遅延」 3項目（15.8%）
- 「遅延」 0項目（0.0%）

施策	評価	施策	評価
(1)-1 福祉意識の醸成	概ね順調	(3)-4 生活困窮者の支援	概ね順調
(1)-2 人材の育成と活用	やや遅延	(3)-5 要支援者等への対応の推進	概ね順調
(1)-3 ポテティア活動の活性化	概ね順調	(3)-6 自殺対策の推進	やや遅延
(2)-1 地域コミュニティの形成	概ね順調	(4)-1 権利擁護の推進	順調
(2)-2 交流の場や機会の充実	やや遅延	(4)-2 成年後見制度の普及・推進	概ね順調
(2)-3 健康づくり・生きがいがづくりの推進	概ね順調	(5)-1 相談体制の充実	概ね順調
(2)-4 介護予防活動の推進	概ね順調	(5)-2 情報提供の充実	概ね順調
(3)-1 生活環境の整備	概ね順調	(5)-3 福祉サービスの充実	概ね順調
(3)-2 防災・防犯体制の充実	概ね順調	(5)-4 地域福祉ネットワークの構築	概ね順調
(3)-3 子育て支援の推進	概ね順調		

1-6 第4期地域福祉実践計画の評価

(1) 評価及び策定の経緯

- 地域福祉計画を補完するべく実施してきた地域福祉実践計画について、社協が実践してきた各種地域福祉事業毎に、目標の達成状況を評価シートに基づき聞き取りを行いました、その評価と意見を次期計画に反映する事としました。
- また、地域福祉実践計画は福祉でまちづくりを目指す住民と共に創る計画であるため、より住民の求める実践計画となるよう、住民を10の категорияに分け、それぞれ関係者に意見を具申し既存事業との適合性を確認しました。また、既存事業で補えない内容を次期計画に反映するか、社会福祉協議会役員で構成する各部会で検討し調整致しました。

(2) 評価及び策定の概要

(2)-1 第4期実践計画評価シート

【調査対象】

民生委員・児童委員、主任児童委員 20人
医療機関、司法書士、議会議員（産業福祉常任委員） 7人
共募役員 5人
社協評議員 25人
社協役員・監事 15人
合計71人

※計画途中で改選期があった場合については、旧体制の方にご意見を頂いております。
また、重複している方については、主にご意見を伺いたい役職での回答をお願いしており実数と異なります。

- 調査期間：令和5年7月19日～7月31日
回収率 35/71（49.2%）

(2)-2 第4期実践計画評価シートの集計結果

問1「地域を支える人づくり」の評価

【福祉意識の醸成】

より強化すべき	17%	改善が必要	0%
現状のまま継続	80%	取り組みを知らない・無回答	3%

新型コロナウイルスにより、多くの地域活動が制限される中で、住民のつながり脆弱化や集会、学習会などが実施できない状況ございました。このことから、評価としては現状維持が最も多かったですが、人材育成等で今後の取り組みを強化すべきとの評価を頂きました。

【人材の育成と活用】

より強化すべき	14%	改善が必要	3%
現状のまま継続	74%	取り組みを知らない・無回答	9%

人材の育成については、ほとんどの方が必要性を訴えており、人口の減少も相まって、今後の推進に不安がある評価となりました。

【ボランティア活動の活性化】

より強化すべき	11%	改善が必要	6%
現状のまま継続	77%	取り組みを知らない・無回答	6%

ボランティア＝無償の考え方では限界があるのでは？との意見や住民の理解度の低さなどがあげられ、またボランティア団体の継続や継承についても危惧される内容があり、その事からも現状のまま継続もしくは強化を求める評価となりました。

問2 「誰もがつながり合う仕組みづくり」の評価

【地域コミュニティの形成】

より強化すべき	14%	改善が必要	0%
現状のまま継続	77%	取り組みを知らない・無回答	9%

地域コミュニティに対する住民の理解や町内会活動や民生委員・児童委員との連携などで、継続的な取り組みが求められる内容がありました。その為、住民周知や地域で盛り上げる必要があるとの評価になりました。

【交流の場や機会の充実】

より強化すべき	11%	改善が必要	0%
現状のまま継続	86%	取り組みを知らない・無回答	3%

実施事業が住民に知られていない、理解されていないとの意見や、新しい取り組みの必要性や、現在町内で開催される各種イベントに合わせてPRする場などを求める評価となりました。

【健康づくり・生きがいづくりの推進】

より強化すべき	11%	改善が必要	3%
現状のまま継続	83%	取り組みを知らない・無回答	3%

高齢化が進むなか、健康づくりはもっとも強く活動を求める意見が多く、医療・介護・保健分野との連携、強化が必要との意見があり、生きがいづくりでは既存事業と合わせて周知不足との評価となりました。

【介護予防活動の推進】

より強化すべき	6%	改善が必要	0%
現状のまま継続	88%	取り組みを知らない・無回答	6%

利用者の視点に立った介護保険サービスの提供と介護保険に該当しない生活課題に対応して欲しいとの意見や、そもそも提供しているサービスについて、住民にわかりやすい資料を求める評価となりました。

問3 「誰もが安心して暮せる環境づくり」の評価

【生活環境の整備】

より強化すべき	9%	改善が必要	0%
現状のまま継続	88%	取り組みを知らない・無回答	3%

様々な相談を受け止める仕組みの継続性と必要な人材の確保、人口減少に伴うサービスの需要と供給のバランスについて検討するよう評価頂きました。

【防災・防犯体制の充実】

より強化すべき	17%	改善が必要	3%
現状のまま継続	77%	取り組みを知らない・無回答	3%

恒常的に支援内容を理解してもらう必要性や過去に災害が発生した時の初動の遅さに危惧される意見もある事から、訓練の継続や体制強化を求める評価となりました。

【子育て支援の推進】

より強化すべき	8%	改善が必要	3%
現状のまま継続	83%	取り組みを知らない・無回答	6%

少子化で、多方面にわたり推進する必要があると感じ、ニーズの掘り起こしなどで、子育て世帯が本当に求める支援を提供するようサービスを行政や地域と連携しながら充実する必要がある評価となりました。

【生活困窮者の支援（生活困窮者自立支援計画）】

より強化すべき	6%	改善が必要	0%
現状のまま継続	91%	取り組みを知らない・無回答	3%

関係機関との連携強化を図るとともに、生活に困窮する世帯に対し原因の分析と対策を検討する必要がある事と、周知や啓発などで地域全体の理解を求める必要がある評価となりました。

【要支援者等への対応の推進】

より強化すべき	3%	改善が必要	0%
現状のまま継続	91%	取り組みを知らない・無回答	6%

特に認知症の方の支援としてのキャラバンメイトと認知症サポーターの取り組みが理解されておらず、機能もしていないなど必要な支援を継続するために、周知、啓発を強化する評価となりました。

【自殺対策の推進（自殺対策計画）】

より強化すべき	8%	改善が必要	3%
現状のまま継続	83%	取り組みを知らない・無回答	6%

気軽に相談できる環境や町外の専用相談窓口の周知、身近に受け止められる人材を育成するなど環境整備を行う必要がある評価となりました。

問4「多様性や違いを認め合う人権擁護のまちづくり」の評価

【権利擁護の推進】

より強化すべき	6%	改善が必要	3%
現状のまま継続	85%	取り組みを知らない・無回答	6%

互いに支え合う意識を高めるため、権利擁護や後見制度など地域ごとに周知や学習の場を設ける必要がある評価となりました。

【成年後見制度の普及・啓発（成年後見制度利用促進計画）】

より強化すべき	0%	改善が必要	6%
現状のまま継続	91%	取り組みを知らない・無回答	3%

現在、上川町で利用する場合には、町外の専門職の支援が必須となっておりますが、町内の高齢者や障がいをお持ちの方などが安心して暮せる環境整備についても検討が必要との評価となりました。

問5 「地域福祉を推進する体制づくり」の評価

【相談体制の充実】

より強化すべき	8%	改善が必要	0%
現状のまま継続	86%	取り組みを知らない・無回答	6%

現状の相談体制の維持や、民生委員・児童委員との連携強化、更には相談できる事が地域福祉の1歩となる事から、声を上げられない人も取りこぼさない体制を求める評価となりました。

【情報提供の充実】

より強化すべき	8%	改善が必要	3%
現状のまま継続	86%	取り組みを知らない・無回答	3%

情報社会としてSNSなどのデジタル化による情報提供の機能強化やアナログでも伝わる仕組みなど、対応できる環境に適応した情報提供が必要との評価となりました。

【福祉サービスの充実】

より強化すべき	6%	改善が必要	0%
現状のまま継続	91%	取り組みを知らない・無回答	3%

既存事業を十分に精査したうえで、関連事業を充実させる必要があるとの評価になりました。

【地域福祉ネットワークの構築】

より強化すべき	11%	改善が必要	3%
現状のまま継続	83%	取り組みを知らない・無回答	3%

ネットワーク機能を発揮するため、関係機関はもとより地域住民との協働も求められる事から、連携に重点を置くと共に多様化するニーズに対する対策として、町外の専門機関とも積極的にネットワークが活用できるよう、上川町ならではのネットワーク構築が必要との評価になりました。

問6 「第4期実践計画中に新たに取り組んだ地域福祉事業」の評価

【生活困窮者無料職業紹介事業】…P24参照

より強化すべき	11%	改善が必要	0%
---------	-----	-------	----

現状のまま継続 72% 取り組みを知らない・無回答 17%

住民周知が不足しているが、生活困窮から自立するための1つとして継続した取り組みが必要との評価になりました。

【フードロス対策事業】…P25参照

より強化すべき 14% 改善が必要 3%

現状のまま継続 66% 取り組みを知らない・無回答 14%

ニーズ把握から、実態に合わせたサービス提供など、不透明な点が多いが、住民周知を含め理解者を増やした取り組みにしていく必要があるとの評価になりました。

【高齢者専用スマホ相談窓口】…P27参照

より強化すべき 8% 改善が必要 3%

現状のまま継続 83% 取り組みを知らない・無回答 6%

スマートフォンの不安要素はあるものの、今日の生活には欠かせないツールとなっており、今後の相談体制の充実にもつながる事から継続事業としての評価となりました。

【子育て応援メモリアル事業】…P27参照

より強化すべき 11% 改善が必要 3%

現状のまま継続 69% 取り組みを知らない・無回答 17%

始めたばかり（令和5年度より）で事業の評価は難しいが、利用者のニーズに合わせた記念品として贈呈できるよう、内容を精査しながら進めるとの評価になりました。

【支え合い構築交流事業】…P28参照

より強化すべき 9% 改善が必要 0%

現状のまま継続 74% 取り組みを知らない・無回答 17%

高齢者と子供の異世代間交流としての位置づけで、新型コロナ禍で弱まったつながりを再構築するべく、住民周知と交流活動の促進のきっかけづくりとしての評価となりました。

【日常生活自立支援事業助成事業】…P23参照

より強化すべき 9% 改善が必要 0%

現状のまま継続 77% 取り組みを知らない・無回答 14%

日常生活自立支援事業の周知徹底を行う事と、支援が必要な世帯に利用しやすくするサービスとしての評価となりました。

【らいぶ・は～とくん】…P30参照

より強化すべき 9% 改善が必要 3%

現状のまま継続 71% 取り組みを知らない・無回答 17%

今後も感染症等における社会的孤立の軽減をはかるため、適宜実施を行うと共に、新たなコミュニケーションツールとしての評価となりました。

(2)-3 次期計画策定に向けた意見

- ◎各取り組みに共通して、人材の確保・育成・定着が図られることを期待します。
- ◎福祉の幅の広さを感じさせられました。団体で取り組むべき点、個人でも取り組むことができる点、個人でも取り組むことができる点を計画の中で、明確にしていくことを継続して欲しいと思っています。
- ◎人材育成がとても大切で、今を生きる若者をいかに育てるかの視点が大切だと思います。
- ◎新しい取り組みも大切と思うが、基本があつての事と思う。
- ◎実践計画に基づき、他方面から活動されている中で、実際に携わってきた関係者や職員の意見が最も重要と思われます。その中で、困難な事、適さない事等々の問題を整理し検討していく事が、今後の課題と思います。項目や事業については、これ以上なく。
- ◎上川町は色々な点で、周りの町村以上の活動を進めていると思われる。「より強化する」というよりも「現状継続」の点で、もう少し緻密さが加わればベストと思う。
- ◎公助・共助・自助・近助と外部の助け（外助）での、上川町福祉の構築。

(3)総務部会での評価

- 多くの項目で、「現状のまま継続」ということから、大まかな部分は第4期の計画をもとに、既存事業をより住民の方々に見える（理解する）ようにすることが必要との事から、全国社会福祉協議会が提唱する「福祉ビジョン」を活用し行動指針とすることと致しました。

(4)全社協 福祉ビジョン2020（2025年に見直し）

- 2040年問題の背景にある人口構造（少子高齢化、人口減少社会）
 - ➔ 団塊ジュニア世代が65歳以上になる。
 - ➔ 75歳以上高齢者の全人口割合が20%を超える。
- 単身世帯の増加。（2030年には全体の4割）
- 労働力人口の急速な減少。
- 「製造業」の就業者数が大きく減少し、「医療・福祉」の就業者数が増加
 《長期的視点に立って今から備える》：地域福祉実践計画の柱（行動指針）

①重層的に連携・協働を深める

社会福祉協議会として人・地域・サービスをつなぐため、多様性を認め合い、地域生活課題の解決に向けたネットワークをつくり、地域の「連携・協働の場」となる

②多様な実践を増進する

上川町に住む全ての人を対象として、地域生活課題に応じたサービスを行政、地域住民、多様な組織・関係者と共に連携して開発・展開しながら、社会福祉法人としての公益性を高めた実践を行う

③福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る

上川町の地域性を理解した地域専門職としての育成とキャリアアップにより専門性を高める取り組みで、多様な人材の受け入れを可能とし「支える人を支える仕組み」による職場環境の最適化で福祉人材の確保に努める

④福祉サービスの質と効率性の向上を図る

サービスの質の向上と効率性の向上を求めると共に、地域資源を最大限に活用しながら、人材の多機能化、提供方法の見直し、ICT等の技術の活用を進める

⑤社協組織基盤を強化する

地域生活課題を解決する組織としての中心的な機能を果たすため、多角的な財源確保に努めるとともに、継続的に機能を支える社協職員の安定化で組織基盤を強化する

⑥行政とのパートナーシップを強める

地域生活課題の解決に向け、社協らしく迅速かつ柔軟な対応ができるよう、先駆的な事業の提案やモデル事業の実施を行政と共に考え、行動していく事で、相互理解を深める

⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する

社協活動を通じ、地域住民との関係性を増やし地域生活課題の解決を共に目指す主体として信頼関係を築くため、情報の共有、多様な組織・関係者による支え手のすそ野を広げていく

⑧災害に備える

平時から、行政や地域住民と連携し災害に備える体制整備について共有すると共に発災時、被災時、復興時など、自らの役割について整理を図り支援の対応に関して協定を締結するなど、災害福祉支援ネットワーク化を目指す

(5)-1 第5期実践計画策定アンケート

【調査対象】

民生委員・児童委員、主任児童委員、各福祉関係委員 32人
各福祉関係団体等 27人
各福祉施設 4人
保育所、幼稚園、各学校、子育て関係者等 10人
医療機関関係者 9人
保健福祉課職員 17人
上川町社協役職員 14人
合計113人

- 調査期間：令和5年11月10日～11月24日
回収率 72/113 (63.7%)

(5)-2 第5期実践計画策定アンケートによるご意見

《これからの上川町で思うこと》

問1. あなたの所属しているところで、上川町について危惧されていること（上川町の不安もあれば教えて下さい。）

【連合公区委員】

- ・災害時の対応
- ・高齢者の買い物難民
- ・人口減少、第1次産業の衰退
- ・高齢化による町内会の維持

【民生委員・児童委員、主任児童委員】

- ・一人暮らしの高齢者
- ・進学による人口の減少（卒業後の働き先が町内に無い）
- ・人材不足（町内会の役員、民生委員の担い手）

【福祉関係団体】

- ・町内の商店で買えない物がある
- ・若者の活躍の場
- ・町内会の維持、役員不足

【福祉施設】

- ・身寄りのない方を支える仕組み
- ・高齢者の金銭管理
- ・居宅サービス存続への国の地域に対する考え方
- ・施設の老朽化整備への対応

【医療機関】

- ・受診者の減（人口減）に伴うサービスの見直し
- ・人口が減少する中で、今後の上川町を支える力（産業など）は何？
- ・人手不足による運営困難

【子育て関係】

- ・少子化による子育てサービスと住民への費用対効果
- ・出生数の減少

【学校・教育委員会】

- ・人材不足による行政サービスの継続困難
- ・認知症対応の増加と終身独身の方が増えると思われ早めの準備
- ・通学路が暗いので明るくして欲しい

【商工観光】

- ・人口減少と少子高齢化
- ・行政機関のオンライン翻訳の導入

【保健福祉課職員】

- ・子どもの数の減少（出生数の減）による人口減
- ・住民の高齢化
- ・高齢者の増加に伴う介護支援職員の不足
- ・高齢者世帯の生活の限界（家の管理、雪問題、事務手続き等）、子育て世帯の孤軍奮闘
- ・高齢化が進む一方、若い若年層が少ないこと。若い人の働く場所が少ないこと。

【社協役職員】

- ・職場やボランティアさん等の人員確保、担い手不足
- ・デジタル化による人との関わり、信頼関係の確保
- ・人口の減少、少子化
- ・私たちの知識や技術・経験は、誰かと競い争い上に立つための物ではない。様々な問題や出来事のために自ら歩むことが出来なくなった人々の傍らに歩み寄り、その人々の声なき声に耳を傾け、手を差し伸べることを忘れてはならない。
- ・人口の減少による担い手不足。福祉人材の確保。
- ・高齢化の推進に伴う、専門職の不足。独居高齢者になった時に長く住める体制整備（権利擁護等）現状は町外に転居さてる方が多い。

問2. これからの上川町の福祉サービスとしてあったら良いとおもうこと

【連合公区委員】

- ・高齢者への冬の除雪支援の充実
- ・高齢者の安否確認等に無線機、タブレットの活用

【民生委員・児童委員、主任児童委員】

- ・携帯（スマホ）を活用した運動で、歩数でポイントが溜まりそのポイントは町内の商店で利用できるサービス
- ・訪問入浴や在宅サービスの拡充

【福祉施設】

- ・老後のお一人様の手続き代行
- ・本人や家族が望む場合の老前整理などの終活のすすめ
- ・成年後見に至る前の自分が出来ることを働きかける事が出来る場所
- ・介護2以下の受け皿として、住居型、訪問、通所、24時間見守り、更には看護や往診も選べるといったサービスが、格安で受けられる制度

【医療機関】

- ・訪問リハビリ
- ・何歳でも自分で歩くことが出来るよう運動指導
- ・元気な老人が入居できるケアハウス
- ・訪問看護や24時間訪問可能なヘルパーサービス

【子育て関係】

- ・高齢者に特化した配達サービス（食料品に限らず町内業者と連携を行い町民がリストから選んだ商品を配達してくれるサービス。
配送料は無料）
- ・子育てサポート、入所前の母親へのサポート

【学校・教育委員会】

- ・国があてにならない中、大変でしょうが、上川町独自の発送で物事をすすめていくことが大切だと思います。
- ・「かみくる」をもっと便利に

【保健福祉課職員】

- ・移動が困難な高齢者に対する買い物支援（買い物代行や移動販売）
- ・障がい福祉サービス事業所の充実
- ・NPO エールかみかわさんの活動が広がり、対象者を絞らず困っている人が気軽に利用できるサービスになると良いなと思います。
- ・空き家をもっと効率的に回転するような仕組みがあるといいと思う。

【社協役職員】

- ・交流の機会の拡大
- ・大阪府豊中市社協のコミュニティソーシャルワーカーが行っている地域福祉の先駆的な取り組み
- ・土日でも利用できる在宅サービス
- ・住民の育成（ボランティア研修など）
- ・不足する介護職をはじめとした専門職育成の仕組み

(5)-3 総務部会による総合評価

- アンケート結果を見ると、人口減少に伴い生じる不安を危惧される意見が多く見られ、上川町の基盤を維持するためには、福祉サイドだけで解決できる問題では収まらない課題と思われる。

今後は、福祉だけで考えるのではなく、様々な分野との連携が必要であり、地域福祉を推進するための根幹である協働（近助）を高めて取り組む必要がある。

今回策定した第5期上川町地域福祉実践計画では、前計画を軸として近年の動向を踏まえた上でアンケートの意見を尊重し、ある程度包含した内容でまとめているが、その意見を反映して実現するための具体的な施策までには至っていないので、まずはスタートラインとし、3年後の中間評価までに行政と社協、そして上川町に住む様々な人々と関係性を深め、ともに歩む福祉の計画として6年間で実践し成熟して欲しいと願います。

総務部会 部会長 徳 光 勝 俊

上川町社会福祉協議会 総務部会

部 会 長	徳 光 勝 俊
副部会長	寺 阪 孝 男
部 員	藤 田 輝 雄
〃	梅 田 敏 彦
〃	谷 脇 良 満
〃	川 村 都 子

1-7 計画の体系

基本方針	基本目標	施策	第5期地域福祉実践計画の柱との関連性
誰もがいきいきと安心して暮らすことができるまちづくり 《ともにつなぐ福祉の輪》	(1) 地域を支える人づくり	(1)-1 福祉意識の醸成	② ④ ⑦
		(1)-2 人材の育成と活用	① ③ ⑦
		(1)-3 ボランティア活動の活性化	① ⑦⑧
	(2) 誰もがつながり合う仕組みづくり	(2)-1 地域コミュニティの形成	① ⑦
		(2)-2 交流の場や機会の充実	② ⑦
		(2)-3 健康づくり・生きがいつくりの推進	①② ⑦
		(2)-4 介護予防活動の推進	① ⑦
	(3) 誰もが安心して暮らせる環境づくり	(3)-1 生活環境の整備	④ ⑦
		(3)-2 防災・防犯体制の充実	⑧
		(3)-3 子育て支援の推進	① ⑥⑦
		(3)-4 生活困窮者の支援	① ⑤⑥
		(3)-5 要支援者等への対応の推進	① ③ ⑦
		(3)-6 自殺対策の推進	① ③ ⑥⑦
	(4) 多様性や違いを認め合う人権擁護のまちづくり	(4)-1 権利擁護の推進	① ④ ⑦
		(4)-2 成年後見制度の普及・推進	②③④ ⑥⑦
	(5) 地域福祉を推進する体制づくり	(5)-1 相談体制の充実	① ③④⑤ ⑦
		(5)-2 情報提供の充実	① ④
		(5)-3 福祉サービスの充実	①②③④⑤ ⑦
		(5)-4 地域福祉ネットワークの構築	① ⑥⑦
	第5期上川町地域福祉実践計画の柱	①重層的に連携・協働を深める	
②多様な実践を増進する			
③福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る			
④福祉サービスの質と効率性の向上を図る			
⑤社協組織基盤を強化する			
⑥行政とのパートナーシップを強める			
⑦地域共生社会を広げ参加を促進する			
⑧災害に備える			

1-8 施策の展開

(1) 地域を支える人づくり

(1)-1 福祉意識の醸成

■現状と課題

- 地域福祉の基本は、基本的人権の尊重と、互いを思いやり、助け合い、支え合おうとする意識にあります。しかしながら、生活様式の変化などにより、地域のつながりが希薄化する傾向にあり、地域における助け合い・支え合いの関係の構築に向けた意識の醸成はより一層重要となっています。
- 次代を担う子どもたちの福祉教育についての取り組みについては、まだまだ不十分な面があります。現状では、保育所や幼稚園の園児による福祉施設訪問による高齢者との交流などが行われています。
- 小学校・中学校における福祉教育については、教育委員会主催の「ジャンプアップひろば」で、社会福祉協議会において「教えて、は～とくん（福祉学習）」を実施するほか、総合的学習の時間などで福祉学習の場を提供しています。
- 高校生については、社会福祉協議会において、上川高校のボランティア活動との連携のもと、社会福祉大会、除雪ボランティアや災害ボランティア研修などが行われており、事業の継続と生徒全員対象の研修機会など検討をしていく必要があります。
- 社会福祉協議会では地域福祉座談会や認知症サポーター養成講座を開催するなど、地域での支え合い、助け合いを、より身近な福祉を提供する試み「近助（きんじょ）」の活動に取り組んでいます。福祉の担い手の高齢化や人口減少による担い手不足など課題を抱えているところです。この課題を克服するためにも、平成29年度から配置をしている地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の取り組みが重要となってきています。

■今後の方向性

- 性別や年齢、障がいや介護の有無等にかかわらず、地域住民が互いの人権を尊重し、思いやることができるよう、福祉意識を啓発します。
- 住民一人ひとり課題や地域の課題を同じ地域に住む人たちが互いに自分のこととして参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を作るための基礎となる福祉教育を推進していきます。
- 地域福祉の考え方を理解してもらうための情報提供を行うとともに、介護予防や認知症予防等の知識の普及啓発を行い、地域での助け合い、支え合いを推進します。
- 地域福祉を推進していくために、既存の人材や組織のサポートを行うだけでなく、生涯を通じて福祉教育を受けることができる環境の整備やボランティア活動の奨励を行い、子どもから大人まで、どの年代の方も切れ目なく福祉教育を受けることができるような機会づくりに取り組んでいきます。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none">●年齢、性別、障がいや介護の有無などにとらわれず、地域で共に暮らしていることを理解し、相手を尊重します。●福祉について関心を持ちます。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none">●障がい者や高齢者の雇用や就労支援に努め、社会参加に向けて取り組みます。●事業活動にあたり、支援を必要とする方に配慮した事業活動

	を進めていきます。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●近助（互助）の考え方を広めます。 ●町を支える福祉力（マンパワー）を養う取組みとして、住民目線の学習会や座談会を通じて取り組みます。 ●町内の教育機関（小・中・高）と連携し、福祉教育の視点での学習・活動の提供を進めます。 ●社会福祉協議会職員が地域に出向き、連携を強化・住民の担い手を発掘・育成します。 ●地域福祉活動を通じ、福祉意識の向上に努めます。
	<p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上川町社会福祉大会 ・地域福祉座談会 うえるび～いんぐ↑ ・教えて、は～とくん（福祉学習） ・上川町地域包括支援センター ・学生インターンシップ（職場体験） ・元気委員連絡会議 ・元気ネットワーク活動 ・上川町ボランティアセンター ・上川町ボランティア連絡協議会 ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・青少年団体活動助成 ・支え合い構築交流事業
町	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学生の福祉教育について、教育委員会や小中学校と連携を図り、学習機会の提供に努めていきます。 ●地域福祉活動の理解啓発のため、学習機会の提供や、地域におけるスポーツ、社会教育等の交流イベントを通じて、福祉教育の推進を図ります。 ●広報紙やホームページなどにより地域福祉活動の状況や意義などの情報を住民に周知することにより、福祉教育への理解を深め、地域福祉の理解啓発を図ります。 ●地域福祉の推進にあたり、人権意識を高め、互いを認め合い、偏見や差別のない地域社会をつくるため、啓発活動や学習機会の提供などにより、心のバリアフリー化に取り組みます。

(1)－2 人材の育成と活用

■現状と課題

- ボランティア活動や町内会活動を通して、多くの方に地域福祉の推進に関わっていただいています。しかし、高齢化や人口減少により、地域福祉の担い手不足が顕著になってきています。このような中で、支える側と受ける側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会を創って行くことが求められています。
- 地域福祉を推進するには、「自助」「近助」「共助」「公助」を連携させていくことが必要です。なかでも「近助」や「共助」は、地域福祉活動の大きな役割を担っていることから、福祉意識の醸成を行いながら、その活動を担う人材の発掘・確保・育成を継続的に行う必要があります。そのため、次の取り組みが重要となっています。
 - ・「互いに支えあう」ことの大切さを再認識し、地域を支える人材を育てていくこと
 - ・地域の人材や資源を取り込み、日頃から顔の見える関係を築いていくきっかけづくり

- ・集うことや連携することで組織的に支えあう体制づくり
 - ・身近な交流の大切さを再認識し、互いの理解を深めるための交流の場づくりを進めること
- 社会福祉協議会では、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する応援者の認知症サポーターの養成など、福祉に関わる人材の育成に取り組んでいます。この取り組みを通して、より一層の認知症高齢者や家族への理解と支援が得られるよう進めていく必要があります。
- 住民一人ひとりの福祉課題は、生活様式、家族構成や経済状況などにより異なります。行政では、いろいろなサービスを行っていますが、障がい者や高齢者への福祉や介護施策及び子育て支援などの法制度の改正に対する対応や住民からの要望など様々な課題をすべてに対し、行政のサービスや公的な制度によって解決していくことは困難です。これからの福祉の充実には、公的なサービスの適正な実施とともに、住民が主体となった「地域力」を活かした環境づくりを進めていくことが不可欠です。そのためには、まず住民一人ひとりが福祉への理解を深め、自分のできる範囲で福祉活動の実践に取り組むことが必要であるとともに、活動を支援する社会福祉協議会の役割が重要となります。
- アンケートにおいて、町民が老後も生きがいを持ち、充実した生活を送るために、高齢者の経験や技術を生かせる生産活動や雇用の場の整備が必要だという意見が多く出されていました。
- 少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少により、働き手の確保が一層難しくなる一方、福祉・介護サービスの需要が高まっているなど、社会構造が大きく変化している中、各種の支援やサービスの質を保ちつつ、安定的に提供していくためには、専門職の確保と資質向上だけではなく、多様な人材の就業促進に向けて、継続的に取り組んでいくことが求められています。

■今後の方向性

- 地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会は、地域を支える人材を育成する上で重要な役割を担っています。このため、社会福祉協議会と連携し、地域を支える人材育成の活動の推進を目指します。
- 福祉・介護人材の確保に向けて、地域の中で介護未経験者の育成を図るため、介護に関する入門的研修や、研修受講後のマッチングを一体的に支援できるよう検討を進めていきます。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●自分が参加できるボランティア活動に積極的に参加します。 ●ボランティア講座や福祉に関する知識や理解を深める講座に積極的に参加します。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●働く人がボランティア活動に参加しやすい体制を整備します。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな支援体制を住民が主体となって活動できる場を地域ごとで検討します。 ●認知症の方が安心して在宅で暮らせる環境を整備します。 ●支援体制構築のため、人材育成を行います。

	<p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気委員連絡会議 ・元気ネットワーク活動 ・ふれあいサロン元気茶屋 ・元気見守り活動（認知症の方の見守り） ・認知症サポーター養成講座 ・上川町ボランティア連絡協議会 ・上川町ボランティアセンター ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・地域座談会 うえるび～いんぐ↑
町	<ul style="list-style-type: none"> ●誰でも地域の担い手になれることを啓発し、実際に活動するきっかけを提供します。 ●保健福祉センターや町内会館などを活用した住民が気軽に集まり相談し合える場の確保を進めます。 ●社会福祉法人や福祉サービス事業者等との連携により、ボランティアや介護人材の養成などを行うとともに、専門的な福祉人材の確保を行っていきます。 ●認知症サポーター養成に対する支援をより一層推進します。 ●地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を活用し、支え合う仕組みづくりにより担い手の人材育成を図ります。 ●福祉・介護人材の確保に向けた支援体制の構築について、検討を進めます。 ●元気で活力があり地域貢献意欲を持った元気な高齢者の活躍支援に努めていきます。

(1)－3 ボランティア活動の活性化

■現状と課題

- 地域で起こる様々な課題の解決にあたっては、住民同士の助け合い、支え合いは欠かすことのできないものです。そこで、ボランティア活動の充実がより一層重要となっています。
- 社会福祉協議会では、ボランティアセンターを運営し、「教えて、はーとくん（福祉学習会）」を開催するなどボランティア意識の醸成に努めています。「ウエスweCAN」などの取り組みを行うなどのほか、ボランティア団体の育成・支援などを行っています。
- ボランティア活動は、福祉だけでなく、まちづくり全般で取り込まれており、災害時には、特に大きな力となります。しかし、高齢化や人口の減少に伴いボランティアに関わる方々が減少し、固定化している現状もあります。このためには、社会福祉協議会や各種団体、事業者等との連携強化や情報提供を行うことにより、住民がよりボランティア活動に参加しやすい体制を整えることが必要です。
- 町内の各事業者による社会貢献活動も行われています。これらの活動の周知とともに、住民や事業者も含め地域が一体となった取り組みへとつなげていくことにより、ボランティア活動の活性化を図っていくことも必要です。

■今後の方向性

- ボランティアセンター機能を有する社会福祉協議会に対する支援を強化するとともに、ボランティア活動に対する情報提供や参加する機会をつくり、住民のボランティアへの参加につなげていきます。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉活動に関心を持ち積極的に参加します。 ●ボランティア講座や福祉に関する知識・理解を深める講座に積極的に参加します。 ●地域の福祉施設と連携して幅広い世代が活動に参加できるよう、呼びかけや参加しやすい雰囲気づくりに努めます。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員がボランティア活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動を通じ、実践者の発掘・育成を進めます。 ●町内の様々な分野の皆さんと連携ができるよう地域資源の発掘・開発に努めます。 ●外部研修などに参加するとともに、先進地のボランティア活動を学び、ニーズに合わせたボランティア活動ができるようボランティア活動の研鑽を行います。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上川町ボランティアセンター ・上川町ボランティア連絡協議会 ・ボランティア団体の育成 ・ボランティア活動の研鑽 ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・続ウエスweCAN（全町ボランティア活動） ・ふれあい昼食会“元気だ会” ・給食サービス ・支え合い構築交流事業 </div>
町	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会をはじめ関係機関と協力し、高齢者や障がい者への支援、子育て支援などに関する様々な分野でボランティア活動へのきっかけとなるような研修等の学習機会をつくります。 ●社会福祉協議会が運営するボランティアセンターとの連携により、ボランティア活動をする人を支援する体制づくりを行います。また、関係機関と連携しながら、ボランティア実践者の意欲が継続されるために、各分野で活躍する人たちの交流する機会をつくります。 ●広報や研修などを通じて、ボランティア活動の周知や啓発を行います。 ●地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）活動を通して、ボランティアニーズの把握に努め、支援を必要とする人と支援をする人をつなげていきます。 ●災害ボランティアの個人や団体などの事前登録など、災害に備え、社会福祉協議会や関係機関・団体とのネットワークづくりを進め、連携・協力体制の構築に努めます。

(2) 誰もがつながり合う仕組みづくり

(2)-1 地域コミュニティの形成

■現状と課題

- 生活様式の変化や核家族化、さらには個人情報保護への配慮などから、隣近所での付き合いが希薄化し、人と人とのつながりは弱くなってきています。さらに、本町では高齢者の一人暮らし世帯や夫婦世帯が多い実態があり、地域から家庭が孤立することが懸念されます。
- 本町では、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の元気委員による訪問活動や給食サービスなどを通して支援が必要な人に対する見守り活動が進められていますが、今後、見守りが必要な人はさらに増加することが予想されることから、住み慣れた地域で安心して充実した生活を送るために、住民一人ひとりが、思いやりの心を持って、支え合う関係づくりが重要です。家庭から始められる身近な福祉活動として、家族で地域の活動に参加したり、福祉や介護について話し合ったり、隣近所や班などでの助け合いや見守りなど「近助」を中心として、誰もが取り組める顔が見える地域福祉活動の取組みが重要になってきています。
- 社会福祉協議会では、元気ネットワーク活動を推進していますが、町内会や民生委員・児童委員、老人クラブ、事業者など多様な関係団体との連携が重要であり、情報の提供や共有、啓発活動などを日常から行うことによる地域福祉ネットワークの充実を進めることが必要です。
- 高齢者が増加する中、住民の困りごとは、公的サービスが必要なものから、電球交換など比較的軽作業なものまで多様化しています。また、冬期の除雪については、高齢者が在宅で暮らすうえで大きな負担となっており、地域の助け合いが求められています。
- 町内での商店の減少や高齢化に伴う免許等の返納により、身近な課題として買い物に困難さを感じている高齢者が増えています。

■今後の方向性

- 隣近所から始める地域福祉として、住民が日常生活において協力し、支え合うことのできるネットワークを地域で構築するとともに、様々な住民活動の情報発信を積極的に行い、一人でも多くの住民が地域での活動へ参加できる環境づくりを進めます。
- 町内会活動を支援し、地域での活動の活発化を図るとともに、地域において支援が必要な人を見守り、助け合い、支え合うコミュニティづくりを推進します。
- 地域支え合い推進員の活動を通して、住民主体の世代を問わない支え合いへの創出に向けて取り組みを進めて参ります。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none">●積極的にあいさつや声がけを行います。●住民同士の交流を活性化するため、地域活動、地域行事へ積極的に参加します。●長年住んでいる人は新たに転入してきた人が地域になじめるよう働きかけをします。●ごみ出しや買い物など、日常生活でさまざまな困難をともなっている世帯にできる範囲で協力するなど、身近な地域での支え合い、助け合いの取り組みを進めます。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none">●地域包括ケアシステム体制の一員として、積極的に在宅生活

	<p>の継続を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業活動を通じて、声かけや見守り活動などに協力して行きます。 ●事業の拠点を中心に、地域との交流活動を積極的に行います。
<p>社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが安心して暮らせるまちとなるよう、住民の皆さんが自ら福祉に参画しやすい環境をつくり、制度と制度の狭間を埋めるよう取り組みます。 ●住民の意向が反映される組織体制の整備と機能強化で、全戸住民会員制度の理解を深め会員相互のサービスを展開していきます。 ●普段関りの少ない機関に積極的にアプローチを行い、地域福祉活動への参画を促します。
	<p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全戸住民会員制度に基づく会員相互扶助 ・元気委員連絡会議 ・元気ネットワーク ・地域座談会 うえるび～いんぐ↑ ・ふれあい昼食会 “元気だ会” ・ふれあいサロン元気茶屋 ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・会員死亡弔慰
町	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での支え合い、助け合いへの取り組みを支援します。 ●社会福祉協議会や町内会、関係団体などが情報交換する場や機会の提供に取り組みます。 ●地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を中心に、人と人、あるいは団体と団体をつなぐことにより、より効果的な活動が行えるように、相互の情報交換や活動拠点の整備など、地域での組織づくり、ネットワークづくりを推進していきます。 ●地域振興とまちづくり活動の一環として、多くの人が集い楽しめる場を提供することを目的とした商工会等が行うイベントの実施を支援し、福祉団体や事業者等の積極的な参加を促し、地域とのネットワークづくりの場として活用を図ります。 ●いきいき福祉・健康施設たいせつの絆を拠点として、様々な情報発信と多くの住民が交流や活動ができる地域福祉活動を実施します。

(2) -2 交流の場や機会の充実

■現状と課題

- 地域のつながりが希薄化する中、地域における交流の場はより一層重要となります。また、日ごろから地域住民や地域で活動する関係者が集まって課題解決に向けて話し合う場とするとともに、交流や仲間づくりの場として社会参加のきっかけとしての活用も見込まれます。
- 「互いに支えあう」ことの大切さを再認識し、地域を支える人材を育てていくことや、地域の人材や資源を取り込み、日頃から顔の見える関係を築いていくきっかけづくりが必要となり、さらには、集うことや連携することで組織的に支えあう体制づくりが求め

られています。また、身近な交流の大切さを再認識し、互いの理解を深めるためにも交流の場づくりを進める必要が生じてきています。

- 日常生活に不安を感じているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦が増加する中、地域との交流が持てずに孤立し、閉じこもりがちになるケースが少なくありません。家の中に閉じこもりがちになると、精神的にも肉体的にも弱ってしまい、うつ状態や要支援、要介護状態になりやすくなります。このことは、高齢者だけではなく、障がい者や子育て中の人、介護をする人にも当てはまり、楽しみと生きがいを持ち、いつまでも元気に暮らすためのふれあいの場や機会づくりが必要です。
- 地域活動の活発化を図り、助け合い、支え合いの地域力を高めるためには、地域で情報交換や交流できる活動拠点が必要となります。誰もが気軽に参加できる交流の場として定期的にふれあいサロンを開催している「まちなかサロンきてみんな」の自主的なサロン活動への支援を行っています。
- すべての人を対象として受け止め、情報提供・情報交換を行えるような拠点を整備することはもちろんのこと、さまざまな機関が相互の連携を深めていくことにより、地域福祉の活動をより容易に、より身近に行える体制づくりが急がれています。
- 社会福祉協議会では、一人暮らし高齢者を対象とした「ふれあい昼食会 元気だ会」を2か月に1度開催をしたり、家族介護交流事業なども開催しています。今後も一人暮らし高齢者や老夫婦世帯が増えていく中で、重要な取り組みとなっています。
- 世代間交流事業については、教育委員会や社会福祉協議会を中心に進められていますが、世代間交流を行うことにより、子どもは社会性を養い、多様な視点から自己の将来を見つめるといった機会を設けることができます。また、高齢者も、能力、経験を活用することで社会的孤立を防ぐことができます。世代間交流を活性化させることが、住民同士で助け合うための基盤となっていきます。

■今後の方向性

- 高齢者だけでなく、子どもや若者、働く世代や外国人などそれぞれのライフステージにおいて、気軽に地域と関わり合えるネットワークを目指します。また、町のイベント、保育所や幼稚園、各学校における行事などあらゆる機会を通じて、地域の人との交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。
- 地域で顔の見える関係を築くために、誰もが気軽に参加しやすい地域活動や行事の開催を支援するとともに、地域において世代を超えた多様な交流を深めることで、住民同士のつながりや一人ひとりの中にある「福祉の心」を育み、ともに生き、支えあう地域社会づくりを目指します。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のイベントに参加するなど、世代間交流に進んで参加します。 ●世代間交流が図られるよう、交流の場や行事などを工夫して実施します。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者や社会福祉法人は、施設入所者・利用者と地域住民が交流できる場や地域の交流の場の提供に努めます。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な形で社会参加を促し、人と人のつながりを強化します。 ●担い手の確保をするべく、社会福祉協議会の取り組みについ

	て町内イベントを活用し、普及・啓発を進めます。
	<p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい昼食会 “元気だ会” ・ふれあいサロン元気茶屋 ・地域のイベント応援事業「はーとレント」 ・地域コミュニティ普及啓発事業 ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・アダプテッド・スポーツ ・上川町ボランティアセンター ・家族介護交流事業 ・上川町社会福祉大会 ・給食サービス ・上川町老人クラブ連合会事務局 ・単位老人クラブの活動支援 ・支え合い構築交流事業 ・子育て応援メモリアル事業
町	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や子育て世代も参加しやすいよう配慮した世代間交流が図られる交流の場や行事の開催などを促進します。 ●いきいき福祉・健康施設たいせつの絆の活用により、住民の交流を推進します。 ●地域、関係団体、社会福祉協議会等と連携・協力して、身近な地域活動・交流の拠点づくりを支援します。 ●日常のコミュニケーションができる魅力と活気があふれる地域活動や地域交流の場として、住民が元気になる交流拠点づくりを行います。

(2)－3 健康づくり・生きがいつくりの推進

■現状と課題

- 社会環境や生活習慣の変化などにより、ストレスを抱える人や生活習慣病にかかる人が増加しており、健康づくりと健康寿命を延ばすことが重要な課題となっています。
- 1人暮らし高齢者総合戦略事業において実施した「健康・生活実態調査」の結果からは、次の課題などが明らかになっています。
 - ・栄養摂取量の過不足からの疾病を予防するため、体重測定の実践化と自分の適正体重を理解することや加齢に伴うエネルギー代謝の変化に応じた必要な栄養素の学習が必要なこと。
 - ・サルコペニア（高齢化することに伴って筋肉が減少する状態）の早期発見のために体脂肪率、筋肉量や握力測定を実施する仕組みとサルコペニアを進展させない、高齢者でも継続できる運動が必要であること。
 - ・骨粗しょう症の予防のために、特に女性は、閉経期前からの骨密度を保つための食事や運動が必要なことと、骨粗しょう症の早期発見・治療のためには、骨密度検診の取組が必要なこと。
 - ・食の環境を整備するための福祉や介護サービスの視点からの実態把握、情報の共有化と一人暮らし高齢者などの食生活を支援するサービスの検討が必要なこと。
- 少子高齢化が進行する中で、生き生きとした暮らしを送り、長く社会との関わりを持つためには、住民一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、健康を維持していく取組を一層充実させていくことが必要です。
- 健康な状態を保って生涯を暮らし続けることは、誰もが望むことです。町では、「健

康かみかわ21（第3次）」に基づき、住民の健康寿命延伸と生活習慣病の発症や重症化予防に取り組んでいます。地域でいきいきと暮らしていくためには、若い時からの適正な食生活や運動の習慣化など、生涯を通じた総合的な健康づくりが必要です。

- いつまでも楽しく生きがいをもって暮らすことは、生活の質を高めることに繋がります。高齢者も障がい者も子育て中の人も含めて、老若男女、誰もが生きがいをもって暮らせるまちづくりが心の豊かさを育み、誰もが安心して暮らせるまちを築いていくこととなります。
- 老人クラブ、白寿大学や各種サークル活動などは、同世代の交流のみならず、健康づくりや介護予防活動にもつながっています。今後もさまざまな世代が自主的な活動を取り組めるよう支援するとともに、働く場や地域福祉活動ができる場の提供を図ることも必要となっています。

■今後の方向性

- 健康づくりに対する住民の意識啓発を図るとともに、住民の主体的な健康づくりを進めます。
- すべての住民が元気で健康な暮らしを送ることができるよう、健康づくり、生きがいづくりや介護予防に力を入れるとともに、保健、医療、福祉の連携を推進します。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から適度な運動・栄養・休息を心がけ、生活習慣病の予防に努めましょう。定期的に健診を受けて、病気の早期発見、早期治療を心がけます。 ●閉じこもりにならないよう、サークル活動やイベントなどへ積極的に参加するとともに、身近な人との「誘い合い」や「声かけ」を行います。 ●町内会活動やボランティア活動などに、様々な住民の力を活用します。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がいがある人の就業機会の拡充に協力します。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●町内の福祉団体や当事者団体が円滑な活動ができるよう協力します。 ●高齢者の皆さんが安心して町で在宅生活を送れるよう様々な健康づくり、介護予防の取り組みを提供します。
	【関連事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・上川町老人クラブ連合会事務局 ・単位老人クラブの活動支援 ・青少年団体活動助成 ・フレッシュらいふプログラム ・歯っぴい健診 ・歯っぴいらいふ ・ふれあい昼食会「元気だ会」 ・ふれあいサロン元気茶屋 ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・アダプテッド・スポーツ ・上川町ボランティアセンター
町	<ul style="list-style-type: none"> ●各種健康診査や予防接種、健康づくりに関するイベント情報

	<p>などを定期的に住民に提供することで、年間を通じた健康づくりを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「健康かみかわ21（第3次）」の計画に基づき、健康教室、健康相談、健康診査、がん検診など各種事業を実施し、健康増進、生活習慣病予防、介護予防を推進します。 ●さまざまな世代が自主的な活動を行うため、白寿大学や各種サークル活動について、継続的な支援を行います。 ●一人ひとりが個人として尊重され、高齢者や障がい者、子育て中の人など、誰もが生きがいを持てるような就労の機会を創出します。また、個人の豊かな経験と知識が活かされるような活動の場の確保を行います。
--	--

(2) -4 介護予防活動の推進

■現状と課題

- 高齢化社会の進展により、要支援、要介護認定者が増加し、介護をする側の負担も増えてきています。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防の取り組み、要介護になっても要介護度が改善されるような取り組み、在宅や施設でも安心して暮らせる取り組みが必要となっています。
- 介護保険制度の見直しにより、平成29年4月から、すべての市町村で高齢者を対象とする「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されています。この事業を活用し、人と人とのつながりを通じて、高齢者自身が担い手にもなれるような新しい介護予防活動の仕組みづくりの推進も求められています。
- 社会福祉協議会で運営する地域包括支援センターでは、「フレッシュらいふプログラム」や「歯っぴい健診」などの介護予防事業を実施していますが、女性の参加者が多いのに対し、男性の参加は少ない状況にあり、高齢者が地域の中で元気でいきいきと過ごすことができるよう、参加しやすい工夫や身近な地域を単位とした介護予防事業の推進などが大切になっています。
- 誰もができるだけ介護を必要とせず、いつまでも健康に暮らせるように、一人ひとりが健康に配慮して、健康寿命を延ばしていくことが必要です。そのためには、若い世代から高齢者まで健康に対する意識を啓発していくことや、運動教室や介護予防事業などに積極的に参加し、健康維持に努めることが重要です。町や社会福祉協議会、あるいは社会福祉法人などにおいて、多様な支援を行っていますが、これらの組織だけでは支援できる内容に限界があるのも事実です。このため、細部にわたり支援ができる新たな担い手などが必要であり、各地域・団体やボランティア活動などの育成を行っていくことが重要となってきています。

■今後の方向性

- 高齢期になっても、元気でいきいきと自分らしい生活ができるよう、高齢者の心身状態や生活活動に応じバランスよく働きかける介護予防事業を推進します。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●運動教室や介護予防事業に積極的に参加します。 ●生活改善や適度な運動などに心がけます ●閉じこもりにならないよう、サークル活動やイベントなどへ

	積極的に参加するとともに、身近な人との「誘い合い」や「声かけ」を行います。
事業者・団体等	●介護予防を意識し、高齢者や障がい者などの社会参加を支援します。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	●利用者の視点に立った介護保険事業を提供し、社会福祉協議会だからできる制度外ニーズにも柔軟に対応できる体制整備します。
	【関連事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・上川町地域包括支援センター ・フレッシュらいふプログラム ・歯っぴい健診 ・歯っぴいらいふ ・アダプテッド・スポーツ ・ふれあい昼食会「元気だ会」 ・ふれあいサロン元気茶屋 ・上川町老人クラブ連合会事務局 ・単位老人クラブの活動支援
町	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者自身が担い手にもなれる新しい介護予防活動の基盤づくりを検討していきます。 ●「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、要支援、要介護になるおそれの高い方などを対象に、介護予防を進めます。

(3) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

(3) - 1 生活環境の整備

■現状と課題

- すべての人が当たり前前に地域で共に生活できる社会にしようという考えをノーマライゼーションといいます。誰もが住みなれた地域で安心して生活をしていくためには、年齢や障がいの有無にかかわらず、より幅広い対象者に配慮した使いやすいデザインを取り入れるユニバーサルデザインをはじめとする物質面のバリア解消とともに、心のバリアも解消する必要があります。
- 高齢者や障がい者などが外出するには、同じ距離であっても健常者より遠く感じられ、いつでも、どこへでも、自由に移動することは、現実的に難しくあきらめがちになり、引いてはひきこもりや閉じこもりを招くおそれがあります。そのため、介護予防や健康づくりの観点からも、外出の機会を設けるために、外出や移動の支援を行うことが必要です。
- 積雪寒冷地の上川町では、冬の生活環境整備が重要な課題となっています。町では「除雪サービス」「屋根の雪下ろし事業」「間口除雪サービス」のほか、「福祉灯油助成事業」なども実施しているところです。今後も歩行者にもやさしい除雪体制の確保や冬期間の高齢者や障がい者などの生活支援策を充実していく必要があります。
- 心のバリアを解消するため年齢や障がいの有無・性別にとらわれず、互いの違いを認めあうような人権尊重の意識が重要です。一般的なマナーや地域のルールを守り、他者を思いやる配慮と、住民が互いに注意しあう姿勢が大切です。
- 多様な生き方が尊重される中で、移住・定住を進めるべく、ICTの活用も踏まえた対応が求められています。

■今後の方向性

- ノーマライゼーションの考えに基づき、誰もが安心して生活し、積極的に社会に参加できるまちづくりを目指します。
- 高齢者や障がい者などが安全かつ快適に社会参加できるように、道路及び歩行者空間、公園、公共建築物のバリアフリー化により、誰にもやさしく快適なまちづくりを目指しています。
- コミュニティバスの走行ルート検討を実施して、よりきめ細かな支援を図ります。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	●高齢者、障がい者などに配慮したまちづくりに協力し、環境整備に配慮します。
事業者・団体等	●バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した事業展開に努めます。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●町において高齢者や障がいがあっても安心して自立した生活が営めるよう総合的な相談及びサービスを専門職員が提供します。 ●ボランティア活動を通じて福祉の目を養い、要支援者と共に上川町の福祉でまちづくりを目指します。 ●手話に関する取り組みへの参画を通して、手話言語条例の制定を目指します。
	【関連事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・生活総合相談窓口 ・上川町地域包括支援センター ・上川町ケアプラン相談センター ・上川町ホームヘルパーサービスセンター ・上川町障がい福祉訪問介護ステーション ・上川町ボランティアセンター ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・生命のバトン ・安否確認（電話）事業 ・元気コール ・給食サービス ・家事援助サービス ・スマホ相談窓口 ・らいぶ・は～とくん
町	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが移動手段を確保することができるようなコミュニティバスなどを運行し、買物や通院、サークル活動など生きがいをもって生活を送れるよう、外出・移動の支援を行います。 ●移動制約者のニーズを把握し、的確に対応した安全・安心な移送サービスを提供していきます。 ●誰もが安心して外出ができ、大きな負担を感じることなく行動できるように、公共施設や道路、公園などのバリアフリー化を促し、より良い環境づくりに努めます。 ●生涯を通じた教育と多くの人に参加できる講演会など、様々

	<p>な方法で「心のバリアフリーに関する」意識の普及・啓発を進めます。</p> <p>●高齢者や障がい者などが居住する住宅のバリアフリー化や安心な住まいを確保するための支援を行います。</p>
--	--

(3) ー2 防災・防犯体制の充実

■現状と課題

- 近年、地震や台風、大雨等による災害が全国的に増えており、当町においても平成30年9月の胆振東部地震による北海道全域の停電“ブラックアウト”などが発生しています。災害時に、避難できずに地域で孤立する人などが出ることが予測され、特に、障がい者や高齢者など一人では避難することが困難な人（避難行動支援者）に対する支援の充実・強化が課題となっており、平常時からの地域でのつながりが重要となっています。
- 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、新たに、市町村において、避難行動支援者名簿を作成することや、本人に同意を得たものに限り、消防機関や民生委員・児童委員、町内会などの避難支援等関係者へ事前に名簿情報を提供することなどが規定されました。本町でも平成27年度から避難行動支援者名簿を作成し毎年更新を行い整備に努めていますが、避難支援等関係者間での情報共有と、有事の際の迅速な緊急対応の実施のため、更なる組織づくりが求められています。
- 自然災害などの万一の場合に備えて、まず、自らを守る意識や知識を高めることが大事です。しかし、大きな災害時や緊急時には、「自助」だけで防ぎきれないこともあり、被害を最小限に抑えるためには、地域の力である「近助」や「共助」が必要となります。誰もが、安全・安心に暮らすために、地域による地域に合った見守り体制が重要となり、災害時・緊急時には、町内会の自主防災活動やボランティア活動が大きな力を発揮しますので、これらの体制づくりと住民が互いに尊重し合いながら、助け合い、支え合う地域づくりが必要となっています。
- 防犯指導員、交通指導員や消防団活動をとおして、子どもや高齢者をはじめとする住民が犯罪や交通事故などの被害に遭うことのないよう取り組みを実施しているところですが、防犯や交通安全などに対する意識を高めるとともに、地域において見守りや声かけなどにより日頃から地域内のつながりを強め、安全な地域づくりを進めることが必要です。
- 高齢者を中心に振り込め詐欺などの被害者が依然、後を絶たない状況となっています。消費生活や詐欺に関する情報提供と詐欺等にあった際に相談できる窓口の周知と被害の未然防止対策が必要となっています。また、携帯電話やインターネットの普及により、子どもたちが犯罪に巻き込まれる事件も増えてきています。子どもたちの人権を尊重する啓発活動と子どもたちの健やかな成長を見守る地域ぐるみの取り組みも求められています。

■今後の方向性

- 日常から緊急時・災害時に備え、避難行動支援者への支援の強化や情報伝達体制の整備、地域住民の防災意識の啓発など、安全で安心な地域づくりを進めます。
- 関係機関との協力体制のもとで防犯や交通安全などの施策の充実を図り、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めます。
- 日常生活からICTを活用し、普及・啓発を進め、災害時にも活用できるよう、安全で安心な地域づくりを進めます。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時にはすぐ避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路を確認しておきます。 ●行政や地域が行う防災訓練等に進んで参加するとともに、災害時には、隣近所の人と助け合って行動し、安否の確認や応急救護に努めます。 ●地域全体で防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという観点から、見守りや声かけ運動などを行います。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から、防災訓練の実施、物資の備蓄等に努めるとともに、災害時には、町や防災関係機関の応急活動や避難場所の提供等に協力するなど、自発的な防災活動に努めます。 ●防犯意識を高め、子どもや高齢者などの防犯や交通安全活動に積極的に協力します。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道社会福祉協議会による常設の災害ボランティアセンターが設置されたことにより、防災協定を結び、上川町が災害に見舞われた際に復興・復旧の支援のためのボランティアの受け入れをスムーズに行えるよう準備・訓練します。 ●社会福祉協議会が提供する在宅福祉サービスの利用者のほか、行政と連携して要支援者の支援、避難生活の心のケアなど専門職による活動を展開します。 ●災害復旧・復興時の一時的な金銭支援の一環として生活福祉資金や福祉資金をはじめとする資金の貸付を行います。 ●北海道共同募金会による災害見舞金の支給の手続きを行います。 ●BCP（事業継続計画）を策定し、被災時にも支援が必要な方々への支援が途切れないように取り組みます。 ●災害ボランティアセンターの立ち上げに際し、行政と協定を結ぶことで、迅速な動きと携わる職員の安心が確保できるよう体制整備を整えていきます。 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-weight: bold; margin-right: 10px;">【関連事業】</div> <ul style="list-style-type: none"> ・上川町ボランティアセンター ・災害ボランティアセンター機能訓練 ・生命のバトン ・地域のイベント応援事業「はーとレント」 ・生活総合相談窓口 ・生活福祉資金貸付事業 ・福祉資金貸付事業 ・上川町地域包括支援センター ・上川町ケアプラン相談センター ・上川町ホームヘルパーサービスセンター ・上川町障がい福祉訪問介護ステーション ・上川町共同募金委員会事務局 ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・スマホ相談窓口 ・フードロス対策事業 </div>

町	<ul style="list-style-type: none"> ●一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、在宅にて介護サービスを受けている方などの支援が必要とされる避難行動支援者世帯の把握に努め、関係機関との情報共有を図り、緊急時などの避難等を行うための体制作りを行います。 ●特別養護老人ホームや高齢者グループホームなどの施設利用者の災害発生時に避難体制整備に向け支援していきます。 ●災害発生時に避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者に対する円滑な情報伝達や避難所の施設整備などの充実を図ります。 ●防犯に関する情報提供を継続し、学習の機会の創出を検討します。 ●犯罪（再犯）のない明るい社会を目指し、警察や更生保護関係機関等と連携し地域の防犯意識の向上及び犯罪や非行の防止に向けた啓発活動等の取組みを推進します。 ●地域社会の犯罪非行防止に取り組んでいる保護司会等の活動を支援します。 ●交通指導員による子ども向け交通安全教育活動を引き続き実施するほか、高齢者への安全教育活動についても実施を検討します。 ●一人暮らし高齢者などが安心して暮らせるよう、病気や火事などの緊急時に備え、緊急通報システムなどのサービスの周知と利用普及を図ります。 ●高齢者や障がい者などが詐欺や犯罪などの被害に遭わないよう警察や消費生活相談センターなどの関係機関と連携し、情報提供や相談体制の充実に努めます。 ●安全安心協会役員を担う連合公区委員の具体的取組みを検討します。
---	---

(3) - 3 子育て支援の推進

■現状と課題

- 子どもと家庭を取り巻く環境は、親の就労形態の変化やひとり親世帯の増加、家庭や地域の教育力が脆弱になるなど変化してきました。国では、平成24年8月に、すべての子どもと子育て家庭の良質な成育環境を保障し、社会全体で支援するため、子ども・子育てに関する法律を制定しました。
- 児童虐待やいじめ、有害情報の氾濫など子どもや若者をめぐる環境が悪化し、ニートやひきこもり、不登校など子どもや若者の抱える問題が深刻化しています。これに対応するためには、地域での総合的な支援ネットワークを形成することが必要となってきました。また、携帯電話やインターネットの普及により、大人から子どもたちの様子が見えにくくなっています。子どもの心に寄り添い、子どもの変化や悩みを理解し、成長を支えることも必要となっています。
- 町は、さまざまな子育て支援の政策を展開していますが、子どもたちの人数が減少する中で、子どもたちだけで社会性を身に付けていくには、難しい状況も出てきています。世代間交流やコミュニティスクールなど地域全体での取組みが求められています。
- いじめや体罰、児童虐待、児童売春など子どもを脅かす問題が発生しています。子どもが一人の人間として尊重されるためには、この問題に対する関心と理解が必要になります。家庭・学校・職場・地域等あらゆる機会を捉えて人権感覚、人権意識を高める取

り組みの啓発に努め、次代を担う子どもたちが夢と希望をもって成長していける環境づくりを進める必要があります。

- 障がい児への支援についても、保育所、幼稚園、各学校や母子通園センターなどの関係機関と連携し、取り組みを行っていますが、障がい児とその保護者への一貫した支援と自立や社会参加に向け、乳幼児期から一人ひとりの多様なニーズに応じた相談体制や支援体制を充実させ、保護者が安心して子育てができ、子どもも地域社会で充実した生活を送ることができるような支援が求められています。
- 子育て家庭では、心理的・肉体的な不安や負担、経済的な負担などを感じています。男性の育児参加の不足や核家族化の進行、地域とのつながりが希薄化したことなどにより母親が家庭において孤立したり、また、社会から疎外されていると感じることも多いといわれています。町では、保護者の育児を支援する中心的な機関として、子育て支援センターを開設し、子育てに関する情報提供や保護者同士の交流を図っています。子育てが本来もつ“楽しさ”や子どもの成長にふれる“喜び”を感じられるよう家庭、地域、行政等が一体となって、子育ての交流や相談の場、また、情報収集や情報提供を進めていき、全般的な子育て支援サービスの充実や地域や家庭における子育て力の向上などをめざす必要があります。
- 子どもが将来地域で自立して家庭を築いていくためには、就労の場の確保が必要ですが、昨今の経済不況から、町内の就労の場は数が限られている状況にあります。町では就労に向けた関心を高める取り組みなども行っていますが、今後も地域に若い力が活かされるよう地域での就労の場の確保や支援策を行うことが必要となっています。

■今後の方向性

- すべての子どもが人として尊重され、健やかに成長できるよう、教育、福祉、保育、保健などの関係機関が一体となった総合的な支援を行います。
- 地域の子どもは地域で育てるという意識の醸成を図り、子育てをする親の閉塞感や孤立感を解消するとともに、地域全体で子どもと家庭を支える仕組みとして、子育てボランティアの育成を進める等体制整備を推進します。
- 障がいの有無や家庭環境の違いなどにかかわらず、すべての子どもが人として尊重され、健やかに成長できるよう、また、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育つ環境づくりのため、妊娠、出産、育児や子育てなど、総合的な子ども・子育て支援を行います。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなで地域の子どもを見守ります。 ●あいさつなど、子どもや親に声をかけます。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども110番ののぼりを設置し、地域で子どもたちを見守ります。 ●子育て世代の従業員の仕事と子育ての両立を支援します。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センターなどに対する子育て支援ボランティアの登録によるボランティアの育成を行います。 ●町内開催の事業に対し、託児ボランティアの調整を行います。 ●子育て中の皆さんが集えるサロンづくりを支援します。 ●支援が必要と思われる子育て世帯に対して、生活費の貸付や

	<p>学校に係る経費の貸付や助成を行います。</p>
	<p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上川町ボランティアセンター ・ふれあいサロン元気茶屋事業 ・生活総合相談窓口の開設 ・生活福祉資金貸付事業 ・福祉資金貸付事業 ・要・準要保護家庭修学旅行助成 ・教えて、は～とくん（福祉学習） ・生命のバトン ・支え合い構築交流事業 ・子育て応援メモリアル事業
町	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援法に基づき計画的に家庭・地域の子育て支援を行います。 ●放課後や学校外活動における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、地域住民との関わりを深めます。 ●学校運営協議会を通じ、花壇の花植えや草取りなど学校と家庭と地域の連携を図り、地域全体で学校運営を支援します。 ●子育て支援センターなどの充実に努め、またサークル活動等を支援し、子育て家庭のサポート体制の推進に努めます。新たに建設予定の認定こども園での実施に伴い、事業内容や人員配置等の見直しを図ります。 ●子どもに関する保健・福祉・保育・教育などあらゆる相談に総合的に応じることができるよう、役場、保育所、子育て支援センターや教育機関などのそれぞれの連携を密にし、充実した相談体制ができるように努めます。

(3)－4 生活困窮者の支援（生活困窮者自立支援計画）

■現状と課題

- 全国的には、働きたくても仕事に就くことができなかつたり、働いていても収入が少ないなど、生活困窮に直面している人が増加し、生活相談も増加傾向にあります。このような中、国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、また平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、全国の自治体で生活困窮者自立支援制度が開始されています。生活困窮者の中には、単に仕事に就くことができないだけでなく、疾病や障がい、家庭環境などの複合的な課題を抱えている人も多いため、個人の状況に応じた対応が求められます。
- 本町においては、生活保護の被保護世帯が近隣市町村よりも多い実態にあり、生活困窮に陥る前のセーフティーネットの構築や生活保護からの脱却に向けた支援が重要となっています。
- 北海道により運営される自立相談支援機関や社会福祉協議会の総合相談窓口で、生活上や経済的な困りごとなどの相談・支援を行っています。このほかにも社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付けや日常生活自立支援事業なども行っています。これらの相談窓口や制度の周知など充実させていく必要があります。
- 隣近所での「声かけ」や「見守り」といった活動は、「自分は独りではない」ということを意識し、他人と話すことで安心感を得ることができ、孤立を防ぐことに繋がります。

このように何気ない地域住民の活動が活発に行われるようになることで、ひとり暮らし高齢者や障がい者などの要支援者となるような方や経済的な困窮・社会的孤立・複合的課題といった問題を抱える方を、地域で見守り・支えていくための体制を整えていくことも重要になってきています。

■今後の方向性

- 生活困窮者自立支援のための体制を整備し、疾病や障がい、家庭環境などの複合的な課題を抱えている人など困難を有する方が生活困窮者にならないために社会復帰に向けた支援を行います。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 困りごとがある場合は、一人で抱え込まずに身近な人や民生委員児童委員、相談支援機関に相談します。 ● 生活困窮状態で支援が必要と思われる人がいる時は、民生委員児童委員や相談支援機関等につなぎます。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関・団体と協働し、事業の特色を生かした生活困窮者の自立に向けた取り組みに協力します。就労による自立を支援するために、就労の場の提供や就労体験の場の提供に協力します。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活が一時的に困窮した場合に、生活福祉資金や福祉資金等の貸付による生活の維持を支援します。 ● 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関を活用し、生活の自立の援助を促すお手伝いをします。 ● 法テラスと上川町で結ばれたホットラインを活用し、弁護士が必要と判断される相談内容につなぎます。 ● 緊急と判断される場合に、金銭又は現物による支給又は貸付を行います。 ● 町外の方で金銭の紛失等で移動が困難な場合に、隣町までの交通費を貸付します。
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-weight: bold; margin-right: 5px;">【関連事業】</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活総合相談窓口 ・ 生活福祉資金貸付事業 ・ 福祉資金貸付事業 ・ 要・準要保護家庭修学旅行助成 ・ 緊急対策 ・ 旅行者等の交通費貸付 ・ 歳末たすけあい見舞金 ・ 生活困窮者無料職業紹介事業 ・ フードロス対策事業 ・ 日常生活自立支援事業利用助成 </div>
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道で実施する包括的な相談支援としての「自立相談支援事業」を中心に、個々の相談者の困りごとに応じ、その解決に向けた支援につなげていきます。 ● 生活困窮支援が必要な対象者の早期把握に向け、全庁的・横断的な連携体制を機能させるとともに、地域や関係機関・団

	<p>体と連携し、生活困窮者が相談しやすい環境づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道の自立相談支援機関や社会福祉協議会の総合相談窓口の周知と活用を図っていきます。 ●子どもの貧困対策については、教育支援や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援など、教育委員会をはじめ多くの部署が関わることから、連携を密にし、他の関係機関とも連携の上、効果的な支援に努めます。
--	---

(3) -5 要支援者等への対応の推進

■現状と課題

- 少子高齢化、核家族化、生活環境の変化により価値観が多様化する中で、すべての住民が、その人らしい生活を送る権利が保障され、必要な援助を受けることができる環境を充実させることは、地域福祉を考える上で重要であります。住民の生活課題は多岐にわたり、子どもから高齢者まで抱える悩みも多種多様となっています。虐待や閉じこもり、配偶者等からの暴力、多様化する詐欺被害などが社会問題となっている今、早期発見、早期対応によって、未然に大きな事件を防ぐことが重要となってきています。
- 家庭内での高齢者に対する虐待、DV問題、児童虐待やひきこもりなどは、様々な要因により、なかなか顕在化しにくく、必要なサービスに結びつきにくい事例が多くみられます。このような処遇困難といわれる事例については、それぞれの家庭において家族関係、失業や経済的な問題や介護負担が要因となるなど重層的な問題を抱えていることが多く、相談や早期発見には、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの福祉関係機関・団体、医療機関、幼稚園、学校など多くの機関との連携が重要であり、地域での見守りや町内会活動など、日頃からの人と人とのつながりを大切にした取り組みが重要となっています。また、問題の解決を図るための体制の整備や家族に対する支援の充実が求められています。
- 高齢者、障がい者、子ども及び配偶者などに対する暴力・虐待については、それぞれ高齢者虐待防止法、障がい者虐待防止法、児童虐待防止法、DV防止法など法整備されていますが、町としても、それぞれに対応するマニュアル等の作成が求められています。
- 高齢化の進展に伴い、認知症の高齢者が増えてきています。一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯では、この問題は、なかなか顕在化しづらい状況にあります。このため認知症に対する知識や情報提供が重要であり、認知症サポーターの養成や医療・福祉の連携による予防・早期発見・介護者支援などの取り組みを強化していく必要があります。
- 障がいある人や子どもたちが増えていきます。町には障がい者などに対する施設がなく、雇用先もないことから、多くの方が町外の施設入所や通所によるサービスなどを受けています。障がいの有無に関わらず、地域で共に暮らしていくために、障がいに対する理解を深めるための取り組みが重要であることと、障がい者が地域で自立した生活を送るために、事業者や住環境の整備などの取り組みが求められています。
- 社会環境の変化により人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されています。
- アンケートにおいても、上川町における今後1人暮らし高齢者の増加が予想されることから、支援の充実や見守り、支えあいの体制づくりが求められています。地域における孤立死を防止するためには、行政はもとより、関係機関と連携して地域全体で支援を必要とする方々を見守る体制づくりや地域の見守り意識の醸成を図ることが重要となっ

ています。

■今後の方向性

- 地域の各関係機関と連携した地域ネットワークの構築により、支援を必要とする人の早期発見と相談体制の充実を図っていきます。
- 町内での福祉的就労の現場として、主要産業の農業と連携をし、「農福連携」の体制構築を目指します。
- 町内に点在している空家を活用した、法外援護や町内で一時的に住居支援が必要な方に向けたシェルターの設置等の空家利用の仕組みづくりを目指します。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所の人や地域の子ども・高齢者などを見守るとともに、自分のことも地域の人に知ってもらい、助け上手・助けられ上手になります。 ●地域の行事などに積極的に参加します。 ●地域で見守りが必要な人や気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、温かく支援します。 ●地域住民の交流の場を工夫しながら実施します。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動を通じて、支援が必要な人を見つけた時は、関係機関などと連携し、適切な支援につなげて行きます。 ●障がい者の雇用に努力し、社会参加に向けて取り組みます。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●職員のキャラバンメイトの取得推進により、住民への認知症に対する学習の場を提供し、認知症の方やその家族が安心してまちで暮らせるよう支援体制をつくります。 ●生活総合相談や高齢者総合相談など各種相談窓口機能を十分に発揮し、相談援助に努め、虐待やDVを含め、要支援者及び家族にとって必要なサービスや機関につなげます。 ●当事者団体による集まりを提供し、情報交換又は日頃の疲れを癒すなど心のケアにも努めます。 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-weight: bold; margin-right: 5px;">事業【関連】</div> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・生活総合相談窓口 ・上川町地域包括支援センター ・上川町ケアプラン相談センター ・家族介護交流事業 ・ふれあいサロン元気茶屋 ・キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座の参画 </div>
町	<ul style="list-style-type: none"> ●支援を必要とする人の発見やサービスに結びついていない要支援者への対応、また必要な人が必要なサービスを利用できるよう支援します。 ●社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員・児童委員を中心とした地域のネットワークや、ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用し情報とニーズの把握に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ●警察や各種相談機関、医療機関、地域包括支援センター、民生委員児童委員などと連携して、虐待やDV被害の未然防止、早期発見・対応などを行います。各種相談機関等の運営を支援し、虐待、DV対策を進めます。 ●障がい者・障がい児福祉計画に基づき、障がい者や子どもたちへの理解や地域で支え合う体制づくりにつながるよう取り組みを進めます。 ●医療・福祉の連携により予防・早期発見・介護者支援などの認知症に関する各種事業を推進し、認知症の方の在宅生活を支えるとともに、認知症サポーターの養成を支援します。 ●1人暮らし高齢者の増加に対応した見守り支援体制について検討します。また、孤立死が発生した際は、関係機関や北海道と情報共有・対応策を協議し、再発防止に努めます。
--	---

(3)－6 自殺対策の推進（自殺対策計画）

■現状と課題

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、うつ病や抑うつ状態等の精神保健上の問題だけでなく、身体的な健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見る事ができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません
- 上川町では平成25年から令和4年までの10年間に10人の自殺が発生しており、精神的、身体的、社会的な様々な要因による事が予想されますが、それぞれの要因に対する実態を把握することは難しいものがあります。家族や職場などでの病気に対する理解や日常的なつながりにより、こころの健康に対する変化などの早期発見や相談できる関係づくりが求められています。
- 自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。
- 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

■今後の方向性

- 全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。
- 電話相談窓口やSNS等を活用した相談窓口など、各種相談窓口の周知を図ります。
- 上川町では、過去10年間で10人、過去5年間で5人の自殺がありましたが、計画実施から5年間で半分以下になるよう目標設定します。

■具体的な取り組み

区分	取組内容		
住民・地域 (町民ネットワークの活性化)	<ul style="list-style-type: none"> ●上川町における住民ネットワークを構築させ、自殺に関することで悩んでいる町民一人ひとりが、周囲に助けを求められる環境を作ります。 ●個人情報保護に配慮しながら支援を必要とする人がいる時は、地域の民生委員児童委員や社会福祉協議会などの関係機関につなぎます。 ●人と人のつながりを大切にし、地域の行事などに参加して自分のことを知っている人を増やすことで、相互に助け合える人間関係を作りましょう。 		
事業者・団体等 (支援者ネットワークの充実)	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動を通じて、支援が必要な人を見つけた時は、関係機関などと連携し、適切な支援につなげて行きます。 ●町と事業者・団体等の情報共有・連携強化のため、パンフレット等の配布による周知活動を強化します。 		
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●生活総合相談窓口として、相談を受け止めるとともに「北海道いのちの電話」など関係機関と連携し対応します。 ●継続事業による参加者の把握で、心身の状況の変化を把握します。 		
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">事業 【関連】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生活総合相談窓口 ・元気コール </td> </tr> </table>	事業 【関連】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活総合相談窓口 ・元気コール
事業 【関連】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活総合相談窓口 ・元気コール 		
町 (関係機関との連携強化及び相談体制の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生社会の実現に向けた取組みや生活困窮者自立支援などの取組みの推進及び医療、保健、福祉などの各関係機関の連携を強化していきます。 ●相談体制の充実を図るため、窓口スタッフの対応スキルの向上を図るため、ゲートキーパー研修など各種研修を受講します。 ●町民のゲートキーパー養成に取り組んでいきます。 ●身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。 ●自殺対策強化月間における取組の強化として、電話相談窓口やSNS等を活用した相談窓口など各種相談窓口の周知を図ります。 ●具体的な取組みを実施し、計画の最終年に目標の達成状況や進捗状況を評価します。次期計画に向け、目標の再設定や見直しを行います。 		

(4) 多様性や違いを認め合う人権擁護のまちづくり

(4)-1 権利擁護の推進

■現状と課題

- 育児のストレスや介護・介助疲れによる虐待が深刻な社会問題として顕在化しています。虐待は人の尊厳を冒す重大な問題であり、その防止に向け社会全体での対応が必要です。虐待に関しては、高齢者虐待防止法、障がい者虐待防止法、児童虐待防止法、DV防止法など法整備が行われています。本町では、人権擁護委員や高齢者については「地

域ケア会議」が、障がい者や障がい児については上川中部基幹相談支援センター内に設置する「障がい者虐待防止センター」が、虐待や不登校などの児童については「要保護児童問題対策協議会」が設置され、ケース会議等を開催し対応しています。専門相談機関との連携により、地域の中で支援が必要な人やその家族が、適切な支援が受けられるようにするには、住民からの情報も大切であり、今後も相談窓口の周知啓発と相談支援体制の充実を図っていくことが必要になります。

- 認知症や障がいに対する偏見や差別、国籍、年齢や性別などによる人権の侵害や学校でのいじめは、差別やいじめを受ける当事者の権利である社会参加や地域生活を制限するだけでなく、差別・いじめをする側の生き方を問われることでもあることから、地域課題として捉えていく必要があります。
- 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、権利擁護、成年後見制度の必要性が一層高まってきており、その需要はさらに増大すると予想されます。このことから、地域包括支援センターや社会福祉協議会の総合相談窓口の周知徹底や体制整備を進めていく必要があります。
- 貧困や格差など社会的な不安や不満を背景に、特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動（ヘイトスピーチ）、東日本大震災からの避難者に対する偏見や障がい者施設での大量殺傷事件に加え、いじめや体罰、児童虐待などといった子どもの人権侵害、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といった人権問題などが、社会的な問題となっています。一人一人が人権を尊重し、他人の人権にも十分配慮した行動ができるよう、相手の気持ちを考えることの大切さを一人一人の心に訴えるとともに、違いを認め合う心を育むため人権意識の啓発活動を展開していく必要があります。
- 北海道の先住民族であるアイヌの人たちの生活向上対策、伝統や文化の継承や発展を図る施策を展開することにより、アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上とアイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会づくりに向けた取組が求められています。また、性的少数者などLGBTに対する差別解消の法案が国において検討されるなど、全国各地で取り組みが行われています。社会の仕組みを変えていくこととともに、私たちの認識も変えていく必要があります。このために多様性や違いを認め合う地域づくりをしていくことが求められています。
- 町では人権擁護委員や犯罪者の更生などに携わる保護司などの活動に対し支援をしているところですが、委員などの担い手不足も課題となっています。これらの活動の紹介や意義などの理解を深めるための啓発活動が重要となっています。

■今後の方向性

- ノーマライゼーションや自己決定権の尊重などの理念に基づき、個人の人権が尊重され、地域で安心して自立した生活が送れるように、違いを認め合う心を育むため、人権擁護の意識の啓発に取り組んでいきます。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報保護に配慮しながら支援を必要とする人がいる時は、地域の民生委員児童委員や社会福祉協議会などの関係機関につなぎましょう。 ●虐待や孤立する家庭がないよう地域で見守ります。

事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動などを通じて、支援が必要な人を見つけて、適切な専門機関と情報を共有し、より適切な支援につなげていきます。 ●個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、外部漏洩等が生じないように適正に管理します。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情の把握に努め、住民主体による地域コミュニティを形成した中で、それぞれの地域にあったネットワークを構築し、互いに支え合える環境づくりの中から他人を思いやる気持ちを育みます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 【関連事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・元気委員連絡会議 ・元気ネットワーク ・元気見守り活動 ・上川町地域包括支援センター ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・地域福祉座談会 うえるび～いんぐ↑ ・生活総合相談窓口 </div>
町	<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護の意識の啓発を図り、個人の人権が尊重され、地域で安心して自立した生活が送れるように、権利擁護の考え方や制度などを学べる機会をつくります。 ●人権擁護委員や保護司などの活動を引き続き支援するとともに、活動に対する理解が得られるような啓発活動をしていきます。 ●個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、外部漏洩等が生じないように適正に管理します。 ●外国人の観光客や町内で就労される外国人が増加する中で、おもてなしや外国人との交流、外国人同士の交流の場などを検討していきます。 ●アイヌの人たちの伝統や文化の継承などの支援策を進めていきます。

(4) -2 成年後見制度の普及・推進（成年後見制度利用促進計画）

■現状と課題

- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、権利擁護、成年後見制度や日常生活自立支援事業の必要性が一層高まってきており、その需要はさらに増大すると予想されます。成年後見制度については、制度が十分に認知されているといえる状況ではなく、また、専門職後見人の不足も危惧されています。認知症や障がい者などで判断能力が不十分になった人を支援するため、市民後見人の養成も重要となっています。地域の福祉関係者などを通して住民に対する成年後見制度の普及を図ることが重要となってきています。
- 旭川市と近郊の8町で設置をしている成年後見支援センターで成年後見制度に対する相談・支援や市民後見人の養成を行っています。今後もこのセンターを中心に制度の趣旨普及や相談・支援活動を強化していく必要があります。
- 判断能力の不十分な人が介護などの福祉サービスを安心して受けるために、必要な支援を行うことが重要であり、身寄りのない高齢者や障がい者などには、必要な支援が受けられるよう成年後見の首長申立など支援をしていく必要があります。

■今後の方向性

- 福祉サービスを必要とする高齢者や障がい者の中には、判断能力が十分とはいえない方も少なくありません。こうした判断能力が不十分な人たちが、財産管理や身上監護などの福祉サービスを安心して利用できるように、日常生活自立支援事業や成年後見制度を周知し、利用の促進を図っていきます。
- 町内での権利擁護に関するニーズ把握と共に、法人後見も視野にいたした支援体制の構築を目指します。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の高齢者や障がいによって日常生活で支援が必要な人がいる場合は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や町などにつなげています。 ●成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を身に付け、必要に応じて活用するよう心がけます。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動などを通じて、成年後見制度などの支援が必要な人を見つけた場合は、社会福祉協議会や町などにつなげていきます。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度が必要と思われる場合に、身近な相談窓口として関係機関と連携し、成年後見制度につなぎます。 ●住民や民生委員児童委員との連携により、地域情報の把握に努め、要支援世帯となりうる世帯の見守りから必要に応じ日常生活自立支援事業につなぎ、成年後見制度に至る前のサービスや併用サービスとして取り組みます。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上川町地域包括支援センター ・元気委員連絡会議 ・元気ネットワーク活動 ・地域福祉座談会 うえるび～いんぐ↑ ・生活総合相談窓口 ・日常生活自立支援事業 ・日常生活自立支援事業利用助成 </div>
町	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の住民への周知や制度を必要とする人からの問い合わせ相談や申し立てなどの支援を行っていきます。 ●住民に対する成年後見制度の普及を図るため、講演会や研修会などにより、地域住民や民生委員などを通じた支援が必要な人の早期発見に努めていきます。 ●身寄りのない人等に対し、成年後見制度の利用に関わる事務を行うとともに、首長申立などのほか経済的な支援を行っていきます。 ●旭川市と近郊の8町で設置をしている成年後見支援センターを地域連携ネットワークの中核機関として、既存の成年後見支援センターの運営委員会を地域連携ネットワークの協議会として位置づけ、地域全体で権利擁護支援が必要な人の見守りや支援をしていきます。 ●上川中部福祉事務組合と連携し、障がいを抱える方に対する成年後見制度の経済的な支援を行っていきます。

	<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員、地域包括支援センターや社会福祉協議会の総合相談窓口など身近な相談窓口の周知を行うとともに、必要な支援を行えるよう関係機関につなげていく体制づくりを進めます。 ●弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、住民が後見人としてその役割を担えるよう成年後見支援センターによる市民後見人養成研修を実施するとともに、法人後見の担い手についても検討します。
--	---

(5) 地域福祉を推進する体制づくり

(5) -1 相談体制の充実

■現状と課題

- 住民の日常生活で不安や困りごとが発生した際に、適切な福祉サービスや関係機関につなげていくための入口として、また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、本人や家族だけで悩みを抱えることのないよう、身近なところで気軽に相談できる体制づくりが重要となっています。
- 民生委員・児童委員は、住民の身近な相談、支援者として活動しています。また、人権擁護委員、行政相談員、司法書士などの各種相談員も地道な活動をしています。地域から孤立する人が出ないように、誰でも気軽に相談できる身近な相談員として、状況に応じて関係する専門機関に適切につなげていく相談・支援体制づくりを支援していく必要があります。
- 住民が抱える保健・福祉・医療・子育てに関する課題は多岐にわたり、子どもから高齢者までその人の抱える悩みは様々です。町内には地域包括支援センター、社会福祉協議会の総合相談窓口、障がい者相談センター、子育て支援センターなどの相談窓口が設置されてきていますが、価値観やライフスタイルが多様化する中で、相談内容が複合的な課題を抱えているケースも増えてきています。高齢者、障がい者といった分類の支援対象や支援内容だけでは対応できず、相談者が必要とする支援の全てを満たしにくい状況も生じています。また、家庭内での虐待、生活困窮やひきこもりなどの把握が困難な事案も出てきています。地域の中で支援が必要な人やその家族が、福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 住民の中には、自分が抱えている問題に対し、どこに相談したら良いかわからない人も多くいることから、相談者がどこに相談したら良いかわかりやすく周知するとともに、また、悩みを抱えている人が相談機関に行けない状況も見受けられます。このため、相談を待っているだけでなく、住民の交流の場を活用し、その活動の中で気軽に相談を受ける体制づくりをすることも必要となっています。
- 高齢者を中心に振り込め詐欺などの被害者が依然、後を絶たない状況となっています。消費生活や詐欺に関する情報提供と詐欺等にあった際に相談できる窓口の周知を進め、被害の未然防止に努めていく必要があります。
- 近年の福祉制度は、高齢者・障がい者・児童など対象となる方ごとに公的な支援制度が整備され、その充実が図られてきましたが、一方で、個々の住民に係る課題は多様化し、経済的困難のみならず、生きづらさといった心理的な困難や孤独・孤立の問題など、これまで重要な課題として十分に認識されていなかった様々なリスクが顕在化しています。
- また、高齢の親と未婚の子どもが同居する「8050問題」や育児と介のダブルケア、無償で家族の介護等を行うケアラー・ヤングケアラーなど、複数の課題が重なり合った複合的なニーズについて、包括的な対応が求められています。

- 既存の制度には明確に位置付けられていないものの、何らかの支援が必要とされる、いわゆる「制度の狭間にある課題」への対応について、社会福祉法では、自立相談支援機関や関係機関が相互に連携し、こうした課題の解決に向けた支援を一体的・計画的に行うための包括的な相談支援体制を構築することが求められています。

■今後の方向性

- 町や社会福祉協議会のほか、関係機関、各種相談員などを含めた相談体制の周知と充実に努めます。
- 地域において保健・福祉・医療・子育てに関するさまざまなサービスの相談や支援がスムーズに行うことができる体制づくりを進めます。
- 住民に身近な相談機関のみでは対応しがたい制度の狭間にある課題について、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制について協議し、重層的支援体制整備事業をはじめ、関係機関によるチーム支援や要支援者の早期かつ積極的な把握、ボランティアとの協働等について検討を進めていきます。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 困りごとがあるときは自分で抱え込まず相談支援機関を利用します。 ● 周りの困っている人の情報を相談支援機関につなげます。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動を通じて支援が必要な人を見つけた場合は、相談支援機関につなげます。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉士や介護福祉士を始めとする国家資格を有する職員の配置により、専門的知識による相談援助をします。 ● 相談のしやすい環境を整えると共に相談の受付はなるべくワンストップにして、必要な支援につなげるよう努めます。 ● 地域で身近な相談役が増え、必要な専門機関に繋げられるよう情報の発信や住民学習の場を提供します。
	【関連事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活総合相談窓口 ・ 元気委員連絡会議 ・ 元気ネットワーク ・ 上川町地域包括支援センター ・ 教えて、は～とくん（福祉学習） ・ 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 各相談窓口のわかりやすい周知を図ることで、相談者の利用につなげます。 ● 多様化する相談案件に対応するため、職員の質的向上に努め、行政機関内の横の連携と情報共有を図り、世代や属性を問わない包括的な相談支援体制整備の検討を行います。 ● 相談窓口の担当職員の知識向上のため、研修の機会を充実します。 ● 地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員や地域住民との連携を図り、抱える問題が深刻化する前に早期発見、早期対応に努めます。 ● 多様化する詐欺をはじめとする被害に遭わないように、警察、

	<p>消費生活相談センターや民生委員・児童委員などとの連携により情報発信と相談支援体制の充実を図っていきます。</p> <p>●虐待、暴力などによる相談については、相談者の個人情報への配慮など、各相談窓口の充実や専門機関と連携し支援体制を強化していきます。</p>
--	--

(5) - 2 情報提供の充実

■現状と課題

- インターネットの普及などにより、情報媒体が多様化し、必要な情報を必要な人に届ける効果的な情報提供が求められます。主な情報の入手手段は年代や家族構成などにより異なるため、それらの特性に配慮し、複数の情報提供手段を整備していくことが必要です。
- 福祉サービスは、複雑で多岐にわたっており、利用したいと思ったときに自分に合ったサービスを選択することが非常にわかりにくく感じる人は少なくありません。自分にとって利用できるサービスは何か、必要なサービスは何かを住民自らが選択できるようにわかりやすい情報を提供することが重要となります。今後は、情報提供の方法の見直しを図るとともに、わかりやすい伝え方の向上についての検討が必要です。
- 地域福祉を進めていくためには、住民、地域、団体、事業者などの関係機関との情報の共有化が必要なことから、情報共有や行政が持つ情報の提供をするための機会をつくることが重要となっています。

■今後の方向性

- 適切な情報が得られず、必要な支援が受けられない方が出ないようにあらゆる情報手段を有効に活用するとともに、わかりやすい情報提供に努めていきます。
- 様々な福祉施策を誰もが理解できるよう、また、世代間や年齢・性別等で理解に格差が生じないように取り組みます。広報紙や情報誌など情報発信の方法を工夫し、わかりやすい情報の発信に努めます。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●困っていることや自分が出来ることなどを様々な機会に情報発信に努めます。 ●どのような福祉サービス情報が必要なのかというニーズを、行政窓口伝えるなど、積極的に発信します。 ●高齢者や障がい者などが情報発信しやすいよう、交流の場や行事などを工夫します。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●地域行事などに参画・参加し、地域との交流の中で情報収集や情報発信に取り組みます。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●町で受けられる福祉制度を明確にし、誰もがわかりやすい情報を提供できるよう整備します。 ●広報「ふれあい」、ホームページ等の活用により幅広い層に情報を発信できるよう努めます。 ●社会福祉協議会のイメージキャラクター「は〜とくん」の活用により、社会福祉協議会活動の認知度をあげ、住民周知につなげます。

	<p>●住民とのコミュニケーションを第一に地域に職員が出向き、情報提供ができるよう座談会を開催します。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協ホームページの開設 ・社協だより「ふれあい」の発行 ・生活総合相談窓口 ・元気委員連絡会議 ・元気ネットワーク ・上川町地域包括支援センター ・上川町ケアプラン相談センター ・地域福祉座談会 うえるび〜いんぐ↑ ・教えて、は〜とくん（福祉学習） ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・上川町地域福祉実践計画の策定 ・地域福祉カレンダー元気暦 ・元気（地域福祉）情報 ・スマホ相談窓口
町	<p>●広報委員会などを通じ、各課との連携を図り、適時にわかりやすい情報を発信していきます。</p> <p>●関係機関との情報ネットワークにより、個人情報保護に配慮しながら適正な情報共有化の整備を進めます。</p> <p>●広報誌やSNS等を通じ必要な情報を発信しながら、対面で対話ができるふれあいトークや出前講座等を通じて住民に対して学習や説明する機会を設けます。</p>

(5) - 3 福祉サービスの充実

■現状と課題

- 本町では、高齢化の進行と合わせて、要介護・要支援認定者、障がい者などが増加しており、福祉や保健に対する需要が今後、拡大、多様化することが見込まれ、きめ細やかな福祉サービスの提供が求められています。しかし、各種福祉分野の法制度の改定を背景に、福祉サービスが複雑化しており、住民にとっては適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しくなっています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。町では、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、保健事業などそれぞれの部門において個別の計画を策定し、それぞれの計画に基づいて事業やサービスなどの各施策を推進していますが、多様化・複雑化する住民のニーズに対応するためには、公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会、ボランティアや町内会などによる様々な方々の参加による体制づくりが必要となっています。
- 保健師や介護士などによる訪問活動などを通して、住民の生活や健康状態、悩みごとなどを把握し、必要な支援につなげる必要があります。また、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、生活援助や施設通所による自立に向けた支援も必要となっています。
- 多様化・複雑化する住民の福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会、事業者、ボランティアなどによるさまざまなサービスの参入を促進することが必要となっています。
- 福祉サービスは、利用者が満足でき、質の高いサービスを提供するための取組みをすすめることが求められています。福祉サービスの提供は、行政や関連機関などが中心と

なっとなって行われてきましたが、多様化・複雑化する住民のニーズに対応するためには、一つの機関だけで解決できない問題も多く、関係機関や事業者などか連携する中で、福祉サービスの提供を総合的に調整し、提供する体制の整備を進めることが必要であり、地域福祉を担う住民、地域、団体、事業者などの関係機関等が抱える課題や要望などの福祉ニーズをきめ細かく把握するための機会をつくることも重要となっています。

- 利用者が福祉サービスを安心して選択し利用するためには、サービス提供事業所の情報開示や第三者評価の受審促進のほか、福祉専門職の資質の向上を図る必要があります。社会福祉法第3条では、福祉サービスの基本理念として提供される福祉サービスが良質かつ適切なものでなければならないことが規定されており、この理念の実現を図るものとして、同法第78条第1項において、サービス事業者により提供されるサービスの質を自己評価するよう規定しています。また、介護保険制度では平成18年の法改正により、地域密着型サービスのうち小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準に、自ら提供するサービスの自己評価及び外部評価の実施を義務づけ、サービスの質の向上・改善を図ることが求められています。
- 社会福祉法人やサービス提供事業者は、多様なサービスを提供しており、良質なサービス提供と職員の資質向上に努めていくことが求められています。また、福祉関係の専門職の確保も緊急の課題となっています。「第9期高齢者保健福祉計画・介護事業計画」の確実な推進を図るとともに、より質の高い福祉サービスの提供と専門職の人員確保に向けた対策が求められているところです。
- アンケートの結果にもあるとおり、町内の障がい福祉サービスの充実を図る必要があります。障がい児や障がい者のニーズに応えられるよう事業所の設置が求められています。

■今後の方向性

- 安心して利用できる福祉サービスの拡充を図るほか、制度や仕組みの周知を進めるとともに、事業者等と連携した多様で質の高いサービスを地域に密着して提供できる体制づくりに努めます。
- 関係機関・団体と連携して、地域の福祉課題や福祉サービスを必要とする人等の情報・ニーズを把握して、適切な福祉サービスの充実と提供を行います。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉活動や福祉サービスに関心を持ち、必要な情報を共有します。 ●福祉サービスが必要と思われる人がいる時は、民生委員児童委員や社会福祉協議会などにつながります。 ●進んで介護予防事業に参加するとともに、地域のボランティア活動に参加します。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関・団体と協働し、事業の特色を生かした福祉サービスの情報提供や充実に努めます。 ●福祉サービス向上のため、第三者評価を受けるなど、サービス向上に努めます。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●第三者委員の設置により、利用者の立場や特性に配慮した利用者個人の権利擁護と福祉サービスの向上に努めます。 ●役職員の研修を計画的に実施し、福祉サービスの充実や資質の

	<p>向上を目指します。</p> <p>●多様な相談に対応するため、インフォーマルサービスの充実を図ります。</p>
	<p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活総合相談窓口 ・苦情相談窓口 ・適正な法人運営のための取り組み ・先進地区視察研修 ・各種専門研修の参加 ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）
町	<p>●全町的に様々な取り組みが行われ、地域の高齢者や障がい者の選択肢が広がり、利用が拡大できるよう、また、サービス事業者など通所及び入所できる施設サービスが安心して利用できるよう事業者などへの支援を行っていきます。</p> <p>●福祉サービスの向上のため、事業者の第三者評価、自己評価の実施・公表を推奨します。</p> <p>●安心して住み慣れた自宅で自立した生活が営めるような生活支援を行います。また、介護する側の家族等が安心して外出できるなど、介護ストレスが軽減できるような仕組みづくりに努めます。</p> <p>●高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康増進などの各福祉分野の計画に基づいて、各種サービスの提供体制やサービスの充実を図ります。</p>

(5)－4 地域福祉ネットワークの構築

■現状と課題

- 地域包括ケアシステムの構築にあたって、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターの機能強化と町内会や民生委員・児童委員をはじめとする様々な地域の主体や関係機関が互いの役割を果たすとともに、協力し、連携するネットワークの構築を進めていくことが重要です。また、さまざまな福祉ニーズの把握と課題解決には、住民、事業者、行政、専門機関との相互連携が不可欠となっています。
- これからの地域福祉を推進していくためには、「近助」「共助」の力が必要であり、行政は、それぞれの活動において支援することが必要です。
- 今日の多様化する福祉ニーズに対しては、住民、地域、事業者、福祉関係者や町などが一体になってサービスを生み育てることが不可欠となっています。そのために、社会福祉協議会、サービス提供事業者、各種団体や町などによる情報交換や事業等の連携をより強化することが必要であり、新たなサービスの基盤を確保する観点から、ボランティアの育成も重要となってきます。
- 行政においては、住民に対するサービスを提供する課が、福祉、住宅、生活環境、教育など複数の課で行っていることから、縦割りになっていると言われることもあり、行政内部の課や関係機関での連携を強化していくことが必要となっています。
- 町内会、老人クラブ、ボランティアなどの地域団体がより充実した活動が行えるよう、地域での人材の掘り起こしも重要となっています。人と人、あるいは団体と団体をつなぐことにより、より効果的な活動が行えるように、相互の情報交換や活動拠点の整備など、地域での組織づくり、ネットワークづくりを推進していくことも必要となってきています。

■今後の方向性

- 誰もが住み慣れた地域で、自分の能力に応じ自立した生活を送ることができるよう地域や専門機関により、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」など切れ目なく継続的かつ包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築・深化を目指します。
- 住民が住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるように、在宅医療やリハビリテーションを提供できる医療機関・介護サービス事業者・訪問看護ステーションなどとの連携を図り、地域の保健・福祉・医療・介護の連携強化に努めます。
- 住民一人ひとりのライフステージを通じて適切な支援ができるよう、保健福祉・医療及び関係する分野の機関が連携し、福祉サービスの提供を総合的に調整する体制づくりを進めます。

■具体的な取り組み

区分	取組内容
住民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で支援が必要な人が必要なサービスを受けられているか見守り、必要に応じて支援を行います。 ●専門的な支援が必要な場合は専門機関へつなぎます。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステム体制の一員として、各関係機関と連携し、誰もが住み慣れた地域で、自分の能力に応じ自立した生活を送ることができるよう取り組みを進めていきます。
社会福祉協議会 【地域福祉実践計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉を推進することが目的である社会福祉協議会の機能を最大限に発揮し、町と連携し町の地域福祉ネットワークの機能強化を目指します。 ●元気ネットワークの拡充により、地域のネットワークを強化します。 ●お年寄りから子どもまで、誰もがともに生きる福祉でまちづくりに参画できるよう地域福祉の醸成に努めます。
	<p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気委員連絡会議 ・元気ネットワークの推進 ・地域福祉座談会 うえるび～いんぐ↑ ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） ・ふれあい昼食会 “元気だ会” ・ふれあいサロン元気茶屋
町	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員をはじめとする福祉・健康・医療の関係者が関わる各種協議会や会議を活用し、情報共有や連携強化を図り、支援が必要な人の早期発見と福祉サービス利用などの支援につなげていきます。 ●社会福祉協議会の活動を支援するとともに、情報共有などを密に行い、連携の強化を図ります。 ●保健、医療、福祉、介護、教育等の連携をより一層強化するため、各種連携会議の機能充実を図ります。

1-9 社会福祉協議会の取り組み

社会福祉協議会では、第4期地域福祉実践計画より町の第1期地域福祉計画と両輪の関係性として、一体的に地域福祉の推進に取り組んで参りました。今後も多様化するニーズに対応していくべく、引き続き、住民と協働し見える（理解する）福祉を展開していきます。

また、社会福祉法人の使命として「地域における公益的な取り組み」についても積極的に地域福祉の観点から地域に還元していきます。

そのために、社会福祉法人組織としての取り組みを次のとおり進めていきます。

- 上川町の社会福祉協議会としての事業経営理念を明確にし、業務体系を整備し、地域福祉活動の拠点として町と連携しながら地域に根差します。
- 地域福祉サービスの充実のため、事務局体制の整備と機能強化を図ります。
- 民間組織としての即応性を最大限に発揮し、様々な福祉ニーズに応えるべく独自の福祉サービスの開発と問題発見のための相談・連絡体制を整備します。
- 上川町社会福祉協議会の事業・活動について住民への周知・広報を行い、開けた社会福祉法人に努めます。
- 全戸住民会員制度の取り組みや共同募金の積極的な取り組みと募金の目標を掲げ、安定した地域福祉サービスが提供できるよう自助努力をします。

1-10 計画の進め方

- 地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、町民をはじめとした地域を構成するさまざまな主体と町や社会福祉協議会が連携して、参加と協働によって本計画の推進を図ることが必要です。それぞれの主体が役割を担い、協力し、協働する地域のしくみを構築することによって、本計画を推進していきます。

(1) 町民や地域の役割

- 地域福祉を推進していくためには、町民自らが積極的に福祉活動に参画するとともに、地域課題を自分の問題として受け止め、地域福祉の担い手として、声かけや手伝いなど、自分に取り組めることを実行し、具体的な地域活動へつなげていくことが期待されます。また、地域においては、町内会が町や社会福祉協議会と連携を図り、町民どうしの交流を推進するとともに、共に支え合える地域をつくっていくことが必要です。

(2) 社会福祉協議会の役割

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核を担う組織として、地域福祉活動を円滑に実行していく役割があります。行政と協働して本計画の推進役を担うとともに、その推進において、町民や町内会、ボランティア、福祉関係団体などとの連携をさらに深めて地域福祉の推進を図ります。また、地域活動を実践する人材の育成、資質向上を図るための研修会・講座の開催など新たに活動に参加する町民の発掘に努めます。

(3) 町の役割

- 本計画の推進にあたり、町は町民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務・役割があります。町民や関係団体などの自主的な取り組みへの支援を行うとともに、行政内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・防災・防犯・交通・住宅・環境などの他の分野に係る関係各課との連携を密にしながら、横断的な施策の推進に取り組めます。

2. 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

2-1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。

介護保険制度は、その創設から20年以上が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超えており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

総人口が減少に転じる中、高齢者人口は今後も増加し、高齢化は進展しています。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を町の実情に応じて深化・推進してきたところです。

平成29年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しなど、介護保険制度の見直しが行われました。

2025年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、国の高齢者人口がピークを迎えます。75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い85歳以上人口は2035年（令和17年）頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が見込まれます。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

一方、保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、本町のようにピークを過ぎ減少に転じる保険者もありますが、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者も多く、地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要です。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっています。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要になります。

本計画は、こうした状況を踏まえ、本町の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目指します。

(2) 計画策定機関

① 計画策定委員会の設置

計画策定のために、保健・医療・福祉の関係者及び介護保険被保険者等の代表者から構成する「上川町保健福祉サービス運営協議会」を設置して検討を行いました。

② 行政内部機関の策定体制

保健福祉課介護福祉グループが主管となり、保健・医療・福祉の各部門の担当者とサービス提供事業者等で構成する「上川町地域ケア会議」を開催し、各種サービスの現状や問題点の検討を行いました。

(3) 住民参加及び意見反映

住民参加の方法として、「上川町保健福祉サービス運営協議会」には介護保険被保険者から選出した委員を加え、計画への意見反映を図ってきました。

2-2 基本理念・目標

(1) 計画の基本理念

本町では、平成30年3月に策定した第10次上川町総合計画（平成30年度～令和9年度）において、『～自然と調和した未来～ 恵み豊かな大地と人がおりなすおもてなしのまち 上川』の将来像を掲げてまちづくりを進めています。

総合計画の保健・医療・福祉の分野においては、「一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本テーマに、高齢者の分野においては、上川町に暮らすすべての人が、ふだんの暮らしを続けられ、しあわせを感じることでできるまちづくりを目指し、地域福祉を推進する取り組みを進めています。

第9期上川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、目前に迫っている2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が激減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えるものとします。

～ 介護・高齢分野の基本テーマ ～

「ひとりひとりが生きがいと役割を
もって暮らすことのできるまちづくり」

(2) 計画の基本的目標

本計画の基本的目標は、第8期計画の目標を継承し、以下の5点を掲げます。

① 地域包括ケアシステムを支える体制の整備

人口規模が縮小していく中で、高齢者人口の割合が増加していく2025・2040年を見据え、必要なサービスを適切に受けることのできる基盤の整備を目指します。中でも医療・介護人材の確保及び介護ロボットやICTの活用をはじめとした業務の効率化・改善などを進めるため、各種制度の周知に取り組むとともに、多様なニーズに応え得る元気高齢者の参入を進めます。

② 地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進

「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを進めます。

③ 介護予防と健康づくりを通じた健やかに暮らせる環境の整備

保健分野と連携することにより、さらに効果的な事業とするため、介護予防と健康づくりを一体的に実施できる体制の整備を目指します。

④ 「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進

認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき推進されてきましたが、今後認知症の人の数が増加することが見込まれていることから、さらに強力に施策を推進していくため、令和元年6月18日、認知症施策推進関係閣僚会議において認知症施策推進大綱がとりまとめられました。認知症施策推進大綱の対象期間は令和元年から令和7年までの6年間であり、令和4年は策定3年後の中間年であったことから、施策の進捗状況について中間評価が行われました。

したがって、今後は、中間評価の結果を踏まえ、認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するための認知症施策を進めます。また、これらの施策は認知症の人やその家族の意見も踏まえて推進することが重要です。

なお、令和6年1月1日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があります。

⑤ 災害や感染症対策に係る体制の整備

近年の甚大な被害を及ぼす自然災害や、新型コロナウイルス感染症などの流行を踏まえ、これらへの備えを充実させます。

(3) 計画の重点施策

「医療・介護・住まい・介護予防・生活支援」の連携はもとより、高齢者が住み慣れた地域で安心して、かつ生きがいをもって暮らし続けることができるよう、生活支援サービスや介護予防の推進を重点施策とします。また、認知症になってもだれもが本町で暮らし続けていくことができるよう、認知症施策についても重点施策とします。

地域共生のまちづくり

重層化する支援ニーズに対応できる
総合的な相談体制の整備

認知症の総合的な施策の推進

認知症の早期発見・早期対応、家族支援、
認知症の周知・啓発、当事者の居場所づくり

(4) 上川町地域包括ケアシステムの深化について

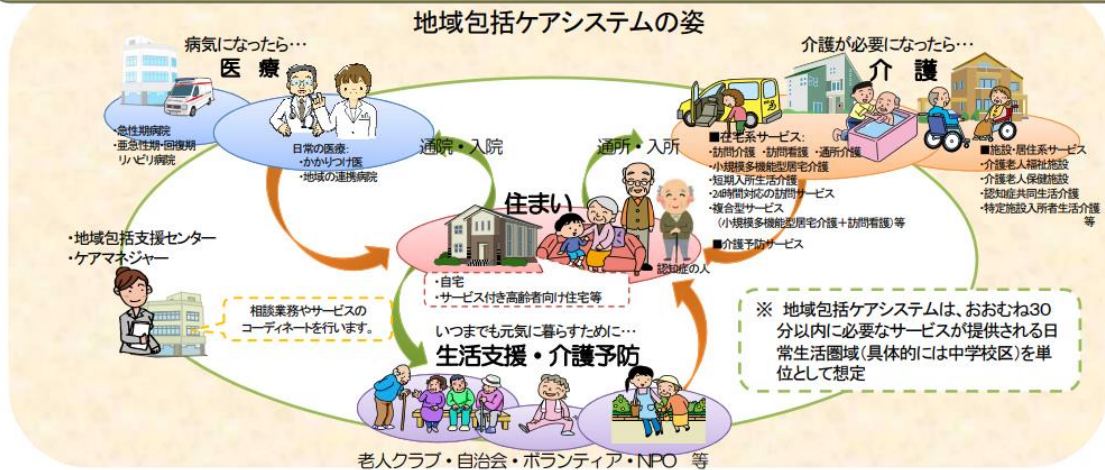
今後も高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステム

は、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

当町では、今後課題が複合化していく高齢者にも対応できるようにするため、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備に努め、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指していきます。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



資料：厚生労働省

(5) 第8期計画の達成状況の評価

本計画の第8期（令和3年度～令和5年度）においては、第10次総合計画の介護・高齢分野の基本テーマ「ひとりひとりが生きがいと役割をもって暮らすことのできるまちづくり」を柱に、5つの基本的目標を掲げてその達成に努めてきました。

① 地域包括ケアシステムを支える体制の整備 では、特に地域包括支援センターが中心となって週1回実施してきた「地域包括ケア会議」において、支援が必要と思われる高齢者の把握に努め、町主催の「地域ケア会議」の機能と合わせて重要な医療と介護の連携の場となっています。また、これまでに町内で実施していたサービスが今までどおり提供されるよう、人材確保を支援するため、「福祉人材確保対策助成金交付事業」を実施してきました。令和5年11月現在、就労支援で26人、資格取得で3人の利用があり、一定の成果が出ています。

② 地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進 では、通いの場として「まちなかサロンきてみんな」の活動支援を行い、自立支援・重度化防止に取り組んできました。また、平成29年4月から配置した「地域支え合い推進員」を中心とした支え合い活動の取り組みが展開されており、住民が主体となってサービスを実施する体制の整備に向けて進んでいます。

③ 介護予防と健康づくりを通じた健やかに暮らせる環境の整備 では、令和元年に建設された「いきいきセンターたいせつの絆」を拠点に、まちなかサロンや老人クラブ例会が実施されており、新たな生きがい拠点としての機能を発揮しています。

④ 「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進 では、平成30年4月から「認知症初期集中支援チーム」を発足させ、早期に医療・介護のサービスに結びつけることが必要な認知症高齢者への対応を図るとともに、「認知症地域支援推進員」を配置し、その普及啓発に取り組んでいます。

⑤ 災害や感染症対策に係る体制の整備 では、町及び社会福祉協議会が主催の災害ボランティア訓練を実施し、万が一の場合に備えています。また、介護事業所における災害対策については、地域ケア会議で協議・確認を行っています。

(6) 要介護者等地域の実態把握

(6)-1 人口の推移

上川町の人口は、昭和 35 年の 15,289 人をピークに年々減少し、令和 5 年 12 月末の住民基本台帳登録者数は、3,150 人となっており、人口の減少による過疎化が進んでいる状況です。

高齢者人口（65 歳以上人口）は、増加した年もありましたが、平成 27 年以降は年々減少し、令和 5 年 12 月末で 1,430 人となりました。75 歳以上の人口は、令和 5 年 12 月末で 894 人となっています。

高齢化率は、令和 5 年 12 月末で 45.4%となり、ピークを過ぎたところです。

○人口動向

区分		平成12年3月	平成15年3月	平成18年3月	平成21年3月	平成24年3月	平成27年3月
総人口		5,396 人	5,043 人	4,729 人	4,403 人	4,122 人	3,969 人
高齢者人口 (65歳以上)	人数 (比率)	1,462 人 (27.1 %)	1,598 人 (31.7 %)	1,636 人 (34.6 %)	1,604 人 (36.4 %)	1,583 人 (38.4 %)	1,610 人 (40.6 %)
前期高齢者数 (65～74歳)	人数 (比率)	913 人 (16.9 %)	958 人 (19.0 %)	926 人 (19.6 %)	825 人 (18.7 %)	694 人 (16.8 %)	685 人 (17.3 %)
後期高齢者数 (75歳以上)	人数 (比率)	549 人 (10.2 %)	640 人 (12.7 %)	710 人 (15.0 %)	779 人 (17.7 %)	889 人 (21.6 %)	925 人 (23.3 %)
区分		平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
総人口		3,651 人	3,550 人	3,471 人	3,363 人	3,275 人	3,171 人
高齢者人口 (65歳以上)	人数 (比率)	1,589 人 (43.5 %)	1,573 人 (44.3 %)	1,559 人 (44.9 %)	1,545 人 (45.9 %)	1,533 人 (46.8 %)	1,469 人 (46.3 %)
前期高齢者数 (65～74歳)	人数 (比率)	663 人 (18.2 %)	664 人 (18.7 %)	649 人 (18.7 %)	635 人 (18.9 %)	612 人 (18.7 %)	546 人 (17.2 %)
後期高齢者数 (75歳以上)	人数 (比率)	926 人 (25.4 %)	909 人 (25.6 %)	910 人 (26.2 %)	910 人 (27.1 %)	921 人 (28.1 %)	923 人 (29.1 %)
区分		令和5年12月					
総人口		3,150 人					
高齢者人口 (65歳以上)	人数 (比率)	1,430 人 (45.4 %)					
前期高齢者数 (65～74歳)	人数 (比率)	536 人 (17.0 %)					
後期高齢者数 (75歳以上)	人数 (比率)	894 人 (28.4 %)					

※住民基本台帳登録者（平成 24 年度末人口から外国人も含む）

(6)-2 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の状況について、令和5年3月末の住民基本台帳登録者数で見ると、65歳以上の方がいる世帯数は1,084世帯で、全世帯の57.7%を占めています。そのうち、「単身世帯」が583世帯（31.0%）、「65歳以上の夫婦のみ世帯」が320世帯（17.0%）となっています。総世帯数が年々減少している中、高齢者世帯数は増減を繰り返していますが、ひとり暮らしの単身世帯は年々増加しています。

一方で、高齢者の世帯率は、高齢化率とともに年々増加し続け、65歳以上高齢者のみ世帯が総世帯の57.7%に達しています。

○高齢者世帯数の推移

区分	平成11年3月	平成14年3月	平成17年3月	平成20年3月
総世帯数	2,459 世帯	2,382 世帯	2,268 世帯	2,271 世帯
65歳以上の方がいる世帯数	1,012 世帯	1,112 世帯	1,150 世帯	1,146 世帯
総世帯数に占める割合	41.2 %	46.7 %	50.7 %	50.5 %
ひとり暮らしの単身世帯	318 世帯	310 世帯	393 世帯	443 世帯
総世帯数に占める割合	12.9 %	13. %	17.3 %	19.5 %
65歳以上の世帯数に占める割合	31.4 %	27.9 %	34.2 %	38.7 %
65歳以上の夫婦のみ世帯	260 世帯	297 世帯	376 世帯	372 世帯
総世帯数に占める割合	10.6 %	12.5 %	16.6 %	16.4 %
65歳以上の世帯数に占める割合	25.7 %	26.7 %	32.7 %	32.5 %
その他の世帯	434 世帯	505 世帯	381 世帯	331 世帯
総世帯数に占める割合	17.6 %	21.2 %	16.8 %	14.6 %
65歳以上の世帯数に占める割合	42.9 %	45.4 %	33.1 %	28.9 %
区分	平成23年3月	平成26年3月	平成29年3月	令和2年3月
総世帯数	2,196 世帯	2,156 世帯	2,078 世帯	1,988 世帯
65歳以上の方がいる世帯数	1,131 世帯	1,135 世帯	1,141 世帯	1,138 世帯
総世帯数に占める割合	51.5 %	52.6 %	54.9 %	57.2 %
ひとり暮らしの単身世帯	544 世帯	529 世帯	549 世帯	572 世帯
総世帯数に占める割合	24.8 %	24.5 %	26.4 %	28.8 %
65歳以上の世帯数に占める割合	48.1 %	46.6 %	48.1 %	50.3 %
65歳以上の夫婦のみ世帯	405 世帯	362 世帯	373 世帯	359 世帯
総世帯数に占める割合	18.4 %	16.8 %	17.9 %	18.1 %
65歳以上の世帯数に占める割合	35.8 %	31.9 %	32.7 %	31.5 %
その他の世帯	182 世帯	237 世帯	212 世帯	207 世帯
総世帯数に占める割合	8.3 %	11.0%	10.2 %	10.4 %
65歳以上の世帯数に占める割合	16.1 %	20.9 %	18.6 %	18.2 %
区分	令和5年3月			
総世帯数	1,878 世帯			
65歳以上の方がいる世帯数	1,084 世帯			
総世帯数に占める割合	57.7 %			
ひとり暮らしの単身世帯	583 世帯			
総世帯数に占める割合	31.0 %			
65歳以上の世帯数に占める割合	53.8 %			
65歳以上の夫婦のみ世帯	320 世帯			
総世帯数に占める割合	17.0 %			
65歳以上の世帯数に占める割合	29.5 %			
その他の世帯	181 世帯			
総世帯数に占める割合	9.6 %			
65歳以上の世帯数に占める割合	16.7 %			

(6)-3 要介護等認定者の推移

上川町の65歳以上の要介護等認定者数は、令和5年3月末現在301人です。第1号被保険者に占める割合は20.2%となっており、介護保険制度発足時に比べて11.2%上昇しています。

○介護保険要介護等認定者の推移 年度別

区分	平成12年4月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	
第1号被保険者数	1,474人	1,544人	1,568人	1,608人	1,617人	1,648人	1,643人	1,637人	1,627人	
65歳以上人口	1,462人	1,532人	1,558人	1,598人	1,606人	1,637人	1,636人	1,624人	1,614人	
住所地特例者	12人	12人	10人	10人	11人	11人	7人	13人	13人	
要介護等認定者数	要支援	26人	29人	31人	41人	35人	36人	38人	62人	67人
	要支援1									
	要支援2									
	要介護1	37人	31人	35人	49人	56人	44人	57人	33人	36人
	要介護2	19人	19人	16人	23人	24人	27人	30人	25人	28人
	要介護3	15人	18人	20人	23人	22人	27人	28人	28人	31人
	要介護4	17人	18人	17人	17人	23人	28人	23人	20人	17人
	要介護5	18人	26人	28人	25人	26人	27人	19人	27人	28人
	合計	132人	141人	147人	178人	186人	189人	195人	195人	207人
第1号被保険者数に占める割合	9.0%	9.1%	9.4%	11.1%	11.5%	11.5%	11.9%	11.9%	12.7%	
区分	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成29年3月	令和2年3月	令和5年3月	
第1号被保険者数	1,617人	1,627人	1,599人	1,589人	1,622人	1,582人	1,610人	1,583人	1,490人	
65歳以上人口	1,613人	1,623人	1,597人	1,579人	1,610人	1,570人	1,589人	1,559人	1,469人	
住所地特例者	13人	12人	10人	10人	12人	12人	23人	30人	26人	
要介護等認定者数	要支援									
	要支援1	42人	38人	32人	34人	25人	25人	57人	56人	59人
	要支援2	29人	33人	46人	31人	41人	49人	40人	47人	32人
	要介護1	31人	41人	40人	44人	50人	49人	64人	69人	68人
	要介護2	37人	33人	24人	40人	33人	43人	54人	38人	45人
	要介護3	31人	26人	39人	29人	20人	23人	27人	34人	33人
	要介護4	14人	22人	33人	24人	30人	28人	24人	31人	34人
	要介護5	31人	42人	43人	40人	42人	38人	27人	24人	30人
	合計	215人	235人	257人	242人	241人	255人	293人	299人	301人
第1号被保険者数に占める割合	13.3%	14.4%	16.1%	15.2%	14.9%	16.1%	18.2%	18.9%	20.2%	

○介護保険要介護等認定者の推移 第8期月別状況

○介護保険要介護等認定者の推移 第8期(令和3～5年度) 月別状況

令和3年度

区分	令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月
第1号被保険者数	1,565人	1,568人	1,566人	1,560人	1,557人	1,557人	1,551人	1,555人	1,555人	1,500人	1,556人	1,555人
要支援1	56人	54人	51人	52人	53人	48人	55人	58人	62人	63人	59人	59人
要支援2	47人	49人	48人	48人	45人	46人	41人	40人	36人	37人	39人	39人
要介護1	67人	64人	67人	73人	75人	77人	77人	81人	84人	85人	85人	77人
要介護2	46人	49人	54人	53人	49人	47人	44人	44人	42人	41人	42人	44人
要介護3	29人	26人	23人	23人	26人	27人	27人	29人	29人	28人	29人	30人
要介護4	33人	34人	32人	31人	32人	29人	29人	29人	31人	33人	33人	33人
要介護5	30人	30人	29人	28人	28人	30人	27人	29人	31人	28人	29人	31人
合計	308人	306人	304人	308人	308人	304人	300人	310人	315人	315人	316人	313人
認定率	19.7%	19.5%	19.4%	19.7%	19.8%	19.5%	19.3%	19.9%	20.3%	21.0%	20.3%	20.1%

令和4年度

区分	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月
第1号被保険者数	1,549人	1,542人	1,537人	1,537人	1,537人	1,523人	1,513人	1,505人	1,501人	1,500人	1,495人	1,490人
要支援1	60人	62人	62人	66人	65人	66人	60人	58人	60人	59人	61人	59人
要支援2	39人	38人	37人	37人	38人	36人	33人	36人	34人	33人	33人	32人
要介護1	75人	74人	76人	78人	79人	75人	75人	70人	70人	68人	68人	68人
要介護2	45人	47人	41人	40人	39人	38人	41人	40人	40人	40人	43人	45人
要介護3	30人	31人	31人	31人	32人	33人	36人	35人	33人	32人	31人	33人
要介護4	32人	30人	31人	28人	28人	29人	26人	29人	30人	36人	34人	34人
要介護5	29人	29人	33人	34人	33人	32人	32人	30人	32人	31人	29人	30人
合計	310人	311人	311人	314人	314人	309人	303人	298人	299人	299人	299人	301人
認定率	20.0%	20.2%	20.2%	20.4%	20.4%	20.3%	20.0%	19.8%	19.9%	19.9%	20.0%	20.2%

令和5年度

区分	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月
第1号被保険者数	1,488人	1,485人	1,483人	1,478人	1,473人	1,470人	1,460人	1,452人	1,453人	1,445人	1,441人	
要支援1	55人	56人	56人	54人	53人	56人	58人	53人	51人	53人	54人	
要支援2	35人	37人	37人	33人	31人	31人	30人	32人	32人	30人	31人	
要介護1	69人	72人	75人	76人	78人	79人	80人	82人	85人	86人	86人	
要介護2	45人	43人	41人	43人	47人	44人	43人	39人	41人	41人	42人	
要介護3	32人	32人	33人	33人	31人	31人	29人	31人	30人	29人	25人	
要介護4	33人	34人	32人	34人	33人	33人	33人	34人	34人	34人	35人	
要介護5	33人	33人	31人	31人	30人	29人	28人	26人	24人	22人	23人	
合計	302人	307人	305人	304人	303人	303人	301人	297人	297人	295人	296人	
認定率	20.3%	20.7%	20.6%	20.6%	20.6%	20.6%	20.6%	20.5%	20.4%	20.4%	20.5%	

(6)-4 人口及び第1号被保険者数の推計

総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口等」を参照し、推計しました。上川町の総人口は今後も減少が続き、同様に40歳～64歳の第2号被保険者、65歳以上の高齢者人口も減少し続けていくことが予想されます。

○人口及び被保険者数推計

	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
人口 (人)	3,500	3,030	2,600	2,217	1,880	1,589	1,338
15歳未満 (人)	263	217	177	142	119	100	80
15歳～64歳未満 (人)【生産年齢人口】	1,687	1,457	1,261	1,085	912	753	632
65歳以上 (人) 【高齢者人口】	1,550	1,356	1,162	990	849	736	626
生産年齢人口割合 (%)	55.7	55.2	55.3	55.3	54.8	53.7	53.2
高齢化率 (%)	44.3	44.8	44.7	44.7	45.2	46.3	46.8
高齢化率(北海道) (%)	32.1	33.7	35.3	37.0	39.7	41.5	42.6
高齢化率(全国) (%)	28.6	29.6	30.8	32.3	34.8	36.3	37.1

(6)-5 要介護等認定者数の推計

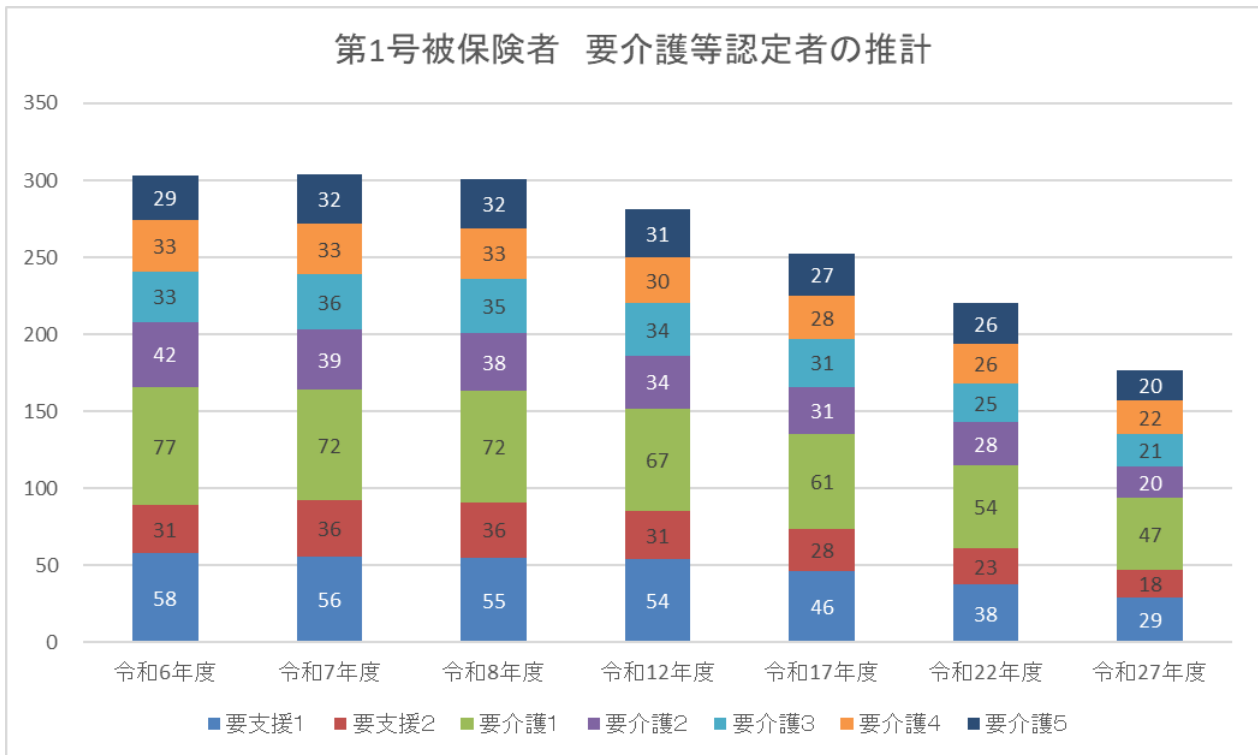
平成12年度から令和5年度までの要介護等認定者数の伸びと人口推計から、目標年度までの各年度の要介護等認定者数を推計しました。今後においては、高齢者人口が減少していく中で、後期高齢者人口の割合の上昇に伴う要介護認定者率の増加と、人口減少による要介護認定者の減少を加味し、全体としては横ばいから減少傾向への推移を予測しています。

○要介護等認定者数推計

・第1号被保険者の要介護等認定者の推計

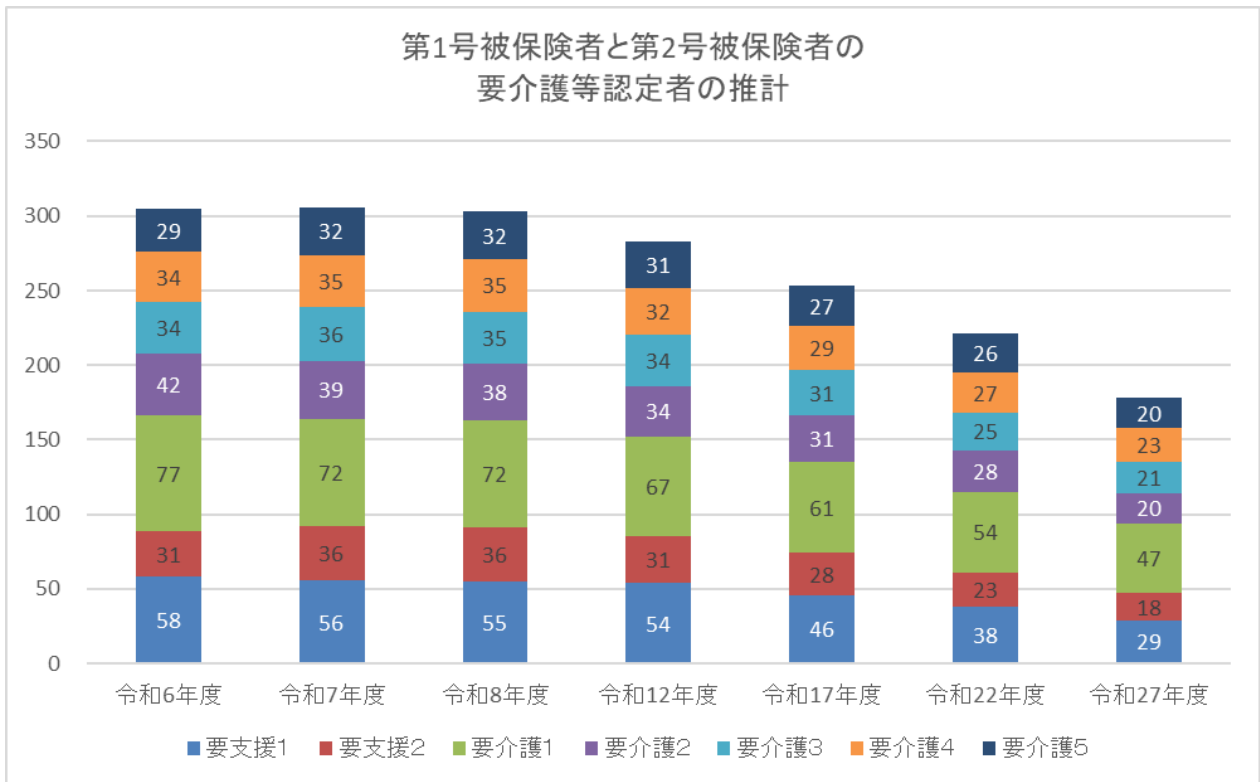
(単位：人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援1	58	56	55	54	46	38	29
要支援2	31	36	36	31	28	23	18
要介護1	77	72	72	67	61	54	47
要介護2	42	39	38	34	31	28	20
要介護3	33	36	35	34	31	25	21
要介護4	33	33	33	30	28	26	22
要介護5	29	32	32	31	27	26	20
合計	303	304	301	281	252	220	177
65歳以上人口	1,437	1,393	1,352	1,180	989	828	700
認定率	21.1%	21.8%	22.3%	23.8%	25.5%	26.6%	25.3%



・第1号被保険者と第2号被保険者の要介護等認定者の推計 (単位：人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援1	58	56	55	54	46	38	29
要支援2	31	36	36	31	28	23	18
要介護1	77	72	72	67	61	54	47
要介護2	42	39	38	34	31	28	20
要介護3	34	36	35	34	31	25	21
要介護4	34	35	35	32	29	27	23
要介護5	29	32	32	31	27	26	20
合計	305	306	303	283	253	221	178



※第1号被保険者…市町村又は特別区の区内に住所を有する65歳以上の者

※第2号被保険者…市町村又は特別区の区内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

(7) 他の計画との関係

本計画は、町の高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画とを一体のものとして、町総合計画との整合性を確保します。また、町地域福祉計画・地域福祉実践計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、その他の法律に規定する計画で要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものとします。

(8) 日常生活圏域の設定

当町の日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他条件を総合的に勘案し、町全体で一区域とします。

(9) 計画の体系

基本テーマ	基本的目標	施策
ひとりひとりが生きがいと役割をもって暮らすことのできるまちづくり	(1) 地域包括ケアシステムを支える体制の整備	1 自立支援、介護予防・重度化を防止するための環境整備 2 介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療・介護が連携した切れ目のないサービス体制の整備 4 高齢者の安定的な住まいの確保 5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 6 介護に取り組む家族等への支援の充実 7 高齢者の権利擁護 8 効果的・効率的な介護給付の推進(介護給付適正化計画) 9 介護保険制度の立案及び運用に関するPDC Aサイクルの推進
	(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進	1 地域共生社会の実現に向けた包括的支援の整備 2 高齢者の多様な支援ニーズに応え得る体制の整備 3 住民参加の促進 4 社会参加の促進
	(3) 介護予防と健康づくりを通じた健やかに暮らせる環境の整備	1 健康づくりの推進 2 介護予防の推進 3 アクティブシニアの活躍支援
	(4) 「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進	1 普及啓発・本人発信支援 2 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 3 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
	(5) 災害や感染症対策に係る体制の整備	1 災害に対する備えの検討 2 感染症に対する備えの検討

2-3 施策の展開

(1) 地域包括ケアシステムを支える体制の整備

(1)-1 自立支援、介護予防・重度化を防止するための環境整備

■現状と課題

- 上川町は高齢化率が 45 パーセントを超え、後期高齢者（75 歳以上）人口の比率も全国的には高めであり、要介護認定率も全国水準より高くなっています。これまで関係機関及び町で取り組んできた介護予防や健康づくりには一定の成果があり、コロナ禍以降にそれらの取り組みを中断していたことが認定率の上がっている要因と考えられます。

■今後の方向性

- 高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるように支援し、要介護状態等となることの予防、軽減、悪化を防止するため、自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域包括ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化などを推進します。
- 高齢者が自ら、健康維持・増進に努め、健康づくりに積極的に参加できる環境づくりに取り組み、明るく健やかに暮らせるまちづくりを目指します。
- 平成 30 年度から創設された保険者機能強化推進交付金、令和 2 年度から創設された介護保険保険者努力支援交付金を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防や健康づくりの方策を検討し、取り組みを進めます。

■具体的な取り組み

- 医療と介護の連携による地域包括ケアシステムを深化させ、介護状態の重度化防止に努めます。
- 認知症の予防・悪化、早期発見・早期対応を進めるべく、認知症総合支援事業に取り組み、認知症に関する住民への啓発、対応する専門職の資質の向上に努めます。
- 介護予防に資するよう、住民自らが運営する通いの場を支援するとともに、通いの場を活用して健康寿命の延長に努めます。
- 高齢者が有する能力を発揮する場を住民とともに創出するべく、就労的活動支援コーディネーターの設置や生活支援コーディネーターの取り組みを進めます。
- 介護保険法の自立支援・重度化防止の理念に基づいた介護給付がなされるよう、介護給付の適正化に取り組みます。
- 町内事業所において、適切にサービス提供がなされるよう、必要な指導を計画的に実施します。
- 町内事業所において自立支援等に必要な介護人材を確保できるよう、必要な支援を行います。

(1)-2 介護給付等対象サービスの充実・強化

■現状と課題

- 上川町内で利用できる介護保険サービス、保険外サービスはある程度充足され、不足するサービスについても、町外の参入事業者から提供されている状況にあります。
- 一方で、町内の施設サービスを利用するまでに至らない軽度の要介護認定者については、一人暮らし、高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、町外の有料老人ホーム等へ流れていく傾向が、より強まっています。

■今後の方向性

- 認知症の人や高齢者が、要介護状態等になっても、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう指定地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設、関係機関の連携等、地域における継続的な支援体制の充実・強化を目指します。
- 高齢者支援施設については、在宅高齢者が利用しやすい施設となるように一層の充実を図り、施設についての情報提供や相談業務など、支援体制の充実に努めていきます。

■各種サービスにおける現状・課題及び今後の方向性

介護保険及び保険外の各種サービスにおける上川町の現状や今後の課題、方向性については、以下のとおりです。

(1) 介護保険事業

①居宅介護（介護予防）サービス

1)訪問介護 (ホームヘルプサービス)	上川町ホームヘルパーサービスセンター (上川町社会福祉協議会)
<p>後期高齢者の割合が高いことからサービス利用者が多く、在宅生活者の増加とともに利用者が増加傾向にあります。</p> <p>今後は、ホームヘルパーの資質向上や、早朝・夜間・休日のサービス提供の充実についても検討を深め、利用者の拡大に対応できるサービス提供体制を図っていきます。</p> <p>また、地域の実情に応じた、効果的かつ効率的な事業として展開している「介護予防・日常生活支援総合事業」は、軽度の支援が必要な方の受け皿として機能しています。</p> <p>従来型の訪問型サービスに加えて、事業所が行う基準緩和型や住民など多様な担い手によるサービスの提供についても、引き続き検討を進めていきます。</p>	

2)訪問入浴介護	—
<p>町内に訪問入浴サービスを提供する事業者がないことや、デイサービス等の利用により訪問入浴を希望する方が少ない状況にあることから、サービス利用はありません。</p> <p>しかしながら、在宅で寝たきりの生活を続けている高齢者も存在し、将来的に必要性が高まることも予想されますので、近隣で事業展開している町外事業者等との提携を検討していきます。</p>	

3)訪問看護	当麻町訪問看護ステーション (北海道総合在宅ケア事業団)
<p>訪問看護ステーションは、保健福祉センター内にサブステーションを開設しています。メインステーションは当麻町に置き、当麻町からの看護師及び理学療法士の訪問によりサービスの提供を行っています。</p> <p>在宅での看取りなど、訪問看護の需要は年々増加していることから、今後も、サブステーションを通じて円滑なサービス提供を行っています。</p> <p>また、上川医療センターにおける訪問看護の実施に向けた検討を進めていきます。</p>	

4)訪問リハビリテーション	—
<p>町外事業者によるサービスの利用が数件あります。現在、町内でのサービス提供は行われていませんが、今後、上川医療センターにおける訪問リハビリテーションの実施に向けた検討を進めていきます。</p>	
5)居宅療養管理指導	センター薬局 上川店
<p>在宅で寝たきりや病弱な高齢者に対しては、医師・歯科医師・薬剤師等による訪問により療養上の管理・指導・助言がなされています。</p> <p>最近では、服薬管理が困難な高齢者が増加傾向にあり、本サービスの有効な活用は、高齢者の在宅生活を支える上で重要性を増してきています。</p> <p>医療保険制度の中で対応できるものもあることから、医療・介護の両面から利用者にとってより良いサービスの提供をしていきます。</p>	
6)通所介護（デイサービス）	—
<p>「かみかわ福寿園」が運営していたデイサービスセンターは、平成28年4月1日から地域密着型通所介護となったため、町内に通所介護を提供する事業所はありません。本サービスを利用するには、町外の事業所を利用することとなります。</p> <p>また、軽度の方が利用する「介護予防・日常生活支援総合事業」では、地域の実情に応じた、効果的かつ効率的な事業を展開しています。従来型の通所型サービスに加えて、事業所が行う基準緩和型や住民など多様な担い手によるサービスの提供についても、引き続き検討を進めていきます。</p>	
7)通所リハビリテーション（デイケア）	介護医療院つつじ苑
<p>1回あたり利用定員10人で、火・金曜日にサービスの提供をしており、現在では、利用定員限度までニーズがある状況です。</p> <p>今後の利用希望者に対応するために、利用枠の確保とともに町内外でのサービスの提供について検討します。</p>	
8)短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム大雪荘 介護医療院つつじ苑
<p>家族等介護者の負担軽減を考慮し、町内利用及び近隣町の施設利用も促しながらサービス提供を行っていきます。</p>	
9)特定施設入居者生活介護	—
<p>平成27年に特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上となったことに伴い、軽度要介護者の利用ニーズは高くなっています。</p> <p>利用にあたっては、町外施設の利用となり、居住地を変更した後も本町が保険者となるため、今後は、町内でのサービス実施の可能性を探りながら、検討を進めます。</p>	
10)福祉用具貸与	—
<p>町外からの事業者によるサービス提供となっています。今後も一定程度の需要が見込まれることから、適正な利用の促進に努め、サービスの提供を行っていきます。</p>	

11) 特定福祉用具販売 (福祉用具購入)	—
福祉用具貸与同様のサービス提供体制です。在宅生活を継続していくための重要なサービスとして、今後も利用者が見込まれることから、適正な利用の促進に努めながら、サービスの提供を行っていきます。	

12) 住宅改修	町内各建築業者他
<p>高齢者が在宅で快適に生活できるよう手すりの取り付けや段差解消、浴室・トイレの改修等を、町内の建築業者を中心にサービス提供しています。</p> <p>利用状況は、その年によってバラつきはあるものの、適切な改修が図られるように、介護支援専門員と連携を図りながら助言・指導を行い、サービスの提供を行っていきます。</p>	

13) 居宅介護支援 (ケアプラン)	上川町地域包括支援センター 上川町ケアプラン相談センター
<p>要介護認定者については居宅介護支援事業所により、要支援認定者については、地域包括支援センターにより、ケアプランが作成されます。また、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方については、介護予防ケアマネジメントが地域包括支援センターより提供されます。</p> <p>今後においても、要介護等認定者それぞれに適したケアプラン作成が図られるよう、町では適切な助言・指導を行います。</p> <p>なお、平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定権限が北海道から町に移譲されたことから、より一層事業所が適切に運営されるよう、指導・助言等を行っていきます。</p>	

14) 共生型サービス	—
町内に事業所はないものの、利用の希望や地域の実情に合わせて、今後のサービスのあり方を検討していきます。	

②地域密着型サービス

1) 認知症対応型共同生活介護	グループホームまどか
<p>現在町内では、2ユニット・定員18人が利用可能な施設として整備されています。指定・指導監督権限は町であり、地域の要望や入所待機者の状況を見ながら、活用を図っています。</p> <p>また、現在実施している「認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業」により、要介護者及び要支援2の認定を受けた方を受け入れ、家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象とする助成を今後も継続し、利用者の負担軽減を図ります。</p> <p>町内事業所のほか、町外でも近隣町において利用できる事業所が数か所あります。</p>	

2) 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	地域密着型特別養護老人ホーム大雪荘
<p>地域密着型特別養護老人ホーム大雪荘(20床)の利用が可能です。</p> <p>地域に根ざした地域密着型施設として、本計画期間中も、引き続き町内施設サービスの中核を担っていきます。</p>	

3)地域密着型通所介護	上川町在宅老人デイサービスセンター
<p>地域に根ざした事業所としてサービスを展開しています。また、町外事業者のサービス提供もあります。</p> <p>将来的には、多様な利用者に対応するために、認知症の対応に特化したものや、機能回復訓練的なものなど様々な形でのサービスの提供についても検討します。</p>	

4)その他の地域密着型サービス	—
<p>町外で各種地域密着型サービスを利用している状況ではありますが、町内では新規参入の事業者が見込めないことや、施設整備を伴うことで財政的な問題が生じることが見込まれるため、当面はサービスの新設が難しい状況です。</p> <p>将来的には、高齢者の生活実態や地域の実情に見合ったサービス提供を展望し、検討を進めていきます。</p>	

③地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

当町では、要支援・要介護状態となる可能性のある高齢者等に対して、要支援や要介護状態になることの防止や、地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防に資する地域支援事業を引き続き実施します。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、地域包括支援センターが、個々の対象者の意向や心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて行う介護予防ケアマネジメント等に基づき実施しています。

1)介護予防・日常生活支援サービス事業（第1号事業）	上川町ホームヘルパーサービスセンター 上川町在宅老人デイサービスセンター 上川町地域包括支援センター
<p>第1号事業は、第1号訪問事業（これまでの介護予防訪問介護）、第1号通所事業（これまでの介護予防通所介護）、第1号介護予防支援事業（これまでの介護予防支援で前述の訪問通所介護のみを利用する方のもの）で構成されています。</p> <p>第1号事業のみを利用する場合は、要介護認定を受けずに、基本チェックリストを受けて事業対象者となることにより、サービスを受けることもできます。</p> <p>今後は、住民ニーズやサービス事業者、ボランティアなどの育成・活用も検討しながら、より充実した事業に発展させていきます。</p>	

2)一般介護予防事業	上川町地域包括支援センター
<p>一般介護予防事業は、65歳以上であれば誰でも参加できる事業です。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業で構成しており、具体的には、フレッシュらいふプログラム（体操教室）、歯っぴいらいふ（口腔機能向上事業）、歯っぴい健診（歯科検診）を介護予防普及啓発として実施しています。</p> <p>いずれも、町の介護予防の重要な部分を担っており、本計画期間においても引き続き実施していきます。</p>	

◇リハビリテーション指標を活用した分析

【地域として目指す理想像】

個々の利用者が本人に適したリハビリテーションを利用しながら、望む暮らしを送ることができる地域を目指します。

【理想像実現のためのより具体的なビジョン】

- ・要介護・要支援者のニーズに応えられるよう、人材確保・育成の支援を行います。
- ・利用者の自立支援に向けて個々の利用者に適したリハビリテーションを提供できるよう、事業所及び地域包括支援センター等関係機関との連携を強化します。

<ストラクチャー指標から把握される施設・事業所数>

●リハビリテーションサービスの施設・事業所数

サービス提供事業所数	
訪問リハビリテーション	—
通所リハビリテーション (介護医療院併設：1、診療所併設：1施設)	2施設
介護老人保健施設	—
介護医療院	1施設
短期入所療養介護（老健）	—
短期入所療養介護（医療院）	1施設
参考：一般診療所	1施設

●リハビリテーション専門職の数

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の従事者数 (認定者1万人あたり)	上川町	北海道	全国
介護医療院 理学療法士	33.56	7.94	12.04
作業療法士	—	8.1	8.31
言語聴覚士	—	1.74	1.72
通所リハビリテーション 理学療法士	33.56	5.98	7.76
作業療法士	—	5	4.61
言語聴覚士	—	1.11	0.81

※現在公表済の資料には、上川町で採用された作業療法士の数が含まれていません。

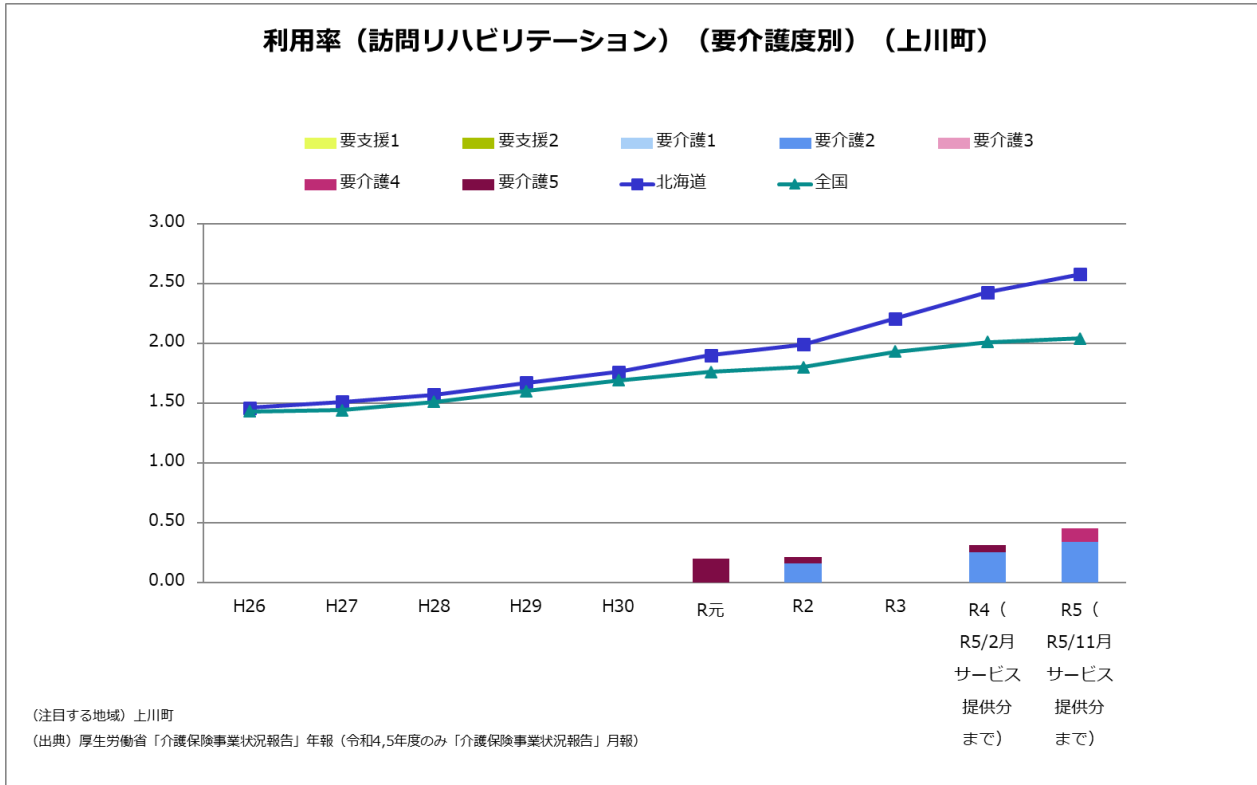
町内でリハビリテーションサービスを提供している上川医療センターには、理学療法士1名及び作業療法士1名が従事し、併設型の介護医療院及び通所リハビリテーションにおいて兼務しています。

言語聴覚士については確保できていないため、町のニーズを考慮しながら、配置の可能性について検討します。

＜プロセス指標から把握される地域の現状＞

●リハビリテーションサービスの利用率

町内に訪問リハビリテーションサービスを提供できる事業所はありませんが、町外の事業所において、有料老人ホーム等の住所地特例施設に入居されている被保険者の利用があります。北海道や全国の利用率と比較すると、その割合はかなり低調です。

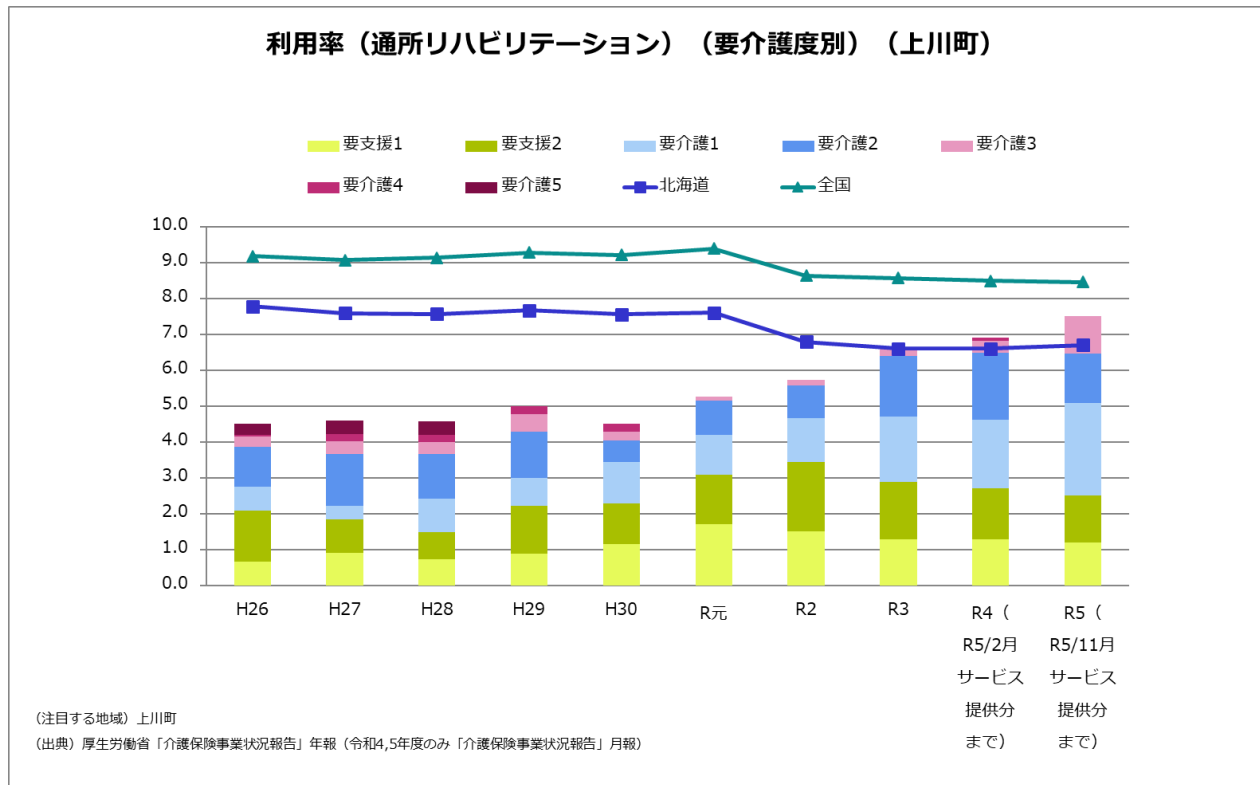


			H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (R5/ 2月サ ービス 提供分 まで)	R5 (R5/ 11月 サービ ス提供 分まで)
上川町	要支援1	(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上川町	要支援2	(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上川町	要介護1	(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上川町	要介護2	(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.16	0.00	0.25	0.34
上川町	要介護3	(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上川町	要介護4	(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11
上川町	要介護5	(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	0.05	0.00	0.06	0.00
上川町	合計	(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	0.22	0.00	0.31	0.45
北海道	合計	(%)	1.46	1.51	1.57	1.67	1.76	1.90	1.99	2.21	2.43	2.58
全国	合計	(%)	1.43	1.44	1.51	1.60	1.69	1.76	1.80	1.93	2.01	2.04

(注目する地域) 上川町

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

通所リハビリテーションは、上川医療センター及び併設の介護医療院でサービスが提供されています。利用者の大半が軽度の要介護者（要支援1～要介護2）であり、その利用率は増加しています。重度の要介護者を含めた全体の利用率は、令和3年から北海道の利用率を上回り、全国の利用率に近づいています。



			H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (R5/2 月サー ビス提 供分ま で)	R5 (R5/ 11月 サービ ス提供 分ま で)
上川町	要支援1	(%)	0.66	0.90	0.74	0.89	1.16	1.71	1.51	1.28	1.28	1.20
上川町	要支援2	(%)	1.43	0.95	0.74	1.34	1.13	1.37	1.94	1.60	1.42	1.31
上川町	要介護1	(%)	0.66	0.36	0.94	0.76	1.16	1.12	1.21	1.84	1.92	2.58
上川町	要介護2	(%)	1.12	1.46	1.25	1.29	0.59	0.95	0.92	1.68	1.87	1.38
上川町	要介護3	(%)	0.29	0.36	0.34	0.50	0.24	0.11	0.16	0.19	0.33	1.05
上川町	要介護4	(%)	0.03	0.20	0.20	0.22	0.22	0.00	0.00	0.05	0.08	0.00
上川町	要介護5	(%)	0.32	0.36	0.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上川町	合計	(%)	4.50	4.60	4.58	5.01	4.50	5.26	5.74	6.63	6.91	7.52
北海道	合計	(%)	7.78	7.60	7.57	7.67	7.56	7.61	6.79	6.60	6.60	6.70
全国	合計	(%)	9.18	9.07	9.14	9.28	9.22	9.40	8.64	8.57	8.50	8.46

(注目する地域) 上川町

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

●自立支援に取り組むサービスの提供状況

- ・短期集中リハビリテーションの認定者 1 万人あたりの算定者数は、おおむね全国平均程度となっております。
- ・通所リハビリテーションにおける、リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数及び生活機能向上連携加算算定者は少数です。

【分析】

- ・現在は町内に訪問リハビリテーションを行う事業所がないため、重度の要介護者も含めてサービスを利用できる状況にありませんが、町外では住所地特例者がサービスを利用していることから、潜在的なニーズはある可能性があります。
- ・通所リハビリテーションの利用は、第 8 期計画の見込を下回りましたが、利用率が上がっていることから、自立支援を望まれる方の利用が伸びていると想定されます。

【今後の施策】

- ・専門職が上川医療センターの理学療法士・作業療法士のみで、なおかつ現状以上の人員確保は、財政面などからも困難なため、訪問看護ステーション等の事業実施機関に所属する専門職の派遣事業を活用しながら、元気なうちからリハビリテーション的な活動を行える体制整備に向けて検討します。その他、国や道の事業等の活用も視野に入れ、高齢者のニーズに応じた体制を整備します。
- ・介護予防・重度化防止に資するため、住民の自主的な活動を支援しながら、身体機能の維持向上を目指します。

(2) 高齢者福祉施設

① 施設介護サービス（介護保険）

現在、町内の施設は、「特別養護老人ホーム大雪荘」（広域型 30 床、地域密着型 20 床 定員 50 人）、介護医療院つつじ苑（令和 4 年 4 月施設転換 10 床）が現在までに整備されています。

今後は、国の「施設から在宅へ」の方針のもと、介護サービスや地域支援事業等による効果、施設の空き状況等を勘案し、次期計画に向けた施設サービスのあり方を検討していきます。

また、真に施設入所が必要な方の公正な選定や、入所者が快適に暮らすための個室化など、これからの施設のあり方や設置基準についても検討を進めていきます。

1) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (介護保険)	特別養護老人ホーム大雪荘
平成 18 年 4 月から、従来の多床室 30 床に加え、ユニット型個室（平成 26 年 4 月から地域密着型）20 床を増床して定員が 50 人になり、充実が図られています。 平成 27 年度から、介護老人福祉施設の入所要件が要介護 3 以上となり、現状は平均の入所時の年齢が 80 代後半です。そのため、平均入居期間は 2~3 年であり、入居者の入れ替わりが頻回で、安定した経営を営むことが困難になってきています。今後は施設形態や定員の検討も含めて、持続可能な施設運営のための助言や指導を行います。	

2) 介護老人保健施設（介護保険）	—
介護老人保健施設つつじ苑は、平成 21 年 10 月に定員 29 人（内ショーステイ 2 人）で発足しました。利用状況などから、令和 2 年 9 月に定員を 10 床に減員し、施設サービス利用者の特性に合わせるため、令和 4 年 4 月に介護医療院へ転換しました。 現在、町外での当該施設サービス利用は 10 人未満となっております。	

3) 介護療養型医療施設（介護保険）	—
町内に当該施設がなく、現在は 1 人が町外の施設に入所しています。 なお、既存の介護療養型医療施設については、令和 5 年度末で廃止されます。	

4) 介護医療院（介護保険）	介護医療院つつじ苑
平成 30 年 4 月から、新たな施設サービスとして「介護医療院」が創設され、上川町介護老人保健施設つつじ苑の 10 床を、令和 4 年 4 月に施設転換しました。上川町の現状に則した施設形態として、今後も適切なサービス提供を行っていきます。	

② 高齢者支援施設

1) 養護老人ホーム	—
現在、1 人が室蘭市の施設を利用しています。 在宅生活に不安を抱える高齢者を措置することが目的であり、今後も各施設に委ねていきます。	

2) その他高齢者支援施設	—
現在、町内には、ケアハウス、グループハウス、サービス付高齢者住宅等の高齢者支援施設がありません。 これらの施設は、食事や入浴といった生活の基礎となる様々なサービスを併せ持つ	

施設であり、さらに介護保険サービスを利用できる施設でもあることから、高齢の単身者や老夫婦が在宅生活を続ける上で有用な施設です。

第9期も町外での施設利用となりますので、利用希望者への情報提供等に努めるとともに、当町での施設整備の必要性を検討していきます。

(3) 福祉・介護サービスの質の向上

1) 人材養成研修の推進

サービスの充実を図る上で、サービスの量的な確保はもとより、その質の向上が求められています。高齢者に対する介護・介護予防のサービス提供にあたっては、専門的な知識や情報の取得、技術の向上が不可欠であり、適切な人員配置が必要です。

今後も、国や道、各専門機関との連携のもと、研修等さらなる充実を図っていきます。

2) 介護サービス評価の推進

介護保険制度の利用者本位の理念に基づいたサービスの質の確保を図るために、サービスに対する評価や利用者からの要望に対応する体制整備として、「上川町保健福祉サービス運営協議会」を引き続き設置し、各関係者の意見を聴きながら、計画の進捗状況等の点検・評価を行っていきます。

3) 苦情相談処理の体制整備

介護保険制度に関する苦情相談等については、保健福祉課介護福祉グループを窓口とし、ケアプラン相談センターや地域包括支援センターと連携を図りながら、その対応に努めます。

また、要介護認定に関しては、近隣5町で共同設置している「上川中部介護認定審査会」と連携を図りながら対応を進めます。介護保険制度による決定等に対する不服の対応については、「北海道介護保険審査会」や「北海道国民健康保険団体連合会」と調整を図りながら、申立などの対応に努めます。

その他、高齢者の日常での生活相談や苦情問題に関しては、関係各課・関係機関と連携を図りながら、迅速に処理する体制を確保します。

(1)-3 在宅医療・介護が連携した切れ目のないサービス体制の整備

■現状と課題

- 町の医療の中心としての上川医療センター、介護の中心としての地域包括支援センターが連携を密にし、情報共有を図りながら支援にあたっています。
- 定期的な地域包括ケア会議（個別支援会議）において、タイムリーな協議を実施しており、気にかかる高齢者への早期対応を可能にしています。

■今後の方向性

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供します。
- 高齢者が医療から介護へ、または介護から医療へと異なるサービスに移行する際に、切れ目のないサービス提供がスムーズに行えるよう、関係機関が連携して、高齢者やその家族等が安心して生活できるまちづくりを目指します。

■具体的な取り組み

- 在宅高齢者支援体制

高齢者の多様なニーズに対応するため、個々の状況やその変化に応じたサービスを提供できる支援体制を整備するとともに、将来的にも高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉の連携強化による介護予防などの支援策を講じていきます。

● 保健・医療・福祉の連携強化

1) 福祉会館

平成10年4月に開設し、現在、社会福祉協議会（地域包括支援センター・ケアプラン相談センター・ホームヘルパーサービスセンター・障がい福祉訪問介護ステーション）・訪問看護ステーション（サブステーション）が入り、各種の保健・福祉・介護事業を行っています。

今後も、関係機関・関係事業所と連携し、各種サービスを提供していきます。

2) 上川医療センター（国民健康保険上川町立診療所）

平成21年10月、町立病院から老人保健施設（現在は介護医療院）を併設した有床診療所として開設。町内唯一の診療機関として地域医療を支えています。平成22年4月からは、訪問診療にも対応し、在宅での受診も可能となったため、患者の受診環境として幅広い選択肢を提供しています。

診療科目 内科、外科、小児科及びリハビリテーション科 病床数19床。

3) 地域包括支援センター

上川町地域包括支援センターは、「元気な高齢者を要介護状態にさせない」介護予防の観点に立ち、高齢者を取り巻く地域のネットワークづくりと個別サービスのコーディネートを行う包括的なケアを目的として、平成18年4月に福祉会館内に設置しました。

地域包括ケアを有効に機能させるために、看護師・主任介護支援専門員等といった専門職を配置する社会福祉協議会に運営を委託し、地域での各種サービスや住民活動を結びつける中核機関として位置付けています。

高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐとともに、認知症施策や在宅医療・介護連携を推進する重要な機関です。近年、地域包括支援センターに求められる機能は多様化しており、相談内容も複雑化してきているため、業務量も増加してきています。適切な人員配置を行えるよう、委託先の社会福祉協議会と協議しながら支援に努めます。

地域包括支援センターが主体となって週1回開催している「地域包括ケア会議」には、平成29年4月から在宅医療・介護連携推進会議としての機能も付与し、より医療と介護の連携を強化するものとして、個々のケースの情報交換や、課題の検討などを行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2年2月から開催できない状況にありましたが、リモート会議開催の環境整備などを進め、現在は再開しています。

今後も、高齢者の生活相談からサービスの利用調整・評価まで一貫した対応を行い、高齢者の尊厳ある在宅生活を継続させるために、幅広く機能する体制づくりを進めます。

4) 地域ケア会議

保健・医療・福祉の各部門が連携し、高齢者へのサービス提供内容や町の福祉体制の整備等の検討を行うことを目的として開催しています。

今後も、保健福祉施策の検討や高齢者等へのサービス調整機関として位置付けます。

《構成》

保健福祉課、町立診療所、介護医療院つつじ苑、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員、特別養護老人ホーム「大雪荘」、デイサービスセンター、グループホーム「まどか」

5) 在宅医療・介護連携推進事業（地域支援事業）

平成 29 年度より、地域包括支援センター（上川町社会福祉協議会）に委託して実施しています。本事業により関係者間の連携がとれ、切れ目のない医療・介護サービスの提供が可能となり、町に不足している資源や課題の共有の一助となっています。

また、関係者同士で研修を行うことにより、それぞれに不足している知識などを補うのに有効な事業となっています。

広域的には、上川保健所が中心となり、第 2 次医療圏域である旭川市の多職種と連携した「上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 在宅医療専門部会」が設置され、委員として町職員が参画しています。広域の在宅医療・介護連携の研修も開催され、情報共有や退院支援ルールの手合わせなど、必要な協議が行われています。

6) その他

民生委員児童委員・人権擁護委員・行政相談員など、各行政機関から委嘱を受けて相談業務を担っていただいている方々との連携を強化し、高齢者からの各種相談の解決に向けた体制づくりを進めます。

(1)-4 高齢者の安定的な住まいの確保

■現状と課題

- 上川町は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の割合が増加傾向にあり、普段の暮らしを支える体制が必要です。
- 特に積雪寒冷地であることから除雪の支援が必要な方など、そのニーズは多様になっていくことが予想されます。

■今後の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域において、安全で安心して生活を送ることができるよう、必要なサービスの充実に努め、高齢化に対応した福祉施設の整備や公共空間のバリアフリー化に取り組み、町民にやさしいまちづくりを目指します。

■具体的なサービスの内容

具体的なサービス内容については、以下のとおりです。

● 生活支援事業

1) 電話サービス	上川町社会福祉協議会
ひとり暮らしの高齢者宅に定期的に電話をかけて、安否確認を行っています。 安否確認のほか、高齢者の様々な悩みや相談にも対応しており、必要性も高いサービスであることから、今後も継続して実施します。	
2) 除雪サービス	町（保健福祉課・高齢者事業団） （建設水道課・建設業協会）
介護予防・生活支援事業における除雪サービスでは、加齢や病弱のために身の回りの	

作業が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の玄関前・通路等の除雪を行っています。

また、高齢者間口除雪事業では、町道除雪実施後の住宅間口に残る重くて硬い雪の除雪が困難な世帯について、間口の除雪業務を実施しています。

積雪寒冷地である上川町においては、サービスの必要性は非常に高く、高齢化に伴って年々利用者が増加していることから、今後も要望が増えることが予想され、一層充実したサービス提供が必要です。今後も引き続き、高齢者事業団や建設事業者による事業展開を進めるとともに、ボランティアの活用など検討し、継続してサービスを提供していきます。

3)外出支援サービス	層雲峡観光ハイヤー
<p>心身の障がいや寝たきり等の状態で一般の公共の交通機関を利用することが困難な高齢者等が、福祉サービスや病院への通院などに利用する移送サービスで、平成15年から、車椅子やストレッチャー等で移送できる車両を所有する町内のタクシー会社へ委託しており、身体的に移送が困難な高齢者や自家用車を持たない高齢者世帯により、利用頻度は高まっています。</p> <p>今後も、委託先や関係機関と連携をとりながらサービス提供に努めます。</p>	

4)家事援助サービス	ホームヘルパーサービスセンター (上川町社会福祉協議会)
<p>要介護等認定者とならない在宅の高齢者を対象に、家事や日常生活の援助、関係機関との連絡調整、相談・助言のため、ホームヘルパーを派遣しています。</p> <p>今後も、生活支援や介護予防の視点に立ったサービスを提供し、委託先である社会福祉協議会と協議しながらサービス提供のあり方について検討していきます。</p>	

5)給食サービス	上川町社会福祉協議会(明石調理部・あいねっと)
<p>ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の食生活を支援するサービスとして実施しており、調理を町内及び愛別町の民間業者に、配食を社会福祉協議会に委託して、ボランティアの協力を得ながら事業展開しています。</p> <p>給食を提供いただける事業者の確保に苦慮しており、コンビニエンスストア等の活用も視野に入れながら、高齢者の健康づくり・体力維持・安否確認を考慮し、食数の増に対応することや食生活の管理体制の充実が重要となってきます。</p>	

6)緊急通報電話	町
<p>ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯を対象に、急病や災害などの緊急時に消防署に通報できる電話機を現在50台(R5.12末)貸与しております。</p> <p>ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増加していることから、今後、台数の確保や貸与の方法については、状況に応じて検討していくことが必要です。</p>	

7)生活支援ショートステイ事業	特別養護老人ホーム大雪荘 上川町介護老人保健施設つつじ苑
<p>要介護認定者とならない在宅の高齢者が、家族の外泊等により介護が受けられない時や生活状態が不安定な時に、一時的に特別養護老人ホームの空きベッドを利用してサービスを実施しています。</p> <p>また、要介護認定者であっても、介護保険の短期入所サービスを利用した際に、月の</p>	

支給限度を超えた後も、病弱や体力低下により自宅に帰ることができない場合や緊急時の対応として、サービスを提供しています。

現在、町内（大雪荘・つつじ苑）に利用可能な事業所があり、介護者の支援と高齢者本人の生活習慣指導及び体調調整等を行うことを目的としてサービスの提供を行っており、今後も継続して事業を実施していきます。

8) コミュニティバスかみくる	層雲峡観光ハイヤー
-----------------	-----------

令和元年10月より、町内市街地を東西に分けて、巡回型のコミュニティバス「かみくる」の運行を開始しました。

いきいきセンターたいせつの絆の利用や医療センターへの通院、買い物などの移動手段として、高齢者をはじめ多くの方に利用されています。

● 財政支援事業

1) 寝たきり老人等介護手当	町
----------------	---

在宅の寝たきりや認知症の高齢者・重度心身障がい者・特定疾患患者で、介護保険制度の「要介護3」以上に認定されている方の介護者に対して、介護慰労金として月額10,000円を支給するサービスです。

今後は、在宅高齢者の生活実態に配慮しながら支給の方向性について検討します。

2) 介護用品等補助事業	町
--------------	---

在宅の寝たきりや認知症の高齢者・身体障がい者等で、常時おむつ等の介護用品を使用する方に対し、用品に要する経費として、月額上限8,000円を助成する事業です。

今後、用品の使用状況等を考慮の上、支給の方向性について検討します。

3) 高齢者タクシー料金助成事業	町
------------------	---

75歳以上の方を対象とし、対象者の所得要件（町民税所得割課税者非該当）を設けています。

市街地区は、コミュニティバスかみくるが運行していますが、周辺地区は運行していないため、地域における格差解消のため、周辺地区にお住まいの方には、上川駅からの距離に応じて、増額してタクシー券を交付しています。

4) 高齢者等屋根雪下ろし事業	町
-----------------	---

平成25年度より高齢者、障がい者、母子等の世帯でかつ非課税世帯を対象とし、居住する家屋等の屋根の雪下ろし費用の一部を助成する事業です。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの夫婦世帯の割合が増えていることから、本事業の重要性は年々高まっています。

5) 長寿祝い金支給事業	町
--------------	---

平成21年度から敬老年金支給事業に変わり、上川町に引き続き1年以上住所を有している方で数え年77歳・88歳・99歳・100歳以上の方に祝い金を支給（所得要件なし）する事業です。

今後は、町の財政状況を踏まえて、他の高齢者福祉施策の充実に配慮しながら事業の検討を進めていきます。

6) 高齢者補聴器購入費用助成事業	町
-------------------	---

聴力機能の低下がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する事業です。(上限 50,000 円、所得要件なし)

補聴器は高額なものが多く、購入費助成により、補聴器の装用が必要な高齢者の経済的負担が軽減されています。

● 地域ケアの体制

1)介護教室・介護相談の充実	
<p>一般住民を対象に高齢者介護が理解できる「介護教室」などを取り組み、地域の介護力向上を図っています。</p> <p>また、介護者が安心して介護に臨み、要介護者を重度化させないことを目的に、適切な介護を行うための知識や技術の習得、各種サービスの適切な利用方法など、日常で役立つ実践的な学習の機会等の提供を検討していきます。</p> <p>今後も、介護相談など組み込みながら、参加しやすい、取り組みやすい内容に留意し実施します。</p>	

2)高齢者が住める公営住宅の整備	
<p>これまでに、本町 (12 戸)・旭町 (21 戸)・栄町 (10 戸)・中央町 (10 戸) の公営住宅建替え・新築に伴い、1 階部分を高齢者向けに配慮した住宅を 59 戸整備し、通院や買い物・公共交通機関の利便性に留意して駅周辺に建設・整備を行ってきました。</p> <p>今後においても、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、高齢者等が生活しやすい環境づくりのため、高齢者向けの造りやより利便性の高い建設場所の検討を行いながら段階的に整備・充実に向けて検討していきます。</p>	

3)高齢者を支える住宅	
<p>一人暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者が増加していることから、見守りや生活支援サービスを一時的又は継続的に受けることで、自立して生活ができる住宅 (高齢者を支える住宅) を整備することが今後の課題であると考えられるので、検討していきます。</p>	

● 地域支援事業 (包括的支援事業)

平成 27 年 4 月の介護保険法改正により、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて「地域包括ケアシステム」を作り上げていけるよう、包括的支援事業に、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の推進が位置付けられました。当町では、各事業を社会福祉協議会等に委託し、関係機関と連携しながら事業を実施していきます。

1)包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	上川町社会福祉協議会
<p>地域包括支援センターを運営する上での①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務で構成されています。</p> <p>高齢者を包括的に支援していく事業であり、今後もその重要性は増していきます。</p> <p>多様化するニーズに伴い、サービスの質や知識の習得など、より専門職としてのスキルアップが求められてきています。</p>	

2)任意事業	町
<p>①介護給付等適正化事業、②家族介護支援事業、③その他の事業で構成されており、</p>	

上川町では平成 25 年度からその他事業において（一部は町費事業）「認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業」を実施しています。

要介護者及び要支援 2 の認定を受けた者を受け入れ、家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象とする助成を行い、利用者の負担軽減を図っていきます。

3) 包括的支援事業（社会保障の充実)	上川町社会福祉協議会、町
---------------------	--------------

事業構成は、①在宅医療・介護連携推進事業、②認知症施策推進事業、③生活支援体制整備事業、④地域ケア会議の推進となっています。

地域包括ケアシステムを深化させる観点から、どの施策も非常に重要なものであり、また、それぞれが単独で実施されるのではなく、互いに関連しあって事業を進めていくことが社会保障の充実に結びつくと考えます。

(1)-5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

■現状と課題

- 以前から介護職は他の職種と比較して仕事がハードな割に賃金水準は高くなく、離職の大きな要因となっています。
- 町内においては、介護職の高齢化が進展しており、人員確保の困難さを起因とした介護サービス等の継続が危ぶまれています。

■今後の方向性

- 制度改正に伴う介護サービス給付の取得可能な加算など、事業所を運営していく上で有効な情報の周知に努めます。
- 人員の確保のために必要な支援を検討し、制度設計を行います。
- 減少する町の人口に鑑み、ICTや介護ロボットの導入、元気高齢者の参入等による業務改善など、介護現場の革新の方策を検討します。
- 限られた人材の業務の効率化の観点から、介護分野の文書負担軽減に取り組みます。

■具体的な取り組み

- 介護人材の確保に資するため、上川町介護福祉人材確保支援助成金制度及び上川町奨学金制度の周知啓発に取り組みます。また、上川町介護福祉人材確保支援助成金制度については、移住定住策とリンクしたものとし、必要な制度改正を行います。
- 介護人材の資質向上のため、道や関係機関で実施する研修などの周知を、関係機関などに実施します。
- 地域医療介護総合確保基金を活用した、介護ロボットやICTの導入を事業所と共に検討します。

(1)-6 介護に取り組む家族等への支援の充実

■現状と課題

- 介護離職の理由には、「介護サービスの存在・内容を十分に知らなかった」という理由もあり、突然介護と向き合わなければならなくなった方は、介護の方法や受けられるサービスなど、ほとんど何もわからないのが実態です。
- いわゆる「ダブルケア」問題が徐々に社会的に認知され始め、高齢者の介護のみならず、子育ての問題などと重なり、より複雑な問題が顕在化してきています。

■今後の方向性

- 介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる町内環境の整備に努めます。
- 介護に関する情報提供体制を整備していく必要があります。
- 介護に取り組む家族等を支える施策の検討に加え、多様な相談体制の拡充など町の状況を踏まえ、家族等に対する相談支援体制の充実を図ります。

■具体的な取り組み

- 国の「重層的支援体制整備事業」が創設され、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの柱を中心に、共生社会の実現に向けたまちづくりを行います。
- 家族介護教室などを通じて、同じような悩みを共有できる人が集える場の確保を検討します。

(1)-7 高齢者の権利擁護

■現状と課題

- 超高齢社会の進行に伴い、高齢者のみの世帯が増加している中、老々介護の世帯も増加の一途をたどっており、それに伴い介護疲れやストレスから高齢者虐待は発生しています。
- 認知性高齢者や知的障がい者等が、金銭的な被害等の権利侵害を受けることのないよう、地域ぐるみの啓発活動と権利擁護施策を図っていかなければなりません。
- 全国的な例にもれず、近年、身寄りのない高齢者が増えてきており、認知症などに起因する意思決定ができなくなることから、対応が困難なケースが散見されます。

■今後の方向性

- 各種研修に参加し、しかるべき時に対応できる体制を構築します。
- 施設従事者へ研修の受講を勧奨や、ストレス対策を適切に行うよう虐待防止の体制を整備します。
- 成年後見制度や生活困窮者対策など、セーフティネットの充実を進めます。

■具体的な取り組み

- 広報誌やパンフレット等で高齢者虐待に関する地域住民への注意喚起を行います。
- 発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組みます。
- 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言等を行います。特に、養護者による高齢者虐待への対応については、主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実に取り組みます。また、町独自の対応マニュアル等の作成を検討します。
- 旭川成年後見支援センター、かみかわ生活あんしんセンター及び庁内他部署やその他の関係機関と連携をとりながら、高齢者が安心して生活できる環境の整備に努めます。

(1)-8 効果的・効率的な介護給付の推進（介護給付適正化計画）

■現状と課題

- 介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことで、適切なサービスの確保とその費用の効率化を通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資す

るものです。

- 要介護認定者数はおおむね横ばいですが、第1号被保険者数は減少しているため、割合としては増加傾向にあります。また、サービスを提供する側の高齢化も深刻になっています。
- 必要な人に必要なサービスを提供できる体制を構築するため、介護給付適正化の取り組みは、今後も重要となります。

◇ 第5期介護給付適正化計画の検証

課 題	人手不足、知識不足
目 標	これまで取り組めなかった適正化の実施
達成のための 施策、評価	医療情報との突合や縦覧点検など、国保連合会との連携により実施している取り組みでは、一定の効果が見られている。 一方で、ケアプラン点検や介護給付費通知など、以前から取り組めていなかった項目は依然実施に至っていない。

■今後の方向性

- 介護保険担当職員は、国保連や道で開催している介護給付適正化研修に積極的に参加し、必要な知識等の習得に努めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、限られた資源を効果的・効率的に活用するために、保険者として積極的に取り組みを進めていきます。
- 今後の介護給付の適正化に向けた具体的な取組内容及び実施方法とその目標等を定め、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の適正化システム等を活用しながら、北海道と協力して給付適正化の一層の推進に取り組みます。

■具体的な取り組み

◇ 今期の取組方針と目標

国における介護給付適正化主要5事業の見直しが行われました。このことに伴い、第5期介護給付適正化計画期間中において実施する事業の具体的な内容、実施方法、目標については、次のとおりとします。

① 要介護認定の適正化

介護認定の訪問調査について、新規及び区分変更の申請は、町の担当者及び保健師が実施しています。更新の申請は、地域包括支援センター（在宅介護支援センター）・ニチイ学館の他、各地域の事務受託法人に委託して実施しています。

すべての訪問調査票は、介護認定審査会への資料提出前に、町の介護担当が点検を行い、疑義や不明な点があった際には調査を行った調査員に確認することとしています。また、審査会への資料送付後にも、審査会事務局による点検が行われています。

本計画期間においても同様の取り組みを行うこととし、要介護認定の適正化に努めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組件数	全件	全件	全件

② ケアプラン等の点検

ケアプランの点検については、専門的な知見のなさ、業務の多忙さなどから実施が困難でした。しかしながら、介護給付適正化の趣旨に鑑み、実施体制を整えていくことが重要なことから、本計画期間からの取り組みを検討します。

具体的には、地域ケア会議などの専門職が集う場を活用したケアプランの検証や、すでに本適正化を実施している自治体の事例を参考に、取り組みを進めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組件数	実施に向けた検討	3件	3件

住宅改修の点検については、受給者より事前申請があった際に、介護担当において点検を行うとともに、建築専門職の視点からも点検するため、町の建築担当による確認も行っており、本計画期間も継続していきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組件数	全件	全件	全件

福祉用具購入・貸与調査のうち、購入については、申請時の書類から認定調査票との整合を確認し、適正化を行うこととしています。また、貸与については、給付情報の入手に時間を要することから、国保連合会の適正化システムを活用し、点検できるよう検討を進めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組件数	全件	全件	全件

③ 医療情報との突合・縦覧点検

平成26年から国保連合会に委託して本適正化を実施しています。その中でも数件の過誤請求が発覚しており、本適正化の効果は出ていると言えます。

委託費用は発生せずに必要な点検・事業者への確認等も行っていたことから、本計画期間も同様の取り組みを実施し、給付の適正化を行っていきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組件数	対象全件	対象全件	対象全件

④ 介護給付費通知

介護給付費通知については、費用対効果が見えにくいため、国における適正化主要事業から除外され、任意事業となりました。介護給付費通知は国保連合会共同処理業務からの発行が可能であり、受給者本人が利用状況を知るための有効な手段であることから、本計画期間は実施に向けた検討を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組件数	実施に向けた検討	実施に向けた検討	実施に向けた検討

(1)-9 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

■現状と課題

- 計画を目標どおりに進める上で、定期的に評価を行うことは重要です。

○ 第8期計画は、以下のとおり2つの指標において目標を定めました。

①前期高齢者における要介護認定率上昇抑制（前期高齢者要介護認定者÷第1号被保険者）

R2.12末現在 2.0% → R5年度 2.0%

②第1号被保険者の要介護認定者の重度化（要介護3以上）防止

R2.12末現在 5.7% → R5年度 5.8%

結果として、

①前期高齢者における要介護認定率

	要介護認定率	要介護認定者数
令和3年12月	2.1%	33人
令和4年12月	1.7%	25人
令和5年12月	1.3%	19人

第1号被保険者数自体の減少に伴い、要介護認定者数も減少しています。認定率はおおむね横ばいとなっていますが、前期高齢者における要介護認定率は減少しています。

②第1号被保険者の要介護認定者の重度化（要介護3以上）

	重度要介護認定率	重度要介護認定者数（人）			
		計	介護3	介護4	介護5
令和3年12月	5.9%	91	29	31	31
令和4年12月	6.3%	95	33	30	32
令和5年12月	6.1%	88	30	34	24

重度要介護認定率は、目標値を達成できていません。高齢者の減少に伴い要介護認定者数も減少していますが、認定者率は横ばいの状況です。

■今後の方向性

- 本計画の実施においても、目標を明確に定め、その実行に努めて評価を行うPDCAサイクルを意識して取り組む必要があります。
- 今後、本町における後期高齢者の割合は横ばいが見込まれる中で、要介護認定率の上昇を抑制すべく、自立支援・重度化防止の施策を推進しなければなりません。

■具体的な取り組み

- 今期の計画においても、第9期計画の指標において以下の目標を設定し、毎年度評価を行い、施策の効果、不足している資源を検討して今後の施策の検討材料とします。



前期高齢者における要介護認定率上昇抑制	R5.12末現在 1.3% →R8年度 1.3%
第1号被保険者の要介護認定者の重度化（要介護3以上）防止	R5.12末現在 6.1% →R8年度 6.0%

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進

(2)-1 地域共生社会の実現に向けた包括的支援の整備

■現状と課題

- 今後高齢化が一層進む中で、高齢者の町内での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けて動き出しています。
- これまでも地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスや生活支援、介護予防施策などの地域づくりに関係する取り組みが進められてきました。

■今後の方向性

- 2040年を見据えて、地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

■具体的な取り組み

- 町の特性に応じた認知症施策や介護サービスの提供体制を整備するため、地域ケア会議などの場において、関係機関からの情報共有に努めます。

(2)-2 高齢者の多様な支援ニーズに応え得る体制の整備

■現状と課題

- 要介護度の軽度者が多数を占める中、何らかの支援があれば在宅での生活を継続できる方も多く存在します。
- 一方で、介護保険サービス、町や社会福祉協議会の福祉サービスなど、公的なサービスでは拾いきれないニーズが多種多様にあります。

■今後の方向性

- 生活支援コーディネーターを中心に、地域のキーマンと連携しながら、多様なニーズに応え得る体制を整備します。

■具体的な取り組み

- 上川町福祉 de デザイン会議を開催し、多様なニーズをくみとり、自分たちに何ができるか、話し合います。
- 地域おこし協力隊と連携しながら、上川町に必要な助け合いの体制づくりに努めます。
- 第8期計画中には取り組めませんでした。第7期計画中に実施してきた買い物や大そうじの支援の経験を生かし、新たな支援の発掘に取り組みます。

(2)-3 住民参加の促進

■現状と課題

- 上川町社会福祉協議会でまとめているボランティアセンターでは、新たな登録者はなかなかおらず、ボランティアの高齢化も進んでいます。
- 福祉を担うのは町や社会福祉協議会という意識も多くあるものの、人のために何かしたいという意識の方もいます。

■今後の方向性

- 潜在的なボランティア人材を発掘できるよう、周知啓発を行い、新たな支援の輪をつくれます。

■具体的な取り組み

- 支えてほしい人と支えたい人が結びつくよう、様々な支援を創出し、安心して住民が生活をおくることのできる環境を整備します。

- 住民のだれもが生きがいをもって暮らせるよう、住民参加の活躍の場づくりを進めます。
- 人材確保のために、ボランティアポイントの導入を見据え、担い手の確保に取り組みます。

(2)-4 社会参加の促進

■現状と課題

- 高齢になると、外出が億劫で自宅に閉じこもりがちになることが多く生活が不活発になって要介護状態へという悪い流れがあります。
- 新型コロナウイルスにより人とのかかわりが極度に減り、要介護状態や認知症の状態に向かっている方が多くなってきていることも社会問題となっています。

■今後の方向性

- 参加したくなるような集いの場があることで、そこに参加するために健康意識が高まることも期待されます。

■具体的な取り組み

- まちなかサロンきてみんかのような、住民主体の集いの場の周知などを支援し、住民が楽しく社会参加できる場の支援を行います。
- 多様な方が集まれるよう、専門職の参画も見据えながら、多様な機能を備えた集いの場づくりを検討します。

(3) 介護予防と健康づくりを通じた健やかに暮らせる環境の整備

(3)-1 健康づくりの推進

■現状と課題

- 少子高齢化が進む中、この町に健康で長く住み続けるために、健康づくりは生涯にわたるQOL（生活の質）に寄与する重要な対策です。
- 上川町では、町保健師の健康づくり事業や地域包括支援センターの介護予防事業に取り組み、要介護認定率の上昇を最小限に抑えるように努めています。

■今後の方向性

- 生活習慣病の予防や高齢化に伴い増加する疾患（ロコモティブシンドローム等）への対策、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命の延伸を目指します。
- あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差の縮小の実現を目指し、住民の健康増進を進めます。

■具体的な取り組み

- 各運動教室や学習機会などへの参加を呼びかけ、健康づくりに資する取り組みの周知を行います。

(3)-2 介護予防の推進

■現状と課題

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素に

バランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものです。

■今後の方向性

- 当町では、平成 29 年度から実施している新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」を中心に、より充実したサービスを検討し、展開を進めていきます。

■具体的な取り組み

- 町の資源やニーズを把握し、介護予防に資する事業を推進するとともに、不足している介護予防の取り組みについては、生活支援体制整備事業の協議体を活用するなど、関係機関と連携し創出していきます。
- 健康づくり、介護予防の拠点として「いきいきセンターたいせつの絆」を有効活用できるように、新たな事業展開に向けた検討をします。

(3)-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

■現状と課題

- 上川町の後期高齢者割合は、道内でも上位に位置し、健康寿命を延伸させるための方策を講じていかなければなりません。

■今後の方向性

- 健康増進グループ及び医療給付グループにおいて取り組んでいる、高齢者の保健事業と介護予防の一定的実施に積極的に協力し、進めます。

■具体的な取り組み

- 地域ケア会議などの場を活用しながら、町の現状を各種データなどから把握し、より有効な介護予防の実施方策を検討します。
- 運動・口腔・栄養・社会参加などの観点から身近な場所で健康づくりに参加できる環境整備を行います。
- 高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげ、疾病予防・重度化予防に取り組みます。

(4) 「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進

(4)-1 普及啓発・本人発信支援

■現状と課題

- 平成 24 年時点で全国では 462 万人ともいわれている認知症ですが、認知症のことを正しく理解できている方はそう多くはなく、認知症を正しく理解することは、認知症の方を支えていく上で重要です。
- 本人もしくは家族が認知症であることを人には知られたくないという意識は従前から持たれており、社会的に孤立しがちです。「共生」社会の実現に向けて大きな課題です。
- 若年者の認知症はなおさらその傾向が強く、周囲の理解はもちろん介護者も認知症への理解が必要です。

■今後の方向性

- 認知症サポーターを養成し、住民が支えることのできる地域づくりを目指します。

- 世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）などの機会を捉えた普及啓発の取り組みを進めます。
- 相談先の周知を行います。
- 本人が自らの意思を発信できる場の設置を検討します。

■具体的な取り組み

● 認知症サポーター養成講座の実施

令和6年度	5名養成
令和7年度	5名養成
令和8年度	5名養成

● 世界アルツハイマーデー等に合わせた啓発の実施

令和6年度	認知症の理解を促進する講演会等の実施
令和7年度	かかりつけ医等の専門職による健康相談等、認知症予防に資する活動の推進
令和8年度	認知症の人本人同士が語り合う「本人ミーティング」の開催

● 広報やホームページを活用した認知症ケアパスや相談窓口の周知

(4)-2 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

■現状と課題

- 実際に介護の相談窓口を訪れる方は、はっきりと認知症の周辺症状が出てからの方が多く、早期に発見・受診につながる体制が必要です。
- 認知症の方を介護している家族などは、家に引きこもりがちです。同じ悩みを抱える方と話すことで、気持ちの和らぐ事例が見受けられます。

■今後の方向性

- 必要な医療・介護等が適切に提供される体制整備、医療・介護等に携わる人材の認知症対応力向上のための取組を推進します。また、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活用を図り、早期に医療・介護サービスにつなげます。
- 認知症は特別なことではないという認識のもと、認知症の方の介護者を支える体制づくりが必要であり、同じ悩みを抱える方が集える場の設置を検討します。
- 初期段階の認知症の方のニーズ把握や生きがい支援など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めます。

■具体的な取り組み

- 認知症地域支援推進員による、「認知症ケアパス」を活用した、早期に医療・介護につながることでできる仕組みを構築します。
- 認知症の人を介護する人の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う「認知症カフェ」など、認知症の方も気軽に集える場を構築します。

(4)-3 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

■現状と課題

- 上川管内においても、認知症の方が行方不明となる事例は現在も続いており、SO

Sやまびネットワークも各町において新たな体制づくりが求められています。

- 若年性認知症の人が社会で自立して暮らしていけるよう、有する能力を活用し、生きがいをもって参加していくことのできる地域づくりが必要です。

■今後の方向性

- 生活のあらゆる場面で、認知症になっても住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

■具体的な取り組み

● 新たな検索ネットワークの構築

上川保健所が事務局となって実施している「SOSやまびネットワーク」では、より地域の細部にわたって、その検索機能を発揮できるよう、構成市町においても検索ネットワークを構築することとされています。当町においては、上川町社会福祉協議会で実施している「元気見守り活動」をこの検索ネットワークに位置付けて実施できるよう、上川町社会福祉協議会と連携を図りながら、その実施に努めます。

● 若年性認知症の人への支援

若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援を推進します。

● 権利擁護の取組の推進、成年後見制度の利用促進など、地域における支援体制の整備等を推進します。

◇ 認知症総合支援事業（地域支援事業）

地域包括支援センター（上川町社会福祉協議会）に委託して実施しています。本事業は、①認知症初期集中支援チーム、②認知症地域支援推進員の配置を中心に、町の認知症施策を推進する重要な事業です。地域包括支援センターとともに、町、医療センター、各関係機関の連携を密にし、前述の取り組みを推進するべく、本計画の重点項目である認知症対策を進めていきます。

また、2025年までに全国の市町村において整備することを目標とされている「チームオレンジ」を上川町でも整備します。「チームオレンジ」は認知症の人への早期からの継続支援とともに、シニア世代の介護予防、認知症への理解、専門機関へのつなぎ、多世代交流などに寄与することも期待され、本計画で掲げる地域共生社会の整備に欠かせない施策のひとつです。本町の特性を考慮し、地域包括支援センターをはじめとする関係機関や住民主体の活動グループとの連携を図りながら、実効力のある「チームオレンジ」の整備を進めます。

(5) 災害や感染症対策に係る体制の整備

(5)-1 災害に対する備えの検討

■現状と課題

- 毎年、全国各地で「観測史上最大」「前例のない規模」の災害が続いており、当町においては台風による豪雨被害や豪雪などの被害を受けています。

■今後の方向性

- 災害担当部局及び関係機関と連携し、もしものときに備えた体制の整備を進めます。

■具体的な取り組み

- 避難訓練（災害種別に応じた避難経路の確保・確認など）の実施に協力します。
- 災害ボランティア訓練の実施・協力をします。

- 介護事業所の具体的な計画、備蓄用品（食料、飲料水、生活必需品、燃料その他）を定期的に確認します。

(5)-2 感染症に対する備えの検討

■現状と課題

- インフルエンザや新型コロナウイルスをはじめとする多くの感染症は、未だ発生し続けております。

高齢者施設は、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、より強化した感染症予防・拡大防止のため、清掃・消毒・滅菌等の感染防止に向けた取組を徹底することが必要とされています。高齢者は基礎疾患がある等、感染への抵抗力が低下していることや、認知機能の低下により感染対策への協力が難しい等の特徴を持つ方が多いため、介護現場における感染症対策は非常に重要です。

■今後の方向性

- 防疫に関する知識の習熟・訓練、感染症発生時の代替サービスの検討を行います。

■具体的な取り組み

- 介護事業所における、有事の際の備えが講じられているか、定期的に確認します。
- 介護職員の感染症に対する理解力を増進します。
- 感染症発生時の道や保健所、協力医療機関と連携した支援体制を整備します。
- 介護事業所における適切な感染防護具、消毒液その他感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制を整備します。

2-4 第8期計画の計画・実績対比

(1) サービスの計画・実績対比

第8期における各サービスの計画値とそれに対する実績については、次のとおりです。

(1)-1 居宅サービスの計画・実績対比

(単位：円，%)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B
訪問介護	52,711,747	56,313,000	93.6%	46,194,754	52,552,000	87.9%	47,416,246	52,552,000	90.2%
介護	52,711,747	56,313,000	93.6%	46,194,754	52,552,000	87.9%	47,416,246	52,552,000	90.2%
訪問入浴介護	0	0		0	1,092,960	0.0%	0	0	
介護	0	0		0	0		0	0	
予防	0	0		0	0		0	0	
訪問看護	3,877,384	2,210,000	175.4%	4,199,836	2,211,000	190.0%	5,348,805	2,211,000	241.9%
介護	3,825,157	2,107,000	181.5%	4,199,836	2,108,000	199.2%	5,348,805	2,108,000	253.7%
予防	52,227	103,000	50.7%	0	103,000	0.0%	0	103,000	0.0%
訪問リハビリテーション	0	0		220,563	0		509,924	0	
介護	0	0		220,563	0		509,924	0	
予防	0	0		0	0		0	0	
居宅療養管理指導	1,898,123	2,394,000	79.3%	1,453,882	2,396,000	60.7%	1,716,232	2,203,000	77.9%
介護	1,748,642	2,330,000	75.0%	1,448,527	2,332,000	62.1%	1,683,850	2,139,000	78.7%
予防	149,481	64,000	233.6%	5,355	64,000	8.4%	32,382	64,000	50.6%
通所介護	9,866,450	14,550,000	67.8%	7,934,978	14,558,000	54.5%	4,975,389	12,900,000	38.6%
介護	9,866,450	14,550,000	67.8%	7,934,978	14,558,000	54.5%	4,975,389	12,900,000	38.6%
通所リハビリテーション	6,097,453	7,853,000	77.6%	5,750,012	7,385,000	77.9%	6,283,735	7,385,000	85.1%
介護	2,781,655	3,556,000	78.2%	2,919,602	3,558,000	82.1%	3,507,663	3,558,000	98.6%
予防	3,315,798	4,297,000	77.2%	2,830,410	3,827,000	74.0%	2,776,072	3,827,000	72.5%
短期入所生活介護	11,423,555	9,014,000	126.7%	12,152,241	11,966,000	101.6%	13,658,140	11,586,000	117.9%
介護	11,334,492	8,860,000	127.9%	12,008,052	11,812,000	101.7%	13,643,371	11,432,000	119.3%
予防	89,063	154,000	57.8%	144,189	154,000	93.6%	14,769	154,000	9.6%
短期入所療養介護	2,147,328	0		1,867,005	282,000	662.1%	543,017	282,000	192.6%
介護	2,147,328	0		1,867,005	99,000	1885.9%	543,017	99,000	548.5%
予防	0	0		0	183,000	0.0%	0	183,000	0.0%
特定施設入所者	10,274,112	15,197,000	67.6%	10,366,947	15,206,000	68.2%	9,192,761	15,206,000	60.5%
生活介護	10,274,112	14,512,000	70.8%	10,324,881	14,520,000	71.1%	8,031,451	14,520,000	55.3%
介護	10,274,112	14,512,000	70.8%	10,324,881	14,520,000	71.1%	8,031,451	14,520,000	55.3%
予防	0	685,000	0.0%	42,066	686,000	6.1%	1,161,310	686,000	169.3%
福祉用具貸与	10,503,300	8,164,000	128.7%	10,475,158	7,863,000	133.2%	11,420,309	7,575,000	150.8%
介護	7,985,953	6,502,000	122.8%	8,055,643	6,214,000	129.6%	8,860,563	5,926,000	149.5%
予防	2,517,347	1,662,000	151.5%	2,419,515	1,649,000	146.7%	2,559,746	1,649,000	155.2%
特定福祉用具購入費	698,004	814,000	85.7%	581,220	814,000	71.4%	1,426,953	814,000	175.3%
介護	506,700	501,000	101.1%	473,904	501,000	94.6%	1,064,701	501,000	212.5%
予防	191,304	313,000	61.1%	107,316	313,000	34.3%	362,252	313,000	115.7%
居宅介護住宅改修費	1,305,303	1,876,000	69.6%	1,075,061	2,239,000	48.0%	1,308,527	2,791,000	46.9%
介護	533,675	1,546,000	34.5%	823,853	1,546,000	53.3%	567,612	2,098,000	27.1%
予防	771,628	330,000	233.8%	251,208	693,000	36.2%	740,915	693,000	106.9%
居宅介護（介護予防）	16,342,489	15,320,000	106.7%	15,893,065	15,329,000	103.7%	15,511,684	15,073,000	102.9%
支援費	14,758,569	13,577,000	108.7%	14,426,425	13,585,000	106.2%	14,157,444	13,385,000	105.8%
介護	14,758,569	13,577,000	108.7%	14,426,425	13,585,000	106.2%	14,157,444	13,385,000	105.8%
予防	1,583,920	1,743,000	90.9%	1,466,640	1,744,000	84.1%	1,354,240	1,688,000	80.2%
居宅サービス費用 計	127,145,248	133,705,000	95.1%	118,164,722	132,801,000	89.0%	119,311,722	130,578,000	91.4%
介護	118,474,480	124,354,000	95.3%	110,898,023	123,385,000	89.9%	110,310,036	121,218,000	91.0%
予防	8,670,768	9,351,000	92.7%	7,266,699	9,416,000	77.2%	9,001,686	9,360,000	96.2%

(1)-2 地域密着型サービスの計画・実績対比

(単位：円，%)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）			
	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B	
定期巡回・随時対応型	765,447	0		1,386,033	0		1,411,392	0		
訪問介護看護	介護	765,447	0	1,386,033	0		1,411,392	0		
	予防	0	0	0	0		0	0		
夜間対応対応型訪問介護	0	0		0	0		0	0		
	介護	0	0	0	0		0	0		
	予防	0	0	0	0		0	0		
地域密着型通所介護	17,677,076	19,546,000	90.4%	15,068,029	19,557,000	77.0%	17,210,092	19,557,000	88.0%	
介護	17,677,076	19,546,000	90.4%	15,068,029	19,557,000	77.0%	17,210,092	19,557,000	88.0%	
認知症対応型通所介護	0	0		0	0		0	0		
	介護	0	0	0	0		0	0		
	予防	0	0	0	0		0	0		
小規模多機能型	3,941,514	2,914,000	135.3%	4,544,136	2,916,000	155.8%	4,551,461	2,916,000	156.1%	
居宅介護	介護	3,531,879	2,914,000	121.2%	4,544,136	2,916,000	155.8%	4,551,461	2,916,000	156.1%
	予防	409,635	0		0	0	0	0		
認知症対応型	55,324,287	64,773,000	85.4%	51,439,068	64,809,000	79.4%	49,247,582	64,809,000	76.0%	
共同生活介護	介護	54,253,557	61,990,000	87.5%	47,271,555	62,024,000	76.2%	47,507,893	62,024,000	76.6%
	予防	1,070,730	2,783,000	38.5%	4,167,513	2,785,000	149.6%	1,739,689	2,785,000	62.5%
地域密着型特定施設	0	0		0	0		0	0		
入居者生活介護	介護	0	0	0	0		0	0		
	予防	0	0	0	0		0	0		
地域密着型介護老人	66,205,100	69,123,000	95.8%	69,452,067	69,161,000	100.4%	73,462,038	69,161,000	106.2%	
福祉施設	66,205,100	69,123,000	95.8%	69,452,067	69,161,000	100.4%	73,462,038	69,161,000	106.2%	
複合型サービス	0	0		0	0		0	0		
	介護	0	0	0	0		0	0		
	予防	0	0	0	0		0	0		
地域密着型	143,913,424	156,356,000	92.0%	141,889,333	156,443,000	90.7%	145,882,565	156,443,000	93.2%	
サービス費用計	介護	142,433,059	153,573,000	92.7%	137,721,820	153,658,000	89.6%	144,142,876	153,658,000	93.8%
	予防	1,480,365	2,783,000	53.2%	4,167,513	2,785,000	149.6%	1,739,689	2,785,000	62.5%

(1)-3 施設サービスの計画・実績対比

(単位：円，%)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B
介護老人福祉施設	93,457,471	106,131,000	88.1%	103,785,505	106,190,000	97.7%	111,358,788	106,190,000	104.9%
介護老人保健施設	55,486,885	47,483,000	116.9%	27,665,981	43,237,000	64.0%	30,706,446	43,237,000	71.0%
介護療養型医療施設	1,068,966	0		0	0		3,051,694	0	
介護医療院	0	0		31,020,642	43,103,000	72.0%	35,862,833	43,103,000	83.2%
施設サービス 計	150,013,322	153,614,000	97.7%	162,472,128	192,530,000	84.4%	180,979,761	192,530,000	94.0%

(1)-4 その他の計画・実績対比

(単位：円，%)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B
特定入所者介護（予防）サービス費	23,999,221	21,189,345	113.3%	21,426,884	19,484,408	110.0%	21,366,592	19,362,459	110.4%
高額介護（予防）サービス費	12,389,241	10,117,025	122.5%	12,235,482	10,061,816	121.6%	11,979,267	9,994,286	119.9%
高額医療合算介護（予防）サービス費	1,497,149	1,300,000	115.2%	1,497,183	1,300,000	115.2%	1,771,810	1,300,000	136.3%
審査支払手数料	307,390	289,567	106.2%	298,717	288,591	103.5%	300,961	286,639	105.0%
その他の費用 計	38,193,001	32,895,937	116.1%	35,458,266	31,134,815	113.9%	35,418,630	30,943,384	114.5%

(1)-5 地域支援事業の計画・実績対比

(単位:円, %)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度(見込)		
	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B
包括的支援事業	7,499,363	8,200,000	91.5%	7,556,190	8,200,000	92.1%	8,300,000	8,200,000	101.2%
任意事業	2,697,900	2,500,000	107.9%	2,708,700	2,500,000	108.3%	2,665,600	2,500,000	106.6%
補助	1,500,000	1,500,000	100.0%	2,108,264	1,500,000	140.6%	1,665,600	1,500,000	111.0%
(福祉事業) 町費	1,197,900	1,000,000	119.8%	600,436	1,000,000	60.0%	1,000,000	1,000,000	100.0%
在宅医療・介護連携推進事業	1,988,643	2,100,000	94.7%	2,035,743	2,100,000	96.9%	2,220,000	2,100,000	105.7%
生活支援体制整備事業	3,395,250	3,400,000	99.9%	3,219,400	3,500,000	92.0%	3,405,000	3,600,000	94.6%
認知症総合支援事業	1,773,438	3,800,000	46.7%	1,049,000	3,800,000	27.6%	1,150,000	3,800,000	30.3%
介護予防・日常生活	11,179,328	16,089,476	69.5%	10,039,300	16,587,432	60.5%	10,179,339	16,587,432	61.4%
支援総合事業	8,702,810	14,219,134	61.2%	7,554,735	14,713,573	51.3%	7,386,791	14,713,573	50.2%
(福祉事業) 第1号	8,702,810	14,219,134	61.2%	7,554,735	14,713,573	51.3%	7,386,791	14,713,573	50.2%
一般	2,436,221	1,800,000	135.3%	2,445,153	1,800,000	135.8%	2,757,420	1,800,000	153.2%
その他	40,297	70,342	57.3%	39,412	73,859	53.4%	35,128	73,859	47.6%
地域支援事業費 計	28,533,922	36,089,476	79.1%	26,608,333	36,687,432	72.5%	27,919,939	36,787,432	75.9%
補助	27,336,022	35,089,476	77.9%	26,007,897	35,687,432	72.9%	26,919,939	35,787,432	75.2%
(福祉事業) 町費	1,197,900	1,000,000	119.8%	600,436	1,000,000	60.0%	1,000,000	1,000,000	100.0%

(1)-6 総給付費の計画・実績対比

(単位:円, %)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度(見込)		
	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B	実績 A	計画 B	A/B
居宅サービス費用計	127,145,248	133,705,000	95.1%	118,164,722	132,801,000	89.0%	119,311,722	130,578,000	91.4%
介護	118,474,480	124,354,000	95.3%	110,898,023	123,385,000	89.9%	110,310,036	121,218,000	91.0%
予防	8,670,768	9,351,000	92.7%	7,266,699	9,416,000	77.2%	9,001,686	9,360,000	96.2%
地域密着型	143,913,424	156,356,000	92.0%	141,889,333	156,443,000	90.7%	145,882,565	156,443,000	93.2%
介護	142,433,059	153,573,000	92.7%	137,721,820	153,658,000	89.6%	144,142,876	153,658,000	93.8%
予防	1,480,365	2,783,000	53.2%	4,167,513	2,785,000	149.6%	1,739,689	2,785,000	62.5%
施設サービス費用 計	150,013,322	153,614,000	97.7%	162,472,128	192,530,000	84.4%	180,979,761	192,530,000	94.0%
総給付費 計	421,071,994	443,675,000	94.9%	422,526,183	481,774,000	87.7%	446,174,048	479,551,000	93.0%
その他の費用 計	38,193,001	32,895,937	116.1%	35,458,266	31,134,815	113.9%	35,418,630	30,943,384	114.5%
保険給付費 計	459,264,995	476,570,937	96.4%	457,984,449	512,908,815	89.3%	481,592,678	510,494,384	94.3%
地域支援事業 計	28,533,922	36,089,476	79.1%	26,608,333	36,687,432	72.5%	27,919,939	36,787,432	75.9%
補助	27,336,022	35,089,476	77.9%	26,007,897	35,687,432	72.9%	26,919,939	35,787,432	75.2%
(福祉事業) 町費	1,197,900	1,000,000	119.8%	600,436	1,000,000	60.0%	1,000,000	1,000,000	100.0%
介護費用 計	487,798,917	512,660,413	95.2%	484,592,782	549,596,247	88.2%	509,512,617	547,281,816	93.1%
補助	486,601,017	511,660,413	95.1%	483,992,346	548,596,247	88.2%	508,512,617	546,281,816	93.1%
(福祉事業) 町費	1,197,900	1,000,000	119.8%	600,436	1,000,000	60.0%	1,000,000	1,000,000	100.0%

(1)-7 第8期計画期間中の介護サービス等利用における評価

在宅サービスについては、新型コロナウイルス感染症で利用の落ち込みが見られた部分もありますが、概ね計画どおりの利用状況となりました。

居住系サービスについて、グループホームでは、計画よりも若干下回る状況ですが、要介護と要支援を合わせると一定の利用がされています。特定施設入居者生活介護については、第7期計画期間に引き続き要支援者の利用が低調な一方、要介護者の利用も計画より下回りました。

施設サービスについて、特養においては、入居時の年齢が90代の方が多く、平均的な入居期間が3年程度と入れ替わりが多く、更には平成27年度の制度改正以降、入居要件が要介護3以上とされ、待機者もほぼいない状況です。また、介護老人保健施設は、介護医療院への転換後も概ね計画どおりの利用状況となりました。

(2) サービス利用見込み

(2)-1 居宅サービスの見込み

第9期の居宅サービスについては、これまでの実績や現状のサービス状況からサービスの種類ごとに利用量を見込みます。

		年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護		人数 (人/年)	35	35	35
		回数 (回/年)	1,294	1,294	1,294
	要介護	人数 (人/年)	35	35	35
		回数 (回/年)	1,294	1,294	1,294
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		人数 (人/年)	0	0	0
		回数 (回/年)	0	0	0
	要介護	人数 (人/年)	0	0	0
		回数 (回/年)	0	0	0
	要支援	人数 (人/年)	0	0	0
		回数 (回/年)	0	0	0
訪問看護 介護予防訪問看護		人数 (人/年)	6	5	5
		回数 (回/年)	41	38	38
	要介護	人数 (人/年)	6	5	5
		回数 (回/年)	41	38	38
	要支援	人数 (人/年)	0	0	0
		回数 (回/年)	0	0	0
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション		人数 (人/年)	2	2	2
		回数 (回/年)	14	14	14
	要介護	人数 (人/年)	2	2	2
		回数 (回/年)	14	14	14
	要支援	人数 (人/年)	0	0	0
		回数 (回/年)	0	0	0
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導		人数 (人/年)	14	15	15
	要介護	人数 (人/年)	14	15	15
	要支援	人数 (人/年)	0	0	0
通所介護		人数 (人/年)	2	3	3
		回数 (回/年)	57	85	85
	要介護	人数 (人/年)	2	3	3
		回数 (回/年)	57	85	85
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション		人数 (人/年)	22	21	21
		回数 (回/年)	-	-	-
	要介護	人数 (人/年)	14	13	13
		回数 (回/年)	67	61	61
	要支援	人数 (人/年)	8	8	8
		回数 (回/年)	-	-	-

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	人数 (人/年)	13	14	14	
	日数 (日/年)	103	105	105	
	要介護	人数 (人/年)	13	14	14
		日数 (日/年)	103	105	105
	要支援	人数 (人/年)	0	0	0
		日数 (日/年)	0	0	0
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	人数 (人/年)	0	0	0	
	日数 (日/年)	0	0	0	
	要介護	人数 (人/年)	0	0	0
		日数 (日/年)	0	0	0
	要支援	人数 (人/年)	0	0	0
		日数 (日/年)	0	0	0
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	人数 (人/年)	7	7	7	
	要介護	人数 (人/年)	6	6	
	要支援	人数 (人/年)	1	1	
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	人数 (人/年)	66	70	70	
	要介護	人数 (人/年)	49	51	
	要支援	人数 (人/年)	17	19	
特定福祉用具購入費 介護予防特定福祉用具購入費	人数 (人/年)	7	7	7	
	要介護	人数 (人/年)	4	4	
	要支援	人数 (人/年)	3	3	
居宅介護住宅改修費 介護予防居宅介護住宅改修費	人数 (人/年)	4	4	4	
	要介護	人数 (人/年)	2	2	
	要支援	人数 (人/年)	2	2	
居宅介護支援 介護予防支援	人数 (人/年)	105	103	100	
	要介護	人数 (人/年)	81	79	
	要支援	人数 (人/年)	24	24	

(2)-2 地域密着型サービスの見込み

第9期の地域密着型サービスについては、これまでの実績や現状のサービス状況からサービスの種類ごとに利用量を見込みます。

①地域密着型サービス事業所の指定状況

令和6年2月末の事業所指定状況、利用定員は、次のとおりです。

事業所数	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応 型通所介護	小規模 多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護		地域密着型 介護老人福祉施設	
					事業所数	床数	事業所数	床数
合計	0	0	0	2	5	63	1	20
町内	0	0	0	0	1	18	1	20
町外指定	0	0	0	2	4	45	0	0

事業所数	地域密着型 通所介護
合計	1
町内	1
町外指定	0

※第9期で町内に事業所を開設する予定はありません。

②地域密着型サービス種類別の利用見込み

地域密着型サービス種類別の利用量・回数を次のとおり見込みます。

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人/年）	1	1	1	
要介護	人数（人/年）	1	1	1	
夜間対応型訪問介護	人数（人/年）	0	0	0	
要介護	人数（人/年）	0	0	0	
認知症対応型通所介護	人数（人/年）	0	0	0	
介護予防認知症対応型通所介護	回数（回/年）	0	0	0	
要介護	人数（人/年）	0	0	0	
	回数（回/年）	0	0	0	
要支援	人数（人/年）	0	0	0	
	回数（回/年）	0	0	0	
小規模多機能型居宅介護	人数（人/年）	2	2	2	
介護予防小規模多機能型居宅介護	要介護	人数（人/年）	2	2	2
	要支援	人数（人/年）	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数（人/年）	18	18	18	
介護予防認知症対応型共同生活介護	要介護	人数（人/年）	17	17	17
	要支援	人数（人/年）	1	1	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数（人/年）	0	0	0	
要介護	人数（人/年）	0	0	0	
地域密着型介護老人	人数（人/年）	20	20	20	
福祉施設入所者生活介護	要介護	人数（人/年）	20	20	20
看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス）	人数（人/年）	0	0	0	
要介護	人数（人/年）	0	0	0	
地域密着型通所介護	人数（人/年）	23	22	22	
	回数（回/年）	192	185	185	
要介護	人数（人/年）	23	22	22	
	回数（回/年）	192	185	185	

(2)-3 施設サービスの見込み

第8期の施設サービスについては、これまでの実績や現状のサービス状況からサービスの種類ごとに利用量を見込みます。

①町内施設サービスの状況、定員数

単位：人

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設				
特別養護老人ホーム大雪荘	50	50	50	50
(広域型) 特別養護老人ホーム	30	30	30	30
(地域密着型) 特別養護老人ホーム	20	20	20	20
介護医療院				
介護医療院つつじ苑	10	10	10	10

※介護老人介護施設 特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 7床 (定員以外)

※介護医療院 つつじ苑 短期入所療養介護 1床 (定員以外)

つつじ苑は令和4年4月から、介護医療院に転換しました。

②施設サービス種類別の利用見込み

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	人数 (人/年)	36	36	36
介護老人保健施設	人数 (人/年)	6	6	6
介護療養型医療施設	人数 (人/年)			
介護医療院	人数 (人/年)	14	14	14

※(地域密着型) 特別養護老人ホームは、地域密着型サービス見込みで推計しています。

※介護療養型医療施設は、令和6年3月で廃止されます。

(3) 介護保険給付費等の費用の見込み

第8期介護保険事業計画の令和3年度から令和5年度までの3年間に必要と見込まれる介護保険給付費及び地域支援事業の合計は、約1,590,428千円になると見込まれます。

(3)-1 居宅サービス

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
訪問介護	43,776,000	43,831,000	43,831,000	131,438,000
訪問入浴介護	0	0	0	0
介護分	0	0	0	0
予防分	0	0	0	0
訪問看護	2,678,000	2,367,000	2,367,000	7,412,000
介護分	2,678,000	2,367,000	2,367,000	7,412,000
予防分	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	567,000	568,000	568,000	1,703,000
介護分	567,000	568,000	568,000	1,703,000
予防分	0	0	0	0
居宅療養管理指導	1,355,000	1,473,000	1,473,000	4,301,000
介護分	1,355,000	1,473,000	1,473,000	4,301,000
予防分	0	0	0	0
通所介護	6,143,000	9,226,000	9,226,000	24,595,000
通所リハビリテーション	5,895,000	5,642,000	5,642,000	17,179,000
介護分	3,246,000	2,989,000	2,989,000	9,224,000
予防分	2,649,000	2,653,000	2,653,000	7,955,000
短期入所生活介護	9,728,000	10,043,000	10,043,000	29,814,000
介護分	9,728,000	10,043,000	10,043,000	29,814,000
予防分	0	0	0	0
短期入所療養介護	0	0	0	0
介護分	0	0	0	0
予防分	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	12,499,000	12,514,000	12,514,000	37,527,000
介護分	12,499,000	12,514,000	12,514,000	37,527,000
予防分	0	0	0	0
福祉用具貸与	9,635,000	10,558,000	10,558,000	30,751,000
介護分	7,483,000	8,143,000	8,143,000	23,769,000
予防分	2,152,000	2,415,000	2,415,000	6,982,000
特定福祉用具購入費	2,554,000	2,554,000	2,554,000	7,662,000
介護分	1,505,000	1,505,000	1,505,000	4,515,000
予防分	1,049,000	1,049,000	1,049,000	3,147,000
居宅介護住宅改修費	2,713,000	2,713,000	2,713,000	8,139,000
介護分	1,341,000	1,341,000	1,341,000	4,023,000
予防分	1,372,000	1,372,000	1,372,000	4,116,000
居宅介護（介護予防）	14,632,000	14,449,000	14,288,000	43,369,000
支援費	13,415,000	13,231,000	13,070,000	39,716,000
介護分	13,415,000	13,231,000	13,070,000	39,716,000
予防分	1,217,000	1,218,000	1,218,000	3,653,000
居宅サービス費用 計	112,175,000	115,938,000	115,777,000	343,890,000
介護分	103,736,000	107,231,000	107,070,000	318,037,000
予防分	8,439,000	8,707,000	8,707,000	25,853,000

(3)-2 地域密着型サービス

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
定期巡回・随時対応型	1,417,000	1,419,000	1,419,000	4,255,000
訪問介護看護	介護分	1,417,000	1,419,000	4,255,000
	予防分	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	介護分	0	0	0
	予防分	0	0	0
地域密着型通所介護	18,521,000	17,940,000	17,940,000	54,401,000
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護分	0	0	0
	予防分	0	0	0
小規模多機能型	4,613,000	4,618,000	4,618,000	13,849,000
居宅介護	介護分	4,613,000	4,618,000	13,849,000
	予防分	0	0	0
認知症対応型	49,909,000	50,368,000	50,368,000	150,645,000
共同生活介護	介護分	47,294,000	47,749,000	142,792,000
	予防分	2,615,000	2,619,000	7,853,000
地域密着型特定施設	0	0	0	0
入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人	74,093,000	74,187,000	74,187,000	222,467,000
福祉施設	74,093,000	74,187,000	74,187,000	222,467,000
複合型サービス	0	0	0	0
	介護分	0	0	0
	予防分	0	0	0
地域密着型	148,553,000	148,532,000	148,532,000	445,617,000
サービス費用計	介護分	145,938,000	145,913,000	437,764,000
	予防分	2,615,000	2,619,000	7,853,000

(3)-3 施設サービス

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護老人福祉施設	122,182,000	122,336,000	122,336,000	366,854,000
介護老人保健施設	23,752,000	23,782,000	23,782,000	71,316,000
介護療養型医療施設				
介護医療院	48,835,000	48,897,000	48,897,000	146,629,000
施設サービス 計	194,769,000	195,015,000	195,015,000	584,799,000

(3)-4 その他

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
特定入所者介護（予防）サービス費	24,436,344	24,467,267	24,227,392	73,131,003
高額介護（予防）サービス等費	12,630,457	12,648,693	12,523,723	37,802,873
高額i医療合算介護（予防）サービス等費	1,780,000	1,780,000	1,700,000	5,260,000
審査支払手数料	308,416	308,416	305,366	922,198
その他の費用 計	39,155,217	39,204,376	38,756,481	117,116,074

(3)-5 地域支援事業

(単位：円)

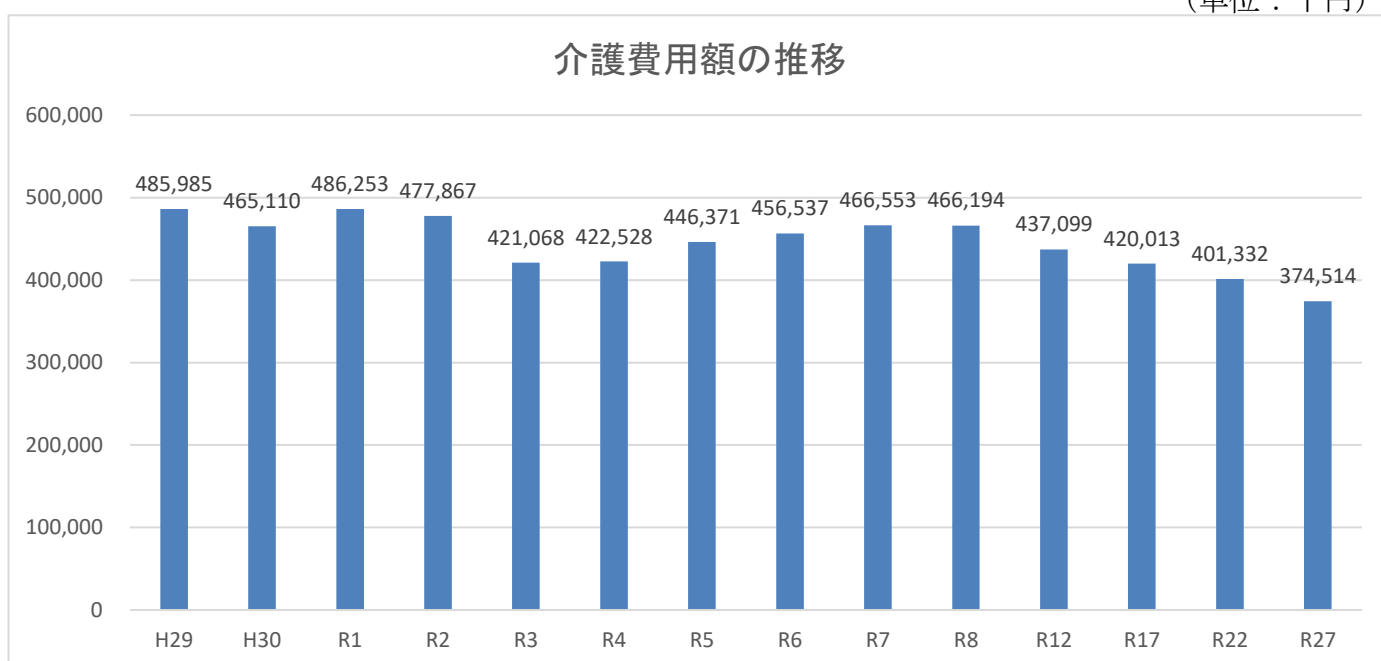
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
包括的支援事業	8,300,000	8,300,000	8,300,000	24,900,000
任意事業	3,000,000	3,000,000	3,000,000	9,000,000
補助分	2,000,000	2,000,000	2,000,000	6,000,000
(福祉事業) 町費分	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
認知症総合支援事業	1,206,000	1,206,000	1,206,000	3,618,000
在宅医療・介護連携推進事業	2,313,000	2,313,000	2,313,000	6,939,000
生活支援体制整備事業	4,225,000	4,225,000	4,225,000	12,675,000
介護予防・日常生活	13,958,000	13,958,000	13,958,000	41,874,000
支援総合事業				
(福祉事業) 第1号	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000
一般	3,958,000	3,958,000	3,958,000	11,874,000
その他				0
地域支援事業費 計	33,002,000	33,002,000	33,002,000	99,006,000
補助分	32,002,000	32,002,000	32,002,000	96,006,000
(福祉事業) 町費分	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000

(3)-6 総給付費

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
居宅サービス費用計	112,175,000	115,938,000	115,777,000	343,890,000
介護分	103,736,000	107,231,000	107,070,000	318,037,000
予防分	8,439,000	8,707,000	8,707,000	25,853,000
地域密着型	148,553,000	148,532,000	148,532,000	445,617,000
介護分	145,938,000	145,913,000	145,913,000	437,764,000
予防分	2,615,000	2,619,000	2,619,000	7,853,000
施設サービス費用 計	194,769,000	195,015,000	195,015,000	584,799,000
総給付費	455,497,000	459,485,000	459,324,000	1,374,306,000
その他の費用 計	39,155,217	39,204,376	38,756,481	117,116,074
保険給付費 計	494,652,217	498,689,376	498,080,481	1,491,422,074
地域支援事業 計	33,002,000	33,002,000	33,002,000	99,006,000
(福祉事業)				
補助分	32,002,000	32,002,000	32,002,000	96,006,000
町費分	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
介護費用 計	527,654,217	531,691,376	531,082,481	1,590,428,074
(福祉事業)				
補助分	526,654,217	530,691,376	530,082,481	1,587,428,074
町費分	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000

(単位：千円)



※R4までは実績値、R5からは見込み数値となっています。

(町費事業 福祉事業の金額は除かれています。)

2-5 介護保険料

(1) 第9期の介護保険料

(1)-1 介護保険料設定の考え方及び基準月額保険料の試算

介護保険料の基準月額の算定については、本計画期間中（令和6～8年度）の介護保険事業に係る費用を見込み、給付費用見込額のうち、第1号被保険者が23%相当分（第8期23%）を負担する試算で基準月額保険料を計算しています。

○第1号被保険者（65歳以上）介護保険料の試算

<要介護認定者の推計>

65歳以上の高齢者と要支援・要介護認定者数の実績から認定者数を推計



<サービス利用者の推計>

要介護等認定者数とサービス利用実績から利用者数を推計

- ・居宅サービス利用者：要介護度別の利用者数を推計
- ・施設サービス利用者：施設ごとに利用者数を推計



<介護給付費用等額の積算（3年間の総額）>

居宅サービス費用：要介護度別の平均利用回数×利用者数×サービス保険給付額
施設サービス費用：施設利用者数×サービス保険給付額
◎介護給付費総額：居宅サービス費用+施設サービス費用+地域支援事業費用
=1,590,428千円



<第1号保険料賦課総額>

介護給付費等総額（1,590,428千円）
－国・道・町の負担金等収入（1,263,518千円）－基金取り崩し（24,000千円）
＝第1号保険料賦課総額（302,910千円）



<第1号保険料の算出>

3年間の保険料賦課総額（302,910千円）÷
所得段階別加入割合補正後被保険者数（3年間・延4,182人）÷12ヵ月



<基準月額保険料試算値>

6,036円

<基準月額保険料>

⇒ 6,000円（端数整理後額）

※第8期 基準月額 6,000円 ⇒ 第9期 基準月額 6,000円（前期と同額）

(1) - 2 介護保険料の段階

○第7期 保険料段階（平成30～令和2年度／基準月額6,000円）

※公費による第1号保険料の低所得者軽減 ・ 第1段階～第3段階 軽減対象

区分	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者で、世帯非課税・年収80万円以下	基準額×0.3	21,600円
第2段階	住民税世帯非課税で、年金収入等80万超 120万円以下	基準額×0.5	36,000円
第3段階	住民税非課税世帯で、年金収入等120万円超	基準額×0.7	50,400円
第4段階	本人は住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる 年金収入等80万円以下	基準額×0.90	64,800円
第5段階	本人は住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる 年金収入等80万円超	基準額	72,000円
第6段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	86,400円
第7段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万以上200万円未満	基準額×1.30	93,600円
第8段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万以上300万円未満	基準額×1.50	108,000円
第9段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が300万円以上	基準額×1.70	122,400円

※消費税が10%に引き上げられた令和元年から保険料軽減が実施されています。

○第8期 保険料段階（令和3～令和2年度／基準月額6,000円）

※公費による第1号保険料の低所得者軽減 ・ 第1段階～第3段階 軽減対象

区分	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者で、世帯非課税・年収80万円以下	基準額×0.3	21,600円
第2段階	住民税世帯非課税で、年金収入等80万超 120万円以下	基準額×0.5	36,000円
第3段階	住民税非課税世帯で、年金収入等120万円超	基準額×0.7	50,400円
第4段階	本人は住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる 年金収入等80万円以下	基準額×0.90	64,800円
第5段階	本人は住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる 年金収入等80万円超	基準額	72,000円
第6段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	86,400円
第7段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万以上200万円未満	基準額×1.30	93,600円
第8段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万以上300万円未満	基準額×1.50	108,000円
第9段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が300万円以上	基準額×1.70	122,400円

○第9期 保険料段階（令和6～令和8年度／基準月額6,000円）

※公費による第1号保険料の低所得者軽減

・第1段階～第3段階 軽減対象

区 分	対 象 者	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額×0.285	20,400 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	基準額×0.485	34,800 円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超	基準額×0.685	49,200 円
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額×0.900	64,800 円
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円超	基準額	72,000 円
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金 120 万円未満	基準額×1.200	86,400 円
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.300	93,600 円
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.500	108,000 円
第9段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 320 万円以上 420 万円未満	基準額×1.700	122,400 円
第10段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 420 万円以上 520 万円未満	基準額×1.900	136,800 円
第11段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 520 万円以上 620 万円未満	基準額×2.100	151,200 円
第12段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 620 万円以上 720 万円未満	基準額×2.300	165,600 円
第13段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 720 万円以上	基準額×2.400	172,800 円



事業計画期間	基準月額	備 考
第1期（平成12～14年度）	3,200円	介護保険制度開始 特養大雪荘30床
第2期（平成15～17年度）	3,000円	H16.7 グループホームまどか9床開設
第3期（平成18～20年度）	3,600円	H18.4 大雪荘20床増床 地域包括支援センター設置 要介護度細分化
第4期（平成21～22年度）	3,800円	H21.10 介護老人保健施設つつじ苑29床開設 H22.12 グループホームまどか9床増床
第5期（平成24～26年度）	4,900円	H26.4～消費税8%
第6期（平成27～29年度）	5,600円	H27.4～特養の入所は要介護3以上 一定所得以上の自己負担2割
第7期 （平成30～令和2年度）	6,000円	H30.4～介護報酬改定、介護職員の処遇改善 H30.8～一定所得以上の自己負担3割 H31.10～消費税10%
第8期 （令和3～令和5年度）	6,000円	R3.4～介護報酬改定、介護職員の処遇改善 R4.4～介護医療院つつじ苑施設転換

3-1 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成18年3月に「第1期障がい福祉計画」を策定以降、6期にわたり計画を策定し、令和3年3月には、第6期計画とともに「第2期障がい児福祉計画」を策定し、総合的な障がい福祉施策を展開してきました。

国は、障がい者と健常者が分け隔てなく共生する社会の実現に向け、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を施行し、同年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」を改正し、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、生活と就労、障がいのある子どもへの対応を充実させるため、支援の拡充が図られてきました。令和4年12月には地域生活や就労支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するために「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を改正し、障がい者や難病者等が安心して暮らし続けることができる共生社会の体制の構築に、より取り組んでいくことが示されました。

本町においても、障がいのある町民等の実態把握に取り組み、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進してきましたが、近年、社会的要因により障がい認定を受ける方が増え、障がい者の増加と高齢化、障がいの重度化が進み、障がい者福祉サービスのニーズは一層多様化しています。さらに、障がい者が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会づくりが求められており、市町村が担う役割はこれまで以上に重要なものとなっています。

この度、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間終了にあたり、これまでの計画の進捗及び数値目標の達成状況を検証し、国の計画や基本指針、北海道の計画、近年の制度改革を踏まえ、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画根拠法と位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に規定する市町村計画で、同法に定める障がい福祉サービスや地域生活支援事業、障がい児通所支援や障がい児相談支援などのサービス必要量とその確保の方策等について定めるものです。

また、上位計画にあたる第10次上川町総合計画（平成30年度～令和9年度）をはじめ、第2期上川町地域福祉計画・上川町地域福祉実践計画（令和6年度～令和11年度）、第9期上川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）、第2期上川町子ども子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）などの福祉・保健・医療・教育分野の関連計画との整合性を図りながら策定します。

障害者総合支援法 ～抜粋～

(市町村障害福祉計画)

- 第八十八条** 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (3～5 略)
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

児童福祉法 ～抜粋～

- 第三十三条の二十** 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み
- (3～5 略)
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

3. 計画の期間・策定体制

(1) 計画期間

この計画は、令和6年度から令和8年度までの3カ年を計画期間とします。

計 画 名 称		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総合計画		第10次										第11次 [～R19]	
福祉 総合 計画	地域福祉計画	第1期					第2期						
	地域福祉実践計画	第4期					第5期						
	高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画	第7期			第8期			第9期			第10期		
	障がい福祉計画	第5期			第6期			第7期			第8期		
	障がい児福祉計画	第1期			第2期			第3期			第4期		
健康かみかわ21		第2次 [H25～]						第3次 [～R17]					
子ども・子育て支援 事業計画		第1期 [H27～]		第2期					第3期				

(2) 計画策定体制

障がい福祉サービスを利用する町民等のニーズを把握するため、障がい者又はその方の介助者、ご家族を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果をもとに、学識経験者や障がい当事者の保護者、保健・医療・福祉の関係者等で構成する「上川町保健福祉サービス運営協議会」において検討を行いました。

また、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、保健・福祉・教育・保育・就労の担当者等で構成する「上川町障がい者等支援会議」を開催し、各種サービスの現状や問題点について検討を行いました。

4. 制度改正の概要

(1) 近年の国の動向

国においては、令和4年12月より障害者総合支援法が一部改正されました。また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律や障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行など、国内法の整備が進んでいます。

■近年の国の動向

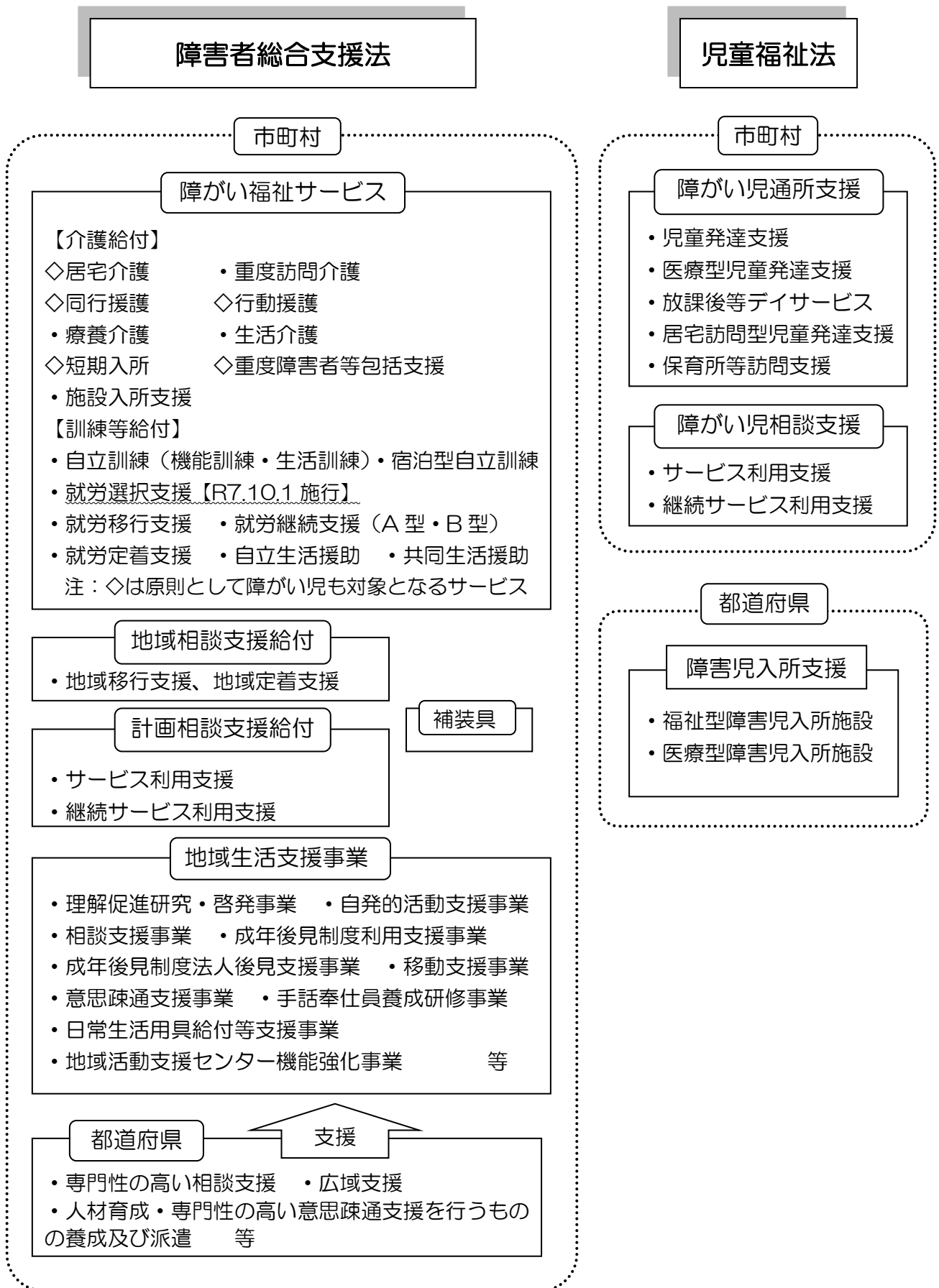
年 月	障がいに関する主な法制度改正、施行など
平成 26 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神保健福祉法」改正 ・「障害者総合支援法」施行 応能負担の明確化と障がい者の定義及び障害程度区分の見直しや、相談支援の充実、障がい児支援強化、など
平成 28 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」施行 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供など
平成 28 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「成年後見制度利用促進法」施行 ・「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」一部改正（H30.4 施行） 「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用、障がい児支援の拡充など
平成 28 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「発達障害者支援法」改正
平成 30 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」施行 ・障がい者の法定雇用率の引き上げ (民間 2.0%から 2.2%、行政 2.3%から 2.5%)
平成 30 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
令和 元 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
令和 2 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者雇用促進法」改正
令和 3 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の法定雇用率の引き上げ (民間 2.2%から 2.3%、行政 2.5%から 2.6%)
令和 3 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
令和 4 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行
令和 4 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法」一部改正 地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化など

(2) 障がい福祉計画に係る国の基本方針の見直しについて

■主なポイント

① 入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援
重度障がい者等への支援に係る記載の拡充と、努力義務となった地域生活支援拠点の効果的な支援体制を構築し機能の充実を図ることと定められました。
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、さらなる体制整備が定められました。
③ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備や、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の充実、聴覚障がい児への早期支援の拡充などが定められました。
④ 発達障がい者等支援の一層の充実
発達障がいのある方やその家族等に対する支援体制の構築のため、ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施者を地域で計画的に養成することが示されました。
⑤ 障がい者等に対する虐待の防止
精神障がい者に対する虐待の防止と、自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底が定められました。
⑥ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
社会福祉法に基づく包括的な支援体制の構築の推進について定められました。
⑦ 障がい福祉人材の確保・定着
職員の処遇改善等による職場環境の整備やハラスメント対策、ICT導入による事務負担の軽減・効率化について定められました。
⑧ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、ICT活用等の促進を図ることが定められました。

5. 障がい者・障がい児等に対する障がい福祉サービスの体系



3-2 現状の分析

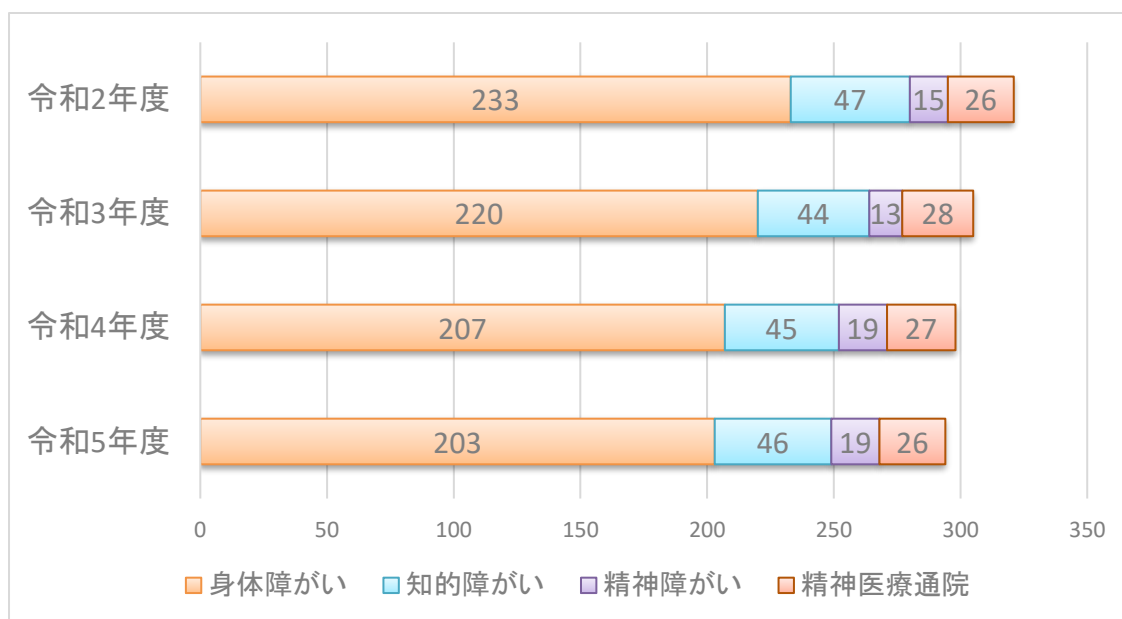
1. 本町における障がい者の現状

(1) 障がい者数の推移（年度別・障がい者別）

（単位：人）

年度	身体障がい	知的障がい	精神障がい			総数	人口	構成比率 (%)
			精神通院のみ	手帳のみ	両方			
令和2年度	233	47	26	1	14	321	3,398	9.4
令和3年度	220	44	28	1	12	305	3,241	9.4
令和4年度	207	45	27	3	16	298	3,171	9.4
令和5年度	203	46	26	3	16	294	3,150	9.3

※令和5年12月末現在



本町の障がい者は、「身体障がい」が約7割を占めています。

「知的障がい」及び「精神障がい」については、毎年新規の認定があるものの、増減に大きな変動は見られません。

総数では、死亡等により毎年減っていますが、人口減少の影響もあり、全体的な構成比率においては、大きな変動は見られません。

(2) 身体障がい者の状況

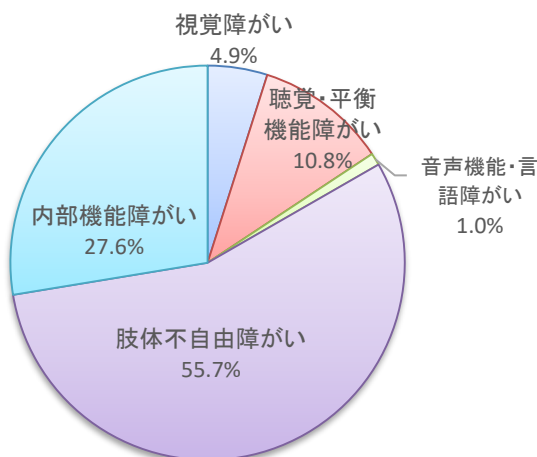
I 身体障害者手帳所持者（障がい種別・等級別）

（単位：人）

障がい種別		障がい等級						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい		2	4			3	1	10
聴覚・平衡機能障がい				2	5		15	22
音声機能・言語障がい				1	1			2
肢体不自由障がい		10	15	21	47	12	8	113
内部機能障がい	呼吸機能障がい			2	1			3
	心臓機能障がい	23	1	6	1			31
	腎臓機能障がい	11						11
	肝臓機能障がい		1					1
	膀胱・直腸機能障がい				10			10
	小計	34	2	8	12			56
合計		46	21	32	65	15	24	203

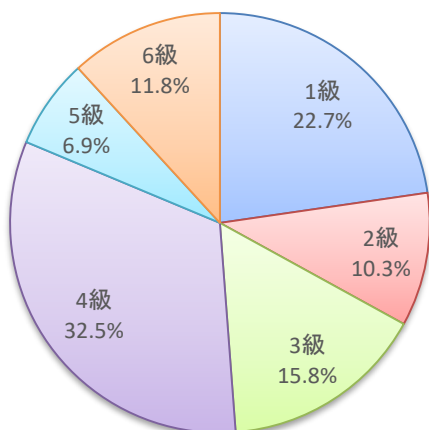
※令和5年12月末現在

障がい別構成比率



障がい種別では「肢体不自由障がい」が半数以上を占めています。次いで、「内部機能障がい」「聴覚・平衡機能障がい」が続きます。

等級別構成比率



障がいの等級別では、「4級」が32.5%と最も多く、次いで「1級」が22.7%となっています。

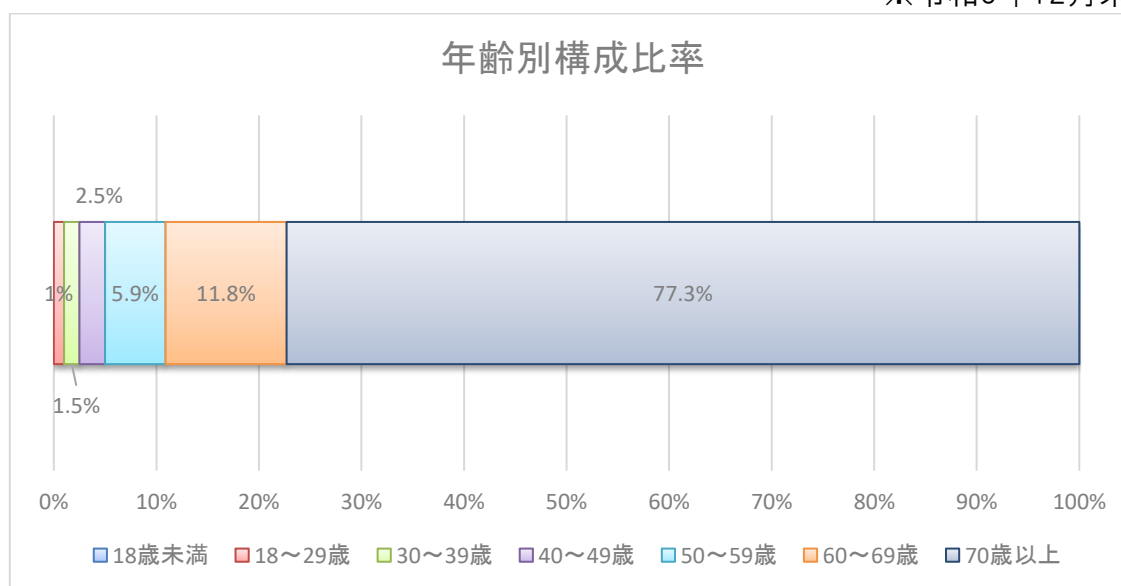
「4級」のうち、「肢体不自由障がい」は47人で全体の23.2%と高い比率を示しますが、その要因は、対象者の高齢化によるものと推測されます。

II 身体障害者手帳所持者（障がい種別・年齢別）

（単位：人）

障がい種別		年 齢							計
		0～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	
視 覚 障 が い					1		2	7	10
聴覚・平衡機能障がい								22	22
音声機能・言語障がい			1					1	2
肢体不自由障がい			1	2	4	8	13	85	113
内部機能障がい	呼吸機能障がい						1	2	3
	心臓機能障がい				1		3	27	31
	腎臓機能障がい					4	3	4	11
	肝臓機能障がい							1	1
	膀胱・直腸機能障がい						2	8	10
	小 計				1	4	9	42	56
合 計			2	2	6	12	24	157	203

※令和5年12月末現在



年齢別では、70歳以上の高齢者が全体の約8割を占めており、そのうち、「肢体不自由障がい」が、157人中85人（54.1%）と最も多い状況です。

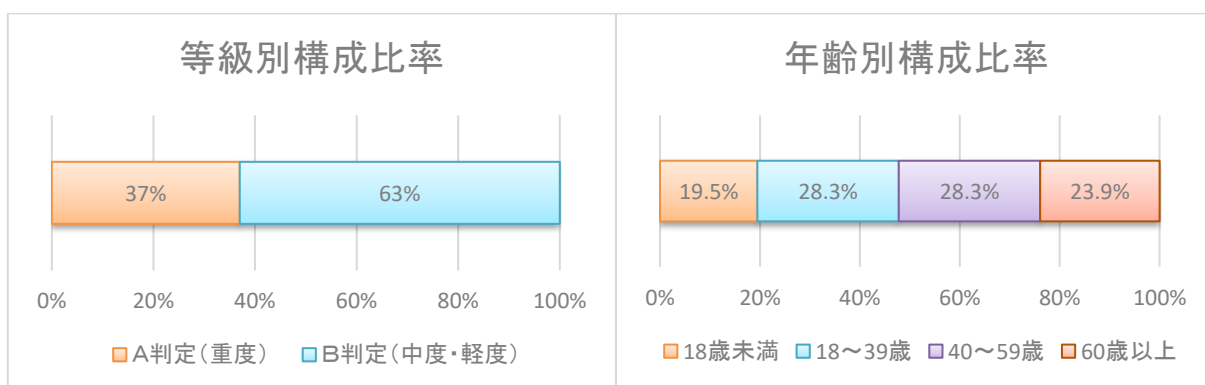
（3）知的障がい者の状況

療育手帳所持者（判定別・年齢別）

（単位：人）

等級別	年 齢 別				計
	18歳未満	18～39歳	40～59歳	60歳以上	
A判定（重 度）	0	1	9	7	17
B判定（中・軽度）	9	12	4	4	29
合 計	9	13	13	11	46

※令和5年12月末現在



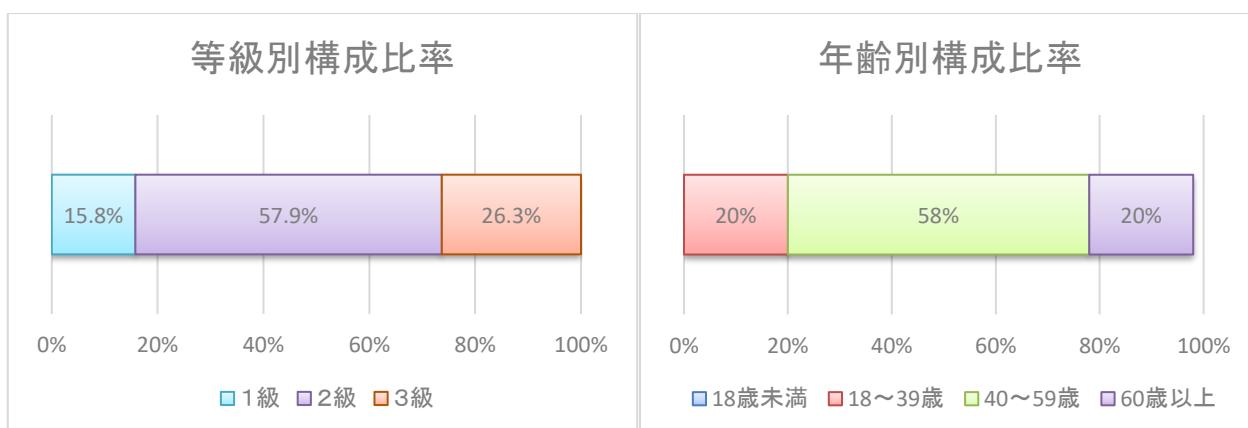
全体の等級別では「B判定」が多く、新規取得者のほとんどは18歳未満です。
 なお、年齢構成は比較的均等ですが、40歳以上の年代で「A判定」の割合が高くなっています。

(4) 精神障がい者の状況

I 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別・年齢別）（単位：人）

等級別	年齢別				計
	18歳未満	18～39歳	40～59歳	60歳以上	
1級	0	0	0	3	3
2級	0	3	7	1	11
3級	0	1	4	0	5
合計	0	4	11	4	19

※令和5年12月末現在



等級別では「2級」が全体の6割を占め、年齢別では、働き盛りの世代である「40～59歳」の方が多くなっています。

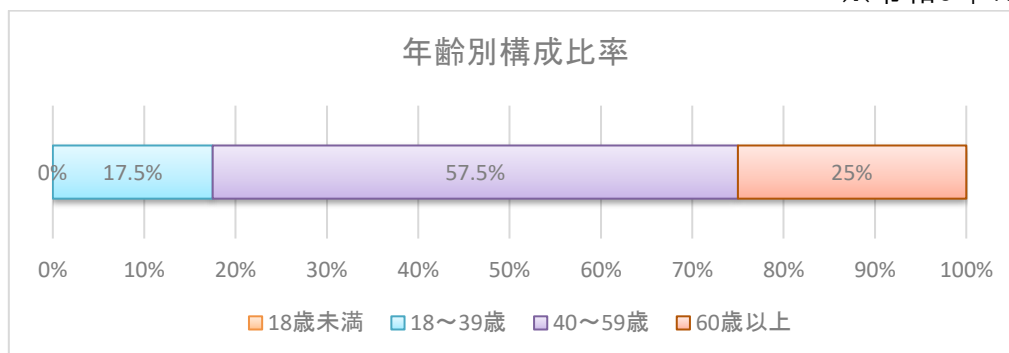
また、ほとんどの方が精神通院を利用しています。

Ⅱ 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者（年齢別）

（単位：人）

対象者	年齢別				計
	18歳未満	18～39歳	40～59歳	60歳以上	
精神通院医療	0	8	24	10	42

※令和5年12月末現在



自立支援医療の精神通院医療を利用されている方についても、手帳所持者と同じく、働き盛りの世代である「40～59歳」の方が多くなっています。

（5）その他のサービス

（単位：件）

サービスの種類	R3	R4	R5 （見込）
身体障がい者補装具給付	7	9	9
重度心身障害者福祉タクシー料金助成	39	40	33
腎臓機能障がい者交通費助成	3	2	1
心身障害者等施設通所交通費助成	8	5	5
福祉灯油助成	24	19	18
上川中部こども通園センター通所交通費助成	3	5	5
屋根雪下ろし費用助成	2	3	3
難病者援護金支給	7	6	6
障害者等通所送迎事業	5	5	4

3-3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 の評価

1. 重点課題の評価

(1) 相談支援体制の充実

上川町、当麻町、比布町、愛別町の4町で平成26年4月に共同設置した「上川中部基幹相談支援センター」が、地域における相談支援の中核的な機関となり、相談支援体制の充実を図ってきました。令和4年4月に「上川中部基幹相談支援センター」は「上川中部こども通園センター」と共に4町で構成する一部事務組合へと組織機構を改め、更なる体制の強化に努めました。

また、平成26年4月に設置した「上川町障がい者等支援会議」を継続的に開催し、関係機関との連携強化を図りました。

(2) 障がい者の地域生活への移行の促進と地域生活支援拠点等の整備

障がい者等が地域生活へ円滑に移行できるよう、医療機関と連携し、居住の場としてのグループホーム利用を促してきましたが、移行には結び付いていないため、今後も関係機関との連携を強化し、移行支援に努めます。

平成27年10月から開始した障がい者等の通所送迎事業については、一定の利用がありますが、利用者の意向や障がいの特性に応じて幅広い支援ができるよう、今後も柔軟な対応が必要です。

平成29年度より整備を進め、令和3年度より本格的に運用を開始した地域生活支援拠点については、関係機関と連携しながら地域課題の解消の取り組みへの体制の整備を進めてきました。また、拠点の周知活動を行い、令和5年度から徐々に登録者が増えています。しかし、今後も周知を継続して行う必要があります。

また、障がいに関する理解促進・啓発活動として、まちの行事に障がい福祉サービス事業所を招いてイベントを開催しました。参加した障がい者と来場者の交流が図られ、双方から好評を得ることができたことから、次年度以降も継続できるよう努めます。

(3) 就労支援の充実

障がいのある人が、障がいの軽重にかかわらず社会に参加し、収入を得て生きがいを持てるよう、福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ってきました。しかし、町内には就労する場所が少ないことから、ハローワークや障がい者職業センター等の関係機関とも連携し、さらに手厚いサポートが必要です。

また、障がい者就労施設で就労する障がい者等の経済面の自立を推進するため、障害者優先調達推進法による物品調達の拡大に取り組んできました。今後においても更なる物品調達の拡大を図っていく必要があります。

(4) 権利擁護の推進

上川町障害者虐待防止対策事業実施要綱に基づき、上川中部福祉事務組合「上川中部基幹相談支援センター」内に「障がい者虐待防止センター」を設置し、虐待の防止や早期発見、早期対応、再発防止の支援体制を構築してきました。

また、北海道が実施する研修へ積極的に参加し、体制の強化を図るとともに、住民向けの成年後見制度に関する学習会及び相談会を開催し、啓発活動を行いました。

虐待発生時の被虐待者の一時保護体制の確保について、上川町、当麻町、比布町、愛別町の4町内にある施設と覚書を取り交わし、適切に対応できるよう関係機関と連携を図ってきましたが、広域での連携が困難となったことから体制の再構築に向けた取組を早急に進めなければなりません。

(5) 分野を超えた支援体制の整備

福祉・医療・保健・介護・育児など分野を超えた支援体制の整備を整えることができませんでした。上川町障がい者等支援会議では医療との連携が不十分なため、今後の課題となります。上川町には地域資源が少ないため、地域資源の開発に向けた検討を行っていく必要があります。

(6) 発達の遅れや障がいのある子どもへの支援の充実

乳幼児健診をはじめとする保健事業や、保育所・幼稚園・学校との連携強化から、発達に遅れのある子どもの状況を早期に発見・把握し、支援へつないできました。さらに、「上川町子育て世代包括支援センター」により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めてきました。

また、より支援が必要な子どもに対しては上川中部福祉事務組合「上川中部こども通園センター」を中心に支援体制を整備するとともに、教育委員会に設置する「上川町教育支援委員会」において、教育上特別な配慮の必要等について協議し、教育支援に努めてきました。

しかし、発達に不安を持った保護者で結成された「はぐくみの会」が令和4年12月に解散してしまったため、保護者の相談支援体制の構築に努めなければなりません。

(7) 災害に備えた地域づくりの推進

上川町地域防災計画に基づき、災害時における情報の入手や自力での避難が困難な障がい者等に対して、その特性に配慮した支援が行えるよう、個人情報に配慮しながら「要支援者名簿」を作成し、支援体制を整備してきました。

2. 数値目標の評価

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	単位	目標	実績
施設入所者の削減数	人	1	1
施設入所者の地域生活移行者数	人	1	0

施設入所者は死亡による退所で1人減りましたが、地域生活移行の目標は達成できませんでした。在宅やグループホームでの生活が困難な方が多く、今後も大きな課題です。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

項目	単位	目標	実績
就労移行支援事業の利用者数	人	2	0
上記利用者のうち一般就労への移行者数	人	2	0

「就労移行支援事業」を利用した方、一般就労へ移行した方もいなく、いずれの目標も達成することができませんでした。本人の希望に沿って一般就労に結び付くよう、関係機関との連携に努めます。

3. 障がい福祉サービスの実績からみた評価 ※R5は12月時点

(1) 訪問系サービスの実績（月単位の利用人数及び利用量）

サービス体系	単位	区分	R3	R4	R5(見込)
居宅介護	人	計画	3	3	3
			時間	45	45
	人	実績	3	3	3
			時間	37	34
重度訪問介護	人	計画	1	1	1
			時間	9	9
	人	実績	1	1	1
			時間	2	3
同行援護	人	計画	0	0	0
			時間	0	0
	人	実績	0	0	0
			時間	0	0
行動援護	人	計画	0	0	0
			時間	0	0
	人	実績	0	0	0
			時間	0	0
重度障がい者等包括支援	人	計画	0	0	0
			時間	0	0
	人	実績	0	0	0
			時間	0	0

新型コロナウイルス感染症の影響で利用時間が減っていましたが、「居宅介護」については、一人あたりの利用時間に差があるため計画よりも少ない数値ですが、一定の利用があります。

「重度訪問介護」については、継続して利用があり、今後も利用が見込まれます。

(2) 日中活動系サービスの実績（月単位の利用人数及び利用量）

サービス体系		単位	区分	R3	R4	R5（見込）
療養介護	人	計画		4	4	4
		実績		4	3	3
生活介護	人	計画		20	20	20
			日数		437	437
	人	実績		19	19	20
			日数		406	401
自立訓練（機能訓練）	人	計画		0	0	0
			日数		0	0
	人	実績		0	0	0
			日数		0	0
自立訓練（生活訓練）	人	計画		0	0	0
			日数		0	0
	人	実績		0	0	0
			日数		0	0
宿泊型自立訓練	人	計画		0	0	0
			日数		0	0
	人	実績		0	0	0
			日数		0	0
就労移行支援	人	計画		2	2	1
			日数		44	44
	人	実績		2	1	0
			日数		9	3
就労継続支援（A型）	人	計画		0	0	0
			日数		0	0
	人	実績		1	0	0
			日数		6	0
就労継続支援（B型）	人	計画		17	18	18
			日数		370	391
	人	実績		13	15	16
			日数		218	241
就労定着支援		人	計画	0	0	0
			実績	0	0	0
短期入所 （ショートステイ）	福祉型	人	計画	1	1	1
		日数		40	42	44
		人	実績	0	1	2
	医療型	日数		0	2	3
		人	計画	0	0	0
		日数		0	0	0
		人	実績	0	0	0
		日数		0	0	0

「療養介護」については、おおむね計画通りの利用状況です。

「就労継続支援（B型）」については、新型コロナウイルス感染症の影響で利用が減っていましたが、コロナ禍前の利用時間に少しずつ戻ってきています。

「短期入所（ショートステイ）」については、計画では見込みでしたが継続利用がなく、令和4年度以降に福祉型の町外施設で2人の利用がありました。

全体的に計画を下回っていますが、令和4年度からサービスの新規利用者が増えていきます。

(3) 居住系サービスの実績（月単位の利用人数）

サービス体系	単位	区分	R3	R4	R5（見込）
自立生活援助	人	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	人	計画	14	15	16
		実績	16	16	18
施設入所支援	人	計画	14	14	14
		実績	13	13	13

地域生活への移行実績がなかったため「自立生活援助」の利用はなく、「共同生活援助」は新規利用者が増えました。「施設入所支援」の推移は横ばいです。

(4) 相談支援の実績（月単位の利用人数）

サービス体系	単位	区分	R3	R4	R5（見込）
計画相談支援	人	計画	8	9	9
		実績	9	10	10
地域移行支援 （地域相談支援）	人	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
地域定着支援 （地域相談支援）	人	計画	0	0	0
		実績	0	0	0

「計画相談支援」については、若干増加していますが、「地域移行支援」や「地域定着支援」の利用はありませんでした。

4. 児童福祉法等によるサービスの実績からみた評価

(1) 発達の遅れや障がいのある子どもの支援の実績（月単位の利用人数及び利用量）

サービス体系	単位	区分	R3	R4	R5（見込）
児童発達支援	人	計画	3	2	1
	日数		10	8	4
	人	実績	4	5	6
	日数		6	9	13
医療型児童発達支援	人	計画	0	0	0
	日数		0	0	0
	人	実績	0	0	0
	日数		0	0	0
放課後等デイサービス	人	計画	4	5	4
	日数		28	35	28
	人	実績	4	4	6
	日数		29	25	23
保育所等訪問支援	人	計画	1	1	0
	日数		2	2	0
	人	実績	0	0	0
	日数		0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	計画	0	0	0
	日数		0	0	0
	人	実績	0	0	0
	日数		0	0	0

「児童発達支援」については、計画を上回り利用人数が増えています。

「放課後等デイサービス」については、利用時間が減少傾向にあり、「児童発達支援」を利用する児童のうち、就学後、町外の事業所に通うための交通手段の確保が難しく、サービスを利用できない児童もいるため、支援の継続が課題となっています。

「保育所等訪問支援」については、令和元年度以降の利用がなく、平成30年度から開始した「居宅訪問型児童発達支援」についても利用はありません。

(2) 発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援の実績（月単位の利用人数）

サービス体系	単位	区分	R3	R4	R5(見込)
障がい児等相談支援	人	計画	2	2	2
		実績	2	2	2

計画通りの利用状況で、横ばいに推移しています。

5. 地域生活支援事業の実績からみた評価

(1) 地域生活支援事業の実績

サービス体系		単位	区分	R3	R4	R5(見込)
理解促進研修・啓発事業		実施有無	計画	実施	実施	実施
			実績	未実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施有無	計画	実施	実施	実施
			実績	未実施	未実施	未実施
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	計画	1	1	1
			実績	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置有無	計画	設置	設置	設置
			実績	設置	設置	設置
	相談支援機能強化事業	実施有無	計画	実施	実施	実施
			実績	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施有無	計画	実施	実施	実施
			実績	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業		人	計画	1	1	1
			実績	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	計画	未実施	未実施	未実施
			実績	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	計画	0	0	0
			実績	0	0	0
	手話通訳者設置事業	人	計画	0	0	0
			実績	0	0	0
給付事業	介護・訓練支援用具	件	計画	1	1	1
			実績	1	0	0
	自立生活支援用具	件	計画	1	1	1
			実績	0	0	0
	在宅療養等支援用具	件	計画	0	1	0
			実績	0	1	0
	情報・意思疎通支援用具	件	計画	0	1	0
			実績	0	0	0

サービス体系		単位	区分	R3	R4	R5(見込)
日常生活用具 等給付事業	排泄管理支援用具	件	計画	151	151	146
			実績	168	196	191
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	計画	0	0	0
			実績	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業		人	計画	0	1	1
			実績	13	8	1
移動支援事業		人 時間	計画	3	3	3
				180	180	178
		人 時間	実績	1	2	2
				11	34	44
地域活動支援センター (基礎的事業)		個所	計画	0	0	0
				0	0	0
		人	実績	0	0	0
				0	0	0
日中一時支援事業		人	計画	0	0	0
			実績	0	0	0

「理解促進研修・啓発事業」は、例年、ふる里まつり会場で行ってきましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となりました。令和4年度以降は、コロナ禍前と同様にふる里まつりに障がい福祉サービス事業所にご協力いただき、イベントを開催し活動を行うことができました。

「日常生活用具等給付事業」は、身体障害者手帳を新規取得した利用者の増加により計画を上回りました。

「手話奉仕員養成研修事業」は、上川中部福祉事務組合「上川中部基幹相談支援センター」の講座実施において、本町から入門編(R3)に13人、基礎編(R4)に8人の受講が修了しました。また、旭川大雪圏域連携中枢都市圏事業での実施(R5 旭川市主催)の受講は1人です。

「移動支援事業」は、新型コロナウイルス感染症予防による外出自粛の影響により、利用が大きく減りました。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことから利用時間が徐々に増えつつあります。

地域生活支援事業全般をみると、おおむね計画通りの実施状況ですが、未実施または利用が全くない事業もあることから、今後も現状把握に努め、関係機関と連携しながら、制度の周知とサービス提供体制の充実に努めます。

3 - 4 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1. 基本理念

第6期計画の理念である、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりと本人が希望する暮らしの実現」を継承し、第10次上川町総合計画のまちづくり大綱の一つである「一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を推進するため、障がいがある人もない人も同じ地域に暮らす仲間として個々の人権を尊重し、いきいきと暮らしていける地域づくりをめざすことを基本理念とします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等が、必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加を図るため、自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

難病患者等、幅広く障がい福祉サービス対象者の実態を把握し、障がい等の種別に関わらず、身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、近隣市町村の社会資源を活用しながら障がい福祉サービスの充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所から地域生活への移行支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、基盤整備を図ります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

社会構造の変化や地域住民の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(5) 発達の違いや障がいのある子どもの健やかな育成のための支援

発達の遅れや障がいのある子どもが、乳幼児期から成人するまで一貫した支援とサービスを提供できる環境整備を進め、子育てなどにおける相談体制を充実させることで、保護者の心身の健康維持や自立した生活の維持を支援します。

2. 基本目標

(1) 相談支援体制の充実

4町（上川町、当麻町、比布町、愛別町）で構成している上川中部福祉事務組合の「上川中部基幹相談支援センター」を地域における相談支援の中核的な機関に位置づけ、永続的で安定的なサービスを提供できるよう、さらなる相談支援体制の強化に努めます。

また、「上川町障がい者等支援会議」により関係機関との連携強化と情報共有を行い、ライフステージに応じてきめ細やかな相談支援体制を構築し、障がい者が暮らしやすい地域づくりをめざします。

(2) 障がい者の地域生活への移行の促進と地域生活支援拠点等の整備

施設入所者や精神障がい者で入院している方が、地域生活へ円滑に移行できるよう、広域的な連携によりグループホームの利用を推進します。

また、障がい者が、本町に暮らしながら安心して障がい福祉サービスが受けられるよう通所送迎事業を継続し、利用者の意向や障がいの特性に応じて幅広い支援を行います。

地域生活支援拠点については、4町（上川町、当麻町、比布町、愛別町）の事業所とともに構成している地域生活支援拠点検討委員会「すーぱーきたよんちゃん」で実働に向けて検討し、関係機関と連携しながら地域課題の解消や地域生活支援拠点の周知に取り組めます。

(3) 就労支援の充実

障がい者の社会参加と、収入を得て、自立した生きがいを持てる生活ができるよう、福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を支援します。

また、障がい者就労施設で就労する障がい者等の経済面の自立を推進するため、障害者優先調達推進法による物品調達の拡大に取り組めます。



(4) 権利擁護の推進

障がい者が地域で安心して暮らすためには地域の理解が大切であり、差別や偏見の解消のため、理解啓発に努めます。地域に向けた理解啓発活動事業は、障がい福祉サービス事業所の協力を得て今後も開催の継続に努めます。

また、成年後見制度の利用推進のため、啓発に努めます。

上川中部福祉事務組合「上川中部基幹相談支援センター」内に設置した虐待防止センターを中心に、障がい者への虐待防止や早期発見、早期対応、再発防止の支援体制の強化に努めます。

また、虐待発生時の一時保護体制の再構築のため、上川町内にある施設と連携を図り、体制の確保に努めます。

(5) 分野を超えた支援体制の整備

地域共生社会の実現に向け、福祉・医療・保健・介護・育児など分野を超えた支援体制に加え、地域住民や障がいのある当事者の参画を促し、地域資源を活用して総合的に支援できる体制整備に努めます。

(6) 発達の遅れや障がいのある子どもへの支援の充実

乳幼児健診等の保健事業や「上川町子育て世代包括支援センター」により、支援を必要とする家庭への相談や助言、情報提供を行います。保育所・幼稚園・学校との連携強化から、発達に遅れのある子どもの状況を早期に発見・把握し支援につなげることや、子どもの発達に不安を抱える保護者に対する支援として、希望する方に支援を受けている子どもがいる保護者と話せる場の提供に努めます。

上川中部福祉事務組合「上川中部こども通園センター」については、乳幼児期から学校等卒業まで、より安定的で効果的に支援できるよう、体制の強化に努めます。

また、「上川町教育支援委員会」で、教育上における特別な配慮の必要等について協議する中から、保育所、幼稚園、小・中学生への適切な教育支援を図ります。

上川町には児童通所支援事業所がなく、サービスを利用するには町外の事業所を利用することになることから、交通手段や時間等利用しにくい現状にあるため、放課後の支援体制の充実に向けて情報収集に努めます。

(7) 災害に備えた地域づくりの推進

上川町地域防災計画に基づき、災害時における情報の入手や自力での避難が困難な障がい者等に対して、その特性に配慮した支援が行えるよう、個人情報に配慮しながら「要支援者名簿」を作成し、支援体制の整備を進めます。

3. 令和8年度の目標

国の基本方針を踏まえ、次に掲げる事項について、令和8年度の目標を次の通り設定します。

※国の基本方針

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者数は、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上削減
- 施設入所者数は同時点の5%以上削減

令和4年度末時点の利用者13人は、多くが長期間施設に入所しており移行が困難な方ですが、削減目標を1人、地域生活移行目標を1人とします。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者(a)	13人	目標設定の基準値
令和8年度末時点の入所者数(b)	12人	
削減目標(a) - (b)	1人(8.3%)	減少見込み人数
地域生活移行目標	1人(8.3%)	施設→グループホーム等

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数が326日以上
- 精神病床における1年以上長期入院患者数を設定
- 精神病床における早期退院率を入院後3ヶ月時点で69%以上、入院後6ヶ月時点で85%以上、入院後1年時点で91%以上

地域において支援できるよう、障がい者等支援会議の中で協議し、体制の構築を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること

4町(上川町、当麻町、比布町、愛別町)の事業所とともに地域生活支援拠点検討委員会「すーぱーきたよんちゃん」で課題を整理し、実働に向けて検討し、障がい者等支援会議の中で報告、検証を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

- 就労移行支援事業等を通じて、一般就労移行者の7割が就労定着支援事業を利用
- 就労定着率が7割以上の就労定着事業所を全体の2.5割以上
- 就労移行支援事業等を通じ、一般就労への移行者数を1.28倍以上

令和3年度時点においては、「就労移行支援」の利用は2人、「就労継続支援(A型)」の利用は1人ありましたが一般就労への移行はありませんでした。令和5年度の「就労移行支援事業」の利用者がいないため「就労継続支援(B型)」から1人の移行を目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和3年度の 一般就労移行者数	0 人	目標設定の基準値
就労移行支援事業	0 人	〃
就労継続支援（A型）	0 人	〃
就労継続支援（B型）	0 人	〃
令和8年度の 一般就労移行者数	1 人	基準値の 1.28 倍以上
就労移行支援事業	0 人	基準値の 1.31 倍以上
就労継続支援（A型）	0 人	基準値の 1.29 倍以上
就労継続支援（B型）	1 人	基準値の 1.28 倍以上

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1ヶ所以上、及び、保育所等訪問支援の利用体制を各市町村又は圏域で構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域で確保
- 医療的ケア児への支援のため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することと、コーディネーターの配置

「児童発達支援センターの設置」「保育所等訪問支援」「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業」については、上川中部福祉事務組合「上川中部こども通園センター」において対応し、「放課後等デイサービス」の確保については、近隣市町と連携してサービス利用につなげていきます。

医療的ケア児への支援については、旭川大雪圏域連携中枢都市圏事業として「医療的ケア児総合相談窓口」を令和7年度から連携する予定です。

（6）相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村又は各圏域において、基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援の強化の体制を確保

上川中部福祉事務組合「上川中部基幹相談支援センター」にて、総合的・専門的な相談支援を実施しており、今後も関係機関との連携を図りながら体制強化に努めます。

（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

- サービス等の質を向上させるための取り組みの体制を構築

各種研修会を積極的に活用し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図りながら、適切なサービス提供ができるよう努めます。

3-5 サービス見込量及び確保のための方策

1. 障がい福祉サービスの見込量

令和6年度から令和8年度における障がい福祉サービス等に関して、障がいの程度・種類、生活環境に応じて必要なサービスが受けられるよう必要なサービスの量を見込みます。

(1) 訪問系サービスの見込量（月単位の利用人数及び利用量）

サービス体系	単位	R6	R7	R8
①居宅介護	人	3	3	3
	時間	13	13	13
②重度訪問介護	人	1	1	1
	時間	2	2	2
③同行援護	人	0	0	0
	時間	0	0	0
④行動援護	人	0	0	0
	時間	0	0	0
⑤重度障がい者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

- ①居宅介護（ホームヘルプ）：ホームヘルパーが、家事援助（掃除・洗濯・調理等）や身体介護（入浴・排せつ、食事の介助）、通院受診への同行を行います。
- ②重度訪問介護：重度の障がいにより常に介護が必要な方に、ホームヘルパーが、入浴や排せつ、食事の介助、外出時の移動支援を行います。
- ③同行援護：視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
- ④行動援護：知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、必要な介助や外出時の移動支援を行います。
- ⑤重度障がい者等包括支援：重度の障がいにより常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

<見込み量確保のための方策>

第6期の実績を基本に、サービスの継続利用、地域生活移行を推進する観点から在宅サービスの質的・量的確保に努めます。

「行動援護」「同行援護」「重度障がい者等包括支援」は利用実績がないため見込みませんが、対象者を把握した上で、利用希望があった場合は、適切に対応できるよう努めます。

(2) 日中活動系サービスの見込量（月単位の利用人数及び利用量）

サービス体系		単位	R6	R7	R8
①療養介護		人	3	3	3
②生活介護		人	20	20	20
		日数	429	429	429
③自立訓練（機能訓練）		人	0	0	0
		日数	0	0	0
④自立訓練（生活訓練）		人	0	0	0
		日数	0	0	0
⑤宿泊型自立訓練		人	0	0	0
		日数	0	0	0
⑥就労選択支援【R7.10.1 施行】		人	0	0	0
		日数	0	0	0
⑦就労移行支援		人	0	0	0
		日数	0	0	0
⑧就労継続支援（A型）		人	0	0	0
		日数	0	0	0
⑨就労継続支援（B型）		人	17	17	17
		日数	275	275	275
⑩就労定着支援		人	0	0	0
⑪短期入所 （ショートステイ）	福祉型	人	2	2	2
		日数	3	3	3
	医療型	人	0	0	0
		日数	0	0	0

- ①療養介護：常に介護を必要とする医療が必要な方に、主に日中、医療機関等において機能訓練や療養上の管理、看護を行います。
- ②生活介護：常に介護が必要な方に、施設（入所・通所）で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
- ③自立訓練（機能訓練）：身体障がい又は難病にある方に対し、一定の期間、施設への通所又は居宅にて理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活に関する相談や助言など必要な支援を行います。
- ④自立訓練（生活訓練）：知的障がい又は精神障がいのある方に対し、一定の期間、施設へ通所又は居宅にて入浴、排せつ及び食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活に関する相談や助言など必要な支援を行います。
- ⑤宿泊型自立訓練：知的障がい又は精神障がいのある方に対し、施設の居室を利用してもらい、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活に関する相談や助言などの支援を行います。
- ⑥就労選択支援：障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
- ⑦就労移行支援：一般企業への就労を希望する方に、一定の期間（通常2年間）事業所に通所する機会を提供し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を行います。
- ⑧就労継続支援（A型）：一般企業への就職が困難な方に、雇用契約に基づく生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を行います。
- ⑨就労継続支援（B型）：一般企業への就労が困難な方に、生産活動その他の活動機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を行います。

- ⑩就労定着支援：就労移行等の利用を経て一般就労へ移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、相談や連絡調整等、課題解決に必要な支援を行います。
- ⑪短期入所（ショートステイ）：在宅の障がい者（児）を介護する方が病気や休養などのため、介護することが困難な場合に、一時的に施設（入所施設やグループホーム）で生活上の支援を行います。

<見込み量確保のための方策>

「療養介護」「生活介護」「就労継続支援（B型）」「短期入所」は、第6期の実績を基本とし、利用者のニーズを把握し、事業所と連携を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。

また、適切なサービス利用のため、計画相談により日中活動の充実を図るほか、高等養護学校等の卒業生がサービスを円滑に利用できるよう、学校関係者やサービス提供事業所と連携を密にし、支援体制の強化に努めます。

(3) 居住系サービスの見込量（月単位の利用人数）

サービス体系	単位	R6	R7	R8
①自立生活援助	人	0	0	0
②共同生活援助（グループホーム）	人	18	18	19
③施設入所支援	人	13	13	12

- ①自立生活援助：施設やグループホームから自立し、自宅において日常生活を営むことを支援するため、定期的な巡回や相談援助を行います。
- ②共同生活援助（グループホーム）：夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行います。
- ③施設入所支援：主に夜間、施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護など生活上の支援を行います。

<見込み量確保のための方策>

町内にサービス事業所がないため、近隣市町村の事業所と連携を図りながら必要なサービス量の確保に努めます。

(4) 相談支援の見込量（年単位の利用人数）

サービス体系	単位	R6	R7	R8
①計画相談支援	人	42	42	42
②地域移行支援	人	0	0	0
③地域定着支援	人	0	0	0

- ①計画相談支援：障がい福祉サービスを利用する方のサービス等利用計画を作成し、サービスの種類や量が適しているか確認します（モニタリング）。
- ②地域移行支援：施設入所や精神科病院に入院している精神障がいのある方に、住居の確保やその他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
- ③地域定着支援：居宅において単身で生活する方に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態などに対する相談、緊急対応を行います。

<見込み量確保のための方策>

上川中部福祉事務組合「上川中部基幹相談支援センター」や他市町村のサービス事業所と連携を図りながら、相談支援体制の充実とサービス量の確保に努めます。

2. 児童福祉法等によるサービスの見込量

(1) 発達の遅れや障がいのある子どもの支援の見込量（月単位の利用人数及び利用量）

サービス体系	単位	R6	R7	R8
①児童発達支援	人	4	4	3
	日数	10	10	6
②医療型児童発達支援	人	0	0	0
	日数	0	0	0
③放課後等デイサービス	人	5	5	5
	日数	32	32	32
④保育所等訪問支援	人	0	0	0
	日数	0	0	0
⑤居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	日数	0	0	0

①児童発達支援：未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

②医療型児童発達支援：肢体不自由があり理学療法等の機能訓練などが必要である児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を支援します。

③放課後等デイサービス：就学児に対し、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進その他必要な支援を行います。

④保育所等訪問支援：保育所等に通う障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援：重度の障がい等の状態にあり、児童発達支援等を利用するために外出が困難な子どもに対し、自宅を訪問して支援を行います。

<見込み量確保のための方策>

「児童発達支援」は、小学校就学に伴い利用者が減っていますが、今後も保健事業や保育所・幼稚園との連携の中で、支援を必要とする児童の把握に努めます。また、障がいの特性に応じた専門的な支援を提供するため、就学後の「放課後等デイサービス」利用へつなげるなど、支援の継続に努めます。

(2) 発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援の見込み量（年単位の利用人数）

サービス体系	単位	R6	R7	R8
①障がい児等相談支援	人	9	9	8

①障がい児相談支援：発達の遅れがある子どもが通所支援を利用するにあたり、発達支援サービス等利用計画を作成し、通所支援開始後は、利用状況の確認（モニタリング）と相談支援を行います。

<見込み量確保のための方策>

上川中部福祉事務組合「上川中部基幹相談支援センター」と連携を図りながら計画を作成し、子どもとその家族が健やかに生活を送れるよう、関係機関と連携してサービス量の確保に努めます。

また、子どもの発達や育児上の悩みについて、子育て支援センターや学校など身近な機関と連携し、気軽に相談できる体制づくりを進め、相談窓口の周知を行います。

(3) その他の支援

・障がい児等支援体制整備事業（北海道単独事業）

子どもの成長や発達に関する身近な相談機関として、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族に適切な相談支援及び療育支援について、上川中部福祉事務組合「上川中部子ども通園センター」において実施します。

3. 地域生活支援事業の見込量

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて効率的かつ効果的に地域生活支援事業を実施します。

本事業は、障がい福祉サービスの給付とともに、障がい者の自立と社会参加を促す事業であり、地域生活の支援に必要なサービス提供体制を整備し、適切なサービス量を見込みます。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民へ障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者、家族、地域住民等が、地域において自発的に取り組む活動を支援します。

(3) 相談支援事業

・障がい者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

・基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障がい者相談支援事業や成年後見制度利用支援事業などの相談等の業務を総合的に行います。

- **相談支援機能強化事業**

市町村における相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置し、地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報提供、人材育成の支援などの相談支援機能強化の取り組みを行います。

- **住宅入居等支援事業**

賃貸契約による一般住宅（公営住宅や民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を行い障がい者等の地域生活を支援します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、権利擁護を図るため、成年後見制度の利用にかかる経費の一部を補助します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(6) 意思疎通支援事業

- **手話通訳者・要約筆記者派遣事業**

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者、要約筆記者等を派遣し支援します。

- **手話通訳者設置事業**

手話通訳者を役場庁舎に設置し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に各種手続き等について仲介の支援を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付・貸与を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進や市町村の広報活動などの支援者として、日常会話を行うのに必要な手話語彙・手話表現技術を習得できるよう養成研修を行います。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

(10) 地域活動支援センター事業

障がい者に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

<必須事業の見込量>

サービス体系	単位	R6	R7	R8
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施
(3) 相談支援事業				
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	設置	設置	設置
相談支援機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施
(6) 意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	0	0	0
(7) 日常生活用具等給付事業				
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	0
排泄管理支援用具	件	204	216	228
居宅生活動作補助用具	件	0	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	1
(9) 移動支援事業	人	3	3	3
	時間/年	80	80	80
(10) 地域活動支援センター (基礎的事業)	カ所	0	0	0
	人	0	0	0

<見込み量確保のための方策>

上川中部福祉事務組合「上川中部基幹相談支援センター」の協力により、「理解促進研修・啓発事業（町のイベントや広報誌での啓発・周知）」「相談支援事業」「手話奉仕員養成研修」を実施し、障がい者への理解促進が進むよう活動を行います。

サービス需要の高い「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」については、近隣市町村の事業所と連携を図りながらサービス提供の確保に努めます。

【任意事業】

(1) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息時間の確保を支援します。

(2) 更生訓練費事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設（自らの障がいを克服し社会経済活動に参加するため、必要な治療又は指導を行い、必要な訓練を行う施設）の入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(3) 身体障害者自動車運転免許取得事業

身体障がい者が自動車運転免許証を取得することにより、社会活動への参加を促進します。上限額 15 万円。

(4) 福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者等に対して、低額な料金で居室や設備を利用してもらうとともに、日常生活に必要なサービスを提供することにより、地域での生活を支援します。

(5) 生活サポート事業

介護給付費支給決定者以外の方に対し、日常生活に関する支援や家事援助を行うことで、地域での自立した生活の推進を図ります。

(6) 地域移行のための安心生活支援事業

介護者が急病等のため、障がい者等が自宅での生活が困難となったときの緊急一時的な宿泊場所の確保や、障がい者が住み慣れた町で安心してくらしたいけるよう、地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊の支援を行います。

<任意事業の見込量>

サービス体系	単位	R6	R7	R8
(1) 日中一時支援事業	人	0	0	0
(2) 更生訓練費事業	人	0	0	0
(3) 身体障害者自動車運転免許取得事業	人	0	0	0
(4) 福祉ホーム事業	人	0	0	0
(5) 生活サポート事業	人	0	0	0
(6) 地域移行のための安心生活支援事業	人	1	1	1

<見込み量確保のための方策>

障がい者を介護している家族の一時的な休息の確保のため、事業所と連携し日中一時支援事業の確保に取り組みます。また、上川中部福祉事務組合「上川中部基幹相談支援センター」と連携を図り、事前の登録の呼びかけを行い、緊急時にも迅速に対応できるよう、安心生活支援事業の推進に努めます。その他の事業については、市民の認知度が低いため、周知活動に努めます。

【その他の事業】

(1) 身体障がい者補装具費給付事業

身体障がい者の職業その他の日常生活の能率の向上や、身体障がい児について将来社会人として自立するための素地を育成・助長することを目的に、使用する補装具に係る費用を給付します。

(2) 重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業

重度の下肢障がい、体幹機能障がい、視力障がい、内部障がい、知的障がい、精神障がいのある障がい者等に対し、町内でタクシーを利用する交通費を助成します。

(3) 腎臓機能障がい者通院交通費支給事業

腎臓機能に障がいがある方に対し、人工透析療法による医療機関への通院に要した交通費を助成します。

(4) 心身障害者（児）等療育施設通所（園）交通費助成事業

社会参加をめざすため心身等の療育訓練を受ける施設等に通う障がい者や障がい児とその家族に対し、通所に係る交通費を助成します。

(5) 福祉灯油助成事業

冬期間の経済的負担の軽減のため、障がい者や障がい児がいる世帯に対し、灯油購入に係る一部費用を助成します。

(6) 上川中部こども通園センター通所交通費助成事業

心身に障がいのある児童に対し、生活習慣の確立、知的発達及び運動発達等を促進するために上川中部こども通園センターに通園する交通費を助成します。

(7) 屋根雪下ろし事業

居住する家屋の屋根雪下ろしが困難な障がい者世帯に対し、その費用を助成します。

(8) 難病者援護金支給事業

原因不明で治療方法が未確定である疾患（難病）に罹患している方に対し、援護金を支給します。

(9) 障害者等通所送迎事業

障がい者の自立や社会参加及び身体機能や生活能力の向上をめざし、障がい福祉サービス等において事業所へ通所している方に対し、自宅から乗降できる送迎バスを運行します。

3-6 計画の推進体制

1. 計画の周知

障がい者が安心して生活できるまちづくりの実現には、地域住民の理解と協力が不可欠であり、計画の内容についての周知徹底と意識の啓発が重要です。

本計画の実施にあたっては、町広報紙やホームページに計画の概要を掲載するほか、様々な媒体・機会を活用し、適切かつわかりやすい広報活動に努めます。

2. 推進体制の確立

本計画の推進には、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など全庁的な取り組みが必要とされますが、庁内においては保健福祉課が中心となり、計画推進体制の整備に努めます。

また、「上川町障がい者等支援会議」において、相談支援、就労支援、発達支援などの様々な地域課題について検討を行い、関係機関のネットワークを構築します。

また、PDCAサイクルにより、定期的に調査・分析を行い、課題等がある場合は随時対応しながら施策の見直しと計画への反映に努めます。

